

令和 6 年度

現 場 説 明 書

工事名 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）

令和 6 年 5 月 9 日
鳥 取 県

[1] 一般事項

1 事務手続

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

2 数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

3 入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領を適用する工事である。入札時積算数量書活用方式については（別記）によること。

4 質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和 6 年 5 月 22 日までに電子入札システムの所定の画面に入力すること。なお、質問の無い場合、入力は不要である。

各質問への回答については、令和 6 年 5 月 24 日までに電子入札システムの所定の画面においてまとめて閲覧に供する。

5 契約事務

落札者は、鳥取県土整備事務所建設総務課に出向き、請負契約事務及び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

6 その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を 2 部、下請契約締結後 20 日以内に提出すること。

(2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触

する 行為を行ってはならない。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－1に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第20条第1項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

[2] 特記事項

1 [施工条件明示事項]

(別紙－2) 有 ・ 無

2 [工事成績評定]

本工事は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ〕に該当するため。

~~ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、250万円未満の建築・設備工事~~

~~イ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~

~~ウ 機器の納品、部品取替等の工事~~

~~エ 工事目的物を伴わない工事~~

[3] 設計等留意事項

○敷地内焼却施設前の通路は2tクラスの車両が不定期に出入りするため、側溝、舗装工事の時期を事前に調整しておくこと。

○敷地内にRC製旧貯水槽（位置はA-28図～A-29図に図示）が埋設されているので、留意の上工事を進めること。なお撤去は行わない。

○A-30図の概略工程表は約7ヶ月の工期を見込んでいるが、設備機器の納期を考慮して3月10日までの工期としている。

○軸組図に指定している耐力面材については、指定場所以外の全外壁面に施工することとしている。

○仮囲いはプラスチックフェンスを設置することとしているが、施設管理者からの指示があった場合は監督員と協議の上、移動を行うこと。

○近隣には農耕地があるので、敷地外へ濁水を排出しないよう予め措置を講じること。

○シックハウス対策については、建具設置により既存棟と別棟扱いとしている。

(別記)

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求められないものとする。

(3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

(5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 入札閲覧設計書に対する質問

(1) この入札閲覧設計書(入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。)に対する質問がある場合においては、電子入札システムにより提出するものとする。

3. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。

(3) 工事費内訳書は、1.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 下請関係の合理化について

- (1) 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、抵触する行為は行わないこと。
- (2) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「鳥取県総務部が発注する建設工事における適正な価格による下請契約に関する取扱いについて」（平成26年12月24日付第201400108286号総務部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (3) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (4) 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (5) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (6) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に要する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第59条、第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。
- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工所用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工所用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工所用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工所用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会いなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、受注者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年3月鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (4) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (5) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (6) 本工事が、発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。
公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等

に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

特記事項 [施工条件明示事項]

令和6年3月改正

[鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）]

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

項目	明 示 事 項	条 件
<p>① 工 程</p>	<p>①. 他工事との調整</p> <p>②. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限</p> <p>③. 関係機関等との協議</p> <p>4. 工事の指定部分</p> <p>5. 地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合</p> <p>⑥. 週休2日促進工事</p>	<p>工事名 <u>鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（電気設備）</u> <u>鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（機械設備）</u></p> <p>上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に建設協議会を組織し、（当該協議会の代表者となって）全社協力のもとで安全管理に留意すること。</p> <p>制限される工事 ・ 制限の内容 <u>施工時間は原則として8時から17時15分までとする</u></p> <p>本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。</p> <p>_____については、 令和 ____年 ____月 ____日までに完成させること。</p> <p>工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他 _____）について調査済み]である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。</p> <p>・ 移設機関 _____</p> <p>本工事は、営繕工事における週休2日促進工事实施要領（試行）の対象工事である。 https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の規定に従い週休2日工事を実施すること。</p>
<p>② 用 地</p>	<p>①. 工事用車輛の駐車場</p>	<p>・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 □原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。</p>
<p>3 公 害 対 策</p>	<p>1. 機械施設等の制限</p> <p>2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合</p>	<p>内 容 <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>・近隣家屋等の ・事前事後の状況を写真を付して記録し ・事後（ _____ ）の調査を行い万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、県が行う対応等に協力すること。</p>
<p>④ 安 全 対 策</p>	<p>①. 交通安全施設等の指定</p>	<p>□一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 □交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B <u>20</u>人 交替要員 _____人 1日あたり合計 <u>1</u>人 配置日数 <u>20</u>日 工事全体合計 <u>20</u>人・日</p> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合場交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>
<p>⑤ 工 事 用 道 路</p>	<p>①. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>・（ア）工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合</p> <p>・（イ）搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p>	<p>□運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。</p> <p>・制限の内容 _____</p> <p>・処置の内容 _____</p> <p>・幅員 _____ m ・延長 _____ m ・切込砕石 厚 _____ cm ・その他 _____</p> <p>・工事終了後の処置 _____</p>

項目	明 示 事 項	条 件
6 仮 設 備	1. 仮囲い等の範囲、構造	<ul style="list-style-type: none"> ・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・施工範囲の <u>コンクリート舗装</u> 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示 (A-30 図) による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建 設 副 産 物 の 処 理	<p>1. 建設発生土の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)他工事等流用 ・(イ)建設技術センター □(ウ)民間残土受入地 <p>2. 分別解体等</p> <p>3. 再資源化施設への搬出</p> <p>(施設の名称・受入れ費用)</p> <p>(受入れ時間帯) (受入れ条件)</p> <p>4. 最終処理等</p> <p>5. 産業廃棄物処理</p> <p>6. 産業廃棄物の処理に係る税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。 なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 建設発生土は <u>鳥取 市・町・村 有富</u> 地内の <u>民間残土受入地 (中央建設)</u> に運搬 (片道運搬距離 <u>約 8.14 km</u>) するものとする。なお、処理費として 1 m³ 当り <u>1,100 円</u> を <u>中央建設</u> に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m² 以上) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 コンクリート塊 <u>鳥取 市・町・村 南限</u> 地内の <u>再資源化施設</u> (運搬距離 <u>約 7.36 km</u>)、費用 1 t 当たり <u>1,800 円</u> アスファルト塊 <u>鳥取 市・町・村 南限</u> 地内の <u>再資源化施設</u> (運搬距離 <u>約 7.36 km</u>)、費用 1 t 当たり <u>2,000 円</u> 建設発生木材 <u>鳥取 市・町・村 港町</u> 地内の <u>再資源化施設</u> (運搬距離 <u>約 9.78 km</u>)、費用 1 t 当たり <u>1,800 円</u> その他 () _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 8 時～17 時 (平日) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。 _____ については、_____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____ 円見込んでいる。
8 建 設 副 産 物 の 使 用	<p>1. 建設発生土の使用</p> <p>2. 再生資源の使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> _____ 工事から [当該工事運搬・相手方運搬] の建設発生土を受入れ、使用箇所: _____ に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。 ア Co 雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所: _____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所: _____ に使用する。 ウ <ul style="list-style-type: none"> ・再生クラッシャーラン [規格: _____] は、使用箇所: _____ に使用する。 ・再生コンクリート砂 [規格: RS- _____] は、使用箇所: _____ に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物 [規格: _____] は、使用箇所: _____ に使用する。 オ その他再生資材 [資材名: _____] [規格: _____] は、使用箇所: _____ に使用する。

項目	明 示 事 項	条 件						
9 支物 障件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法						
10 濁処 水理	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先						
11 そ の 他	<p>1. 工事实績情報の登録</p> <p>2. 支給材料及び貸与品がある場合</p> <p>3. 工사용電力等を指定する場合</p> <p>4. 自社施工 (塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事)</p> <p>5. 景観評価</p> <p>6. 提出書類</p> <p>7. 石綿含有建材の事前調査結果の掲示について</p> <p>8. 石綿含有建材の事前調査結果の報告について</p> <p>9. 労災補償に必要な保険の付保</p> <p>10. 墜落制止用器具の着用について</p> <p>11. 工事における情報共有システムの利用について</p> <p>12. 鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について</p> <p>13. 遠隔臨場</p> <p>14. そ の 他</p>	<p>工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>品 名</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>品質、規格又は性能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡場所</td> <td>引渡時期</td> </tr> </table> <p>内 容</p> <p>本工事においては、工（工を除く）のうち、〔千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。</p> <p>ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。</p> <p>イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。</p> <p>・工事履行報告書（毎月提出）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>大気汚染防止法（第 18 条の 15）及び石綿障害予防規則（第 3 条及び第 4 条の 2）（次号において、「大気汚染防止法等」という。）による調査結果の掲示を行うこと。（公共建築改修工事標準仕様書（第 9 章））</p> <p>大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。</p> <p>本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。</p> <p>労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。</p> <p>発注時の請負対象設計金額が建築工事にあつては 20,000 千円以上、それ以外の工事にあつては 5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。 なお、情報共有システム利用にあたり、6,000 円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未滿で請負対象設計金額が 2,500 千円以上の工事にあつても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。</p> <p>当工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。</p> <p>本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htmに掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係建設コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。</p> <p>・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講ずること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。</p>	品 名	数 量	品質、規格又は性能		引渡場所	引渡時期
品 名	数 量							
品質、規格又は性能								
引渡場所	引渡時期							

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

(目的)

第1条 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）は、鳥取県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針（別表2及び3を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 元請負人 県発注工事を県から直接請け負った者をいう。
- (2) 下請注文者 県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。
- (3) 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第1条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

(下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務)

第4条 下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第8条及び建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号）に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。

- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第19条の3の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。
- (2) 使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。
- (3) 事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけでなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。
- (4) 長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。
- (5) 技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

- (6) 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第1号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

(下請次数の制限)

第5条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）にあっては3次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表1に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

(下請負人の選定)

第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。

- (1) 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。
 - (2) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。
 - (3) 下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第5号に定める期限内に県へ提出しなければならない（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。
 - (4) 下請注文者（下請の次数が2次までの下請注文者に限る。）が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）であること。ただし、施工能力を有する県内業者が1社以下であると元請人が判断する場合等、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者としてすることができる。
 - (5) 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者（以下「県外貢献業者」という。）であること（前号の承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。）。
- 2 前条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定による承認に準用する。

(下請契約の締結に当たっての遵守事項)

第7条 下請注文者は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たって、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、第4条第1号に規定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議すること。
- (2) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重す

るとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

- (3) 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款（平成 22 年 7 月 26 日中央建設業審議会決定）又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にあつては別表 2 の条項を、元請負人以外の下請注文者にあつては別表 3 の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。
- (4) 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。
- (5) 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して 20 日以内に建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第 14 条の 2 及び同規則第 14 条の 4 に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」（元請負人を除く下請注文者分は写し）を提出すること。

（帳簿書類等の備付け）

第 8 条 元請負人は県発注工事ごとに前条第 5 号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第 1 項及び第 4 項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

（確認、指示等）

- 第 9 条 県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（平成 16 年 3 月 11 日付管第 2313 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。
- 2 県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
 - 3 下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。
 - 4 県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の調査を求めるものとする。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、同年 7 月 1 日以降に調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。
（経過措置）

- 2 第6条第1項第3号の改正規定並びに様式第1号（第7条関係）中のNo.3の改正項目及び記入要領4の改正規定は、平成27年12月31日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成29年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第1項及び第6条第1項第3号の改正規定（ただし書を除く。）並びに様式第2号（第7条関係）中のNo.3の改正項目は、平成29年9月30日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係） 下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領（平成11年10月5日付管第435号鳥取県土木部長通知）に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記2の記載事項を記載すること。

1 監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、2次下請業者を選定するに当たって県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、1次下請業者は元請負人に協議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

2 協議書記載事項

(1) 協議事由

記載例：鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（第5条第1項・第6条第1項第4号・第6条第1項第5号）に基づき、下請制限の除外（次数制限・県内業者優先選定・県外貢献業者優先選定）を協議します。

(2) 協議理由

注意：下記3に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

(3) 下請工事の内容

(4) 下請負人予定者

3 協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
<p>第5条第1項 (次数制限)</p>	<p>1 当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由（施工能力を有する県内業者が1社以下であると判断した理由を含む。）を記載すること。</p> <p>2 制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。</p> <p>* 次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を1次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、1次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、2次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。</p> <p>* なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の手持ち工事量が多い。 ・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がいない。
<p>第6条第1項第4号 (県内業者優先) 第6条第1項第5号 (県外貢献業者優先)</p>	<p>1 下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。</p> <p>2 県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示すこと。</p>

【1次下請用】

（県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第 一 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

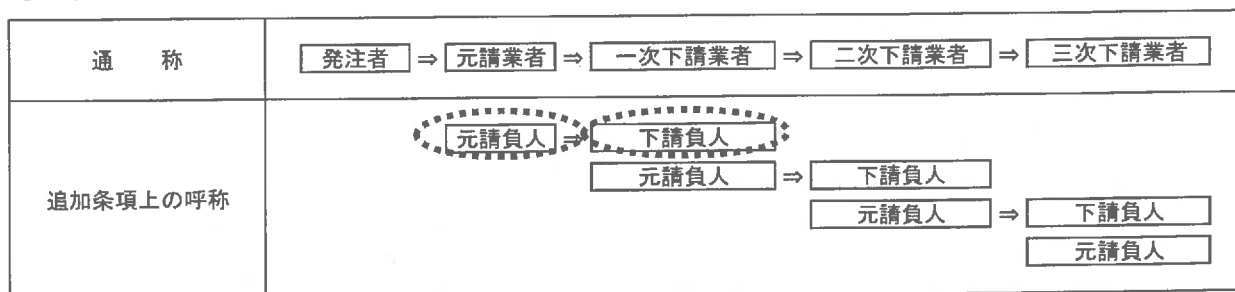
2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。

3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。

4 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。

5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表2における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。
これ以外の下請契約においては、別表3の追加条項を追加してください。

【2次下請以下用】

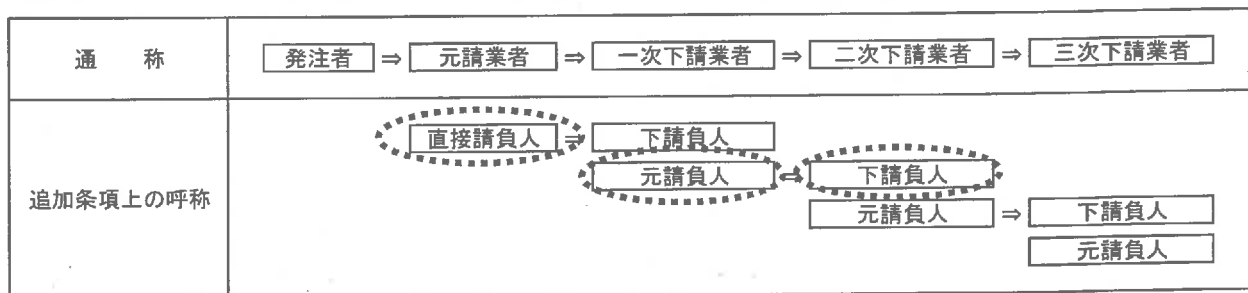
（下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用）

（鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守）

第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（以下「指針」という。）に規定する事項を互いに遵守しなければならない。

- 2 元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負人」という。）から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに是正等に応じるものとする。
- 3 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。
- 4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考：別表3における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注：上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約（この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。）、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。
 なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

報告書提出年月日 平成 年 月 日
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

保険未加入者選定報告書

（報告書作成者：県と直接契約関係にある元請負人）

商号又は名称

代表者氏名

印

保険未加入者の商号又は名称：	
1 保険未加入者を選定した具体的な理由	
2 当該保険未加入者に対する保険加入指導状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険加入指導を行った日（ 年 月 日） ・ 保険未加入者に行った加入指導の内容 ・ 保険未加入者の保険加入手続完了時期（見込み） （ 年 月 日）
3 当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由	具体の理由を詳細に記載すること

報告書提出年月日 平成 年 月 日
 報告書作成年月日 平成 年 月 日

下請契約遵守事項報告書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）

商号又は名称

代表者氏名

印

下請負人の商号又は名称：				
No.	項 目	はい	いいえ	「いいえ」 の理由
1	下請契約の締結に当たり、指針第4条第1号に規定する金額が確保されるよう努めた。			—
2	指針第5条第1項（回数制限）に違反する下請契約ではない。			—
3	指針第6条第1項第3号（保険未加入者との下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。			
4	指針第6条第1項第4号（県内業者優先）及び第5号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。			—
5	指針第7条第1号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			—
6	指針第7条第2号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。			
7	指針第7条第3号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表2又は3に掲げる条項を追加して記載することとしている。			—

〔記入要領〕

- 1 下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。
- 2 確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。
- 3 確認項目No.2及び4について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。
- 4 確認項目No.3及び6について、「いいえ」となることが認められるためには、No.3においては2次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、No.6においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。
- 5 元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。
また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に県に提出すること。
- 6 1から5の要領は、変更契約時も同様とする。

みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%、令和6年3月には6.4%引き上げ、平成24年度に比べ約63.2%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☺ 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 元請 ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 元請 ➢ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

- 下請 ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成25年に11.5%、平成26年2月に6.6%、平成27年2月に4.1%、平成28年2月に3.6%、平成29年3月に3.2%、平成30年3月に3.1%、平成31年3月に1.4%、令和2年3月に2.5%、令和3年3月に0.8%、令和4年3月に2.8%、令和5年3月に4.4%、令和6年3月に6.4%引き上げられ、平成24年度に比べ約63.2%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職種	単価 (円)													上昇率
	H24.4	対H24.4比 H25.4	対H25.4比 H26.2	対H26.2比 H27.2	対H27.2比 H28.2	対H28.2比 H29.3	対H29.3比 H30.3	対H30.3比 H31.3	対H31.3比 R2.3	対R2.3比 R3.3	対R3.3比 R4.3	対R4.3比 R5.3	対R5.3比 R6.3	
特殊 作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	5.4%	2.0%	8.0%	56.5%
普通 作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	3.3%	3.2%	5.0%	55.6%
軽 作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	0.0%	6.1%	8.6%	60.0%
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	5.0%	1.7%	3.4%	60.7%
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.9%	17.1%	70.5%
運転手 (特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	4.0%	2.2%	7.6%	53.5%
運転手 (一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	5.2%	2.5%	8.4%	63.1%
型わく 工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	0.0%	6.4%	5.2%	67.1%
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	5.6%	3.5%	57.7%
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	0.0%	4.9%	3.7%	57.7%

【公共工事設計労務単価とは？】

- 公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者51職種について定めています。
- 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- 労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
- 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
- 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- 新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（16,800円/日、20日/月勤務）の場合

月当たり16,800(円/日)×20(日)=336,000円となり、これは上記枠内の1.～4.により算定した年収(4,032千円)を12ヶ月で除したものに相当し、法定福利費(雇用保険、医療保険及び年金保険)の本人負担相当額(約15%)が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R6.3月以降）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	57,000 円 (100.0%)	55,518 円 (97.4%)	1,482 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	4,143 円 (100.0%)	2,294 円 (55.4%)	1,849 円 (44.6%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	7,705 円 (100.0%)	6,265 円 (81.3%)	1,440 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要で

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	57,000 円/t	55,518 円/t	8,600 円/t	9,049 円/t
足場工	4,143 円/掛㎡	2,294 円/掛㎡	355 円/掛㎡	374 円/掛㎡
型枠工	7,705 円/㎡	6,265 円/㎡	970 円/㎡	1,021 円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×154.90÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×163.00÷1,000

※R6.3月以降の率

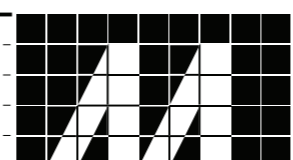
●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価)＋③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）

No.	図面名称	Scale	No.	図面名称	Scale
	表紙 図面リスト				
A-01	木造建築工事特記仕様書（1）		S-01	木造構造関係共通事項（その1）	
A-02	木造建築工事特記仕様書（2）		S-02	木造構造関係共通事項（その2）	
A-03	木造建築工事特記仕様書（3）		S-03	木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書（その1）	
A-04	木造建築工事特記仕様書（4）		S-04	木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書（その2）	
A-05	木造建築工事特記仕様書（5）		S-05	地盤改良特記仕様書	
A-06	配置図 附近見取図	1/300	S-06	基礎伏図、基礎リスト	1/100、1/20
A-07	仕上表		S-07	構造伏図（1）	1/100
A-08	敷地求積図 家畜焼却施設求積図	1/300、1/100	S-08	構造伏図（2）	1/100
A-09	床面積求積図 改修前平面図	1/200、1/100	S-09	軸組図（1）	1/100
A-10	改修後平面図	1/30、1/100	S-10	軸組図（2）	1/100
A-11	立面図 断面図	1/100			
A-12	立面図 [改修前・後]	1/100			
A-13	床伏図 天井伏図	1/100			
A-14	矩計図（1）	1/10、1/30			
A-15	矩計図（2）	1/30			
A-16	平面詳細図	1/50			
A-17	展開図（1）	1/50			
A-18	展開図（2）	1/50			
A-19	展開図（3）	1/50			
A-20	展開図（4）	1/50			
A-21	部分詳細図	1/50			
A-22	建具キープラン 建具表	1/100、1/50			
A-23	ユニットバス詳細図	1/20			
A-24	什器詳細図（1）	1/20			
A-25	什器詳細図（2）	1/20			
A-26	什器詳細図（3）	1/20			
A-27	什器詳細図（4）	1/20			
A-28	外構配置図 外構詳細図 [改修前]	1/100、1/5、1/20、1/100			
A-29	外構配置図 外構詳細図 [改修後]	1/100、1/5、1/20、1/100			
A-30	仮設計画図 概略工事工程表				



(有)望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）
管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW	CHECK
望月	西村

図名 表紙 図面リスト
No. Scale

木造建築工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 鳥取市国安210-9の一部、210-13の一部、210-19

2. 敷地面積 2,436.58 ㎡

3. 地域・地区 1 都市計画区域 (内 (市街化区域 (市街化調整区域 (非線引き区域)) 外)
2 用途地域等 (指定なし)
3 防火地域等 (防火地域 (準防火地域 (指定なし)

4. 工事概要

番号	検査種	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
1	検査種		新築	W造	1	164.80	165.17
2	事務所・家畜診療所		改修	R/C造	1	243.34	221.55
計						408.14	386.72

2. 工作物

U形側溝、浸透側溝及び集水弁	新設
透水性アスファルト舗装、コンクリート舗装	新設

4. 造園

II 建築工事仕様

1. 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「木造建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「木造標準仕」という。))による。また、木造標準仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標準仕」という。))による。
- 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 受注者は完了検査(中間検査を含む。)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意すること。

2. 特記仕様

- 項目は、○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- 特記事項に記載の()内表示番号は、木造標準仕の当該項目、当該図又は当該表を表示。
- 特記事項に記載の【 】は、標準仕の当該項目、当該図又は当該表を表示。
- 印は、「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。))の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(環境省のホームページからダウンロード可能)による。
- 木造標準仕、標準仕で「特記がなければ」以降に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改定により(条例を含む)抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13.)の規定を優先する。

章 項 目 特 記 事 項

章	項 目	特 記 事 項																																				
1 一般共通事項	○ 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事標準仕様細則(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年度) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 																																				
	○ 届出手続等	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は本工事請負者の負担とする。																																				
	・ 電気保安技術者	(1.1.3) 工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部管轄工事自家用電気工作物保安規定第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務をおこなうものとする。																																				
	・ 工事安全計画書	(1.3.3) 建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要領を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する																																				
	○ 発生材等の処理等	(1.3.11) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その現場が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日 法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件より難し場合は、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面に監督職員に報告する。																																				
		分別解体の方法 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th rowspan="2">作 業 内 容</th> <th colspan="2">分 別 解 体 等 の 方 法</th> </tr> <tr> <th>手 作 業</th> <th>手 作 業 ・ 機 械 作 業 併 用 (範 囲)</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">新築工事</td> <td>・ 造成等の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎ぐいの工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">増築工事</td> <td>・ 外壁の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td>・ 内装等の工事</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ その他</td> <td>・</td> <td>・ (※図示)</td> </tr> </table>	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法		手 作 業	手 作 業 ・ 機 械 作 業 併 用 (範 囲)	新築工事	・ 造成等の工事	・	・ (※図示)	・ 基礎の工事	・	・ (※図示)	・ 基礎ぐいの工事	・	・ (※図示)	・ 上部構造部分の工事	・	・ (※図示)	増築工事	・ 外壁の工事	・	・ (※図示)	・ 屋根の工事	・	・ (※図示)	・ 建築設備工事	・	・ (※図示)	・ 内装等の工事	・	・ (※図示)		・ その他	・	・ (※図示)
工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法																																				
		手 作 業	手 作 業 ・ 機 械 作 業 併 用 (範 囲)																																			
新築工事	・ 造成等の工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 基礎の工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 基礎ぐいの工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 上部構造部分の工事	・	・ (※図示)																																			
増築工事	・ 外壁の工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 屋根の工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 建築設備工事	・	・ (※図示)																																			
	・ 内装等の工事	・	・ (※図示)																																			
	・ その他	・	・ (※図示)																																			

○ 環境への配慮

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地
○ コンクリート		
・ コングリ及び鉄から成る建設資材		
・ 木材		
・ アスファルト・コンクリート		

化学物質を分散させる建築資材等 (1.4.1)
 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
 2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
 3) 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性材を除く)が追加されていない材料を使用する
 4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする
 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外
 ① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 ② 建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 ホルムアルデヒド放散量 第三種
 ① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
 ② 建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

○ 材料の品質等

材料・機材等の品質及び性能 (1.4.2)
 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
 2) 本工事に使用する材料のうち、3)に指定する材料の製造業者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書等の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
 (3) 安定的な供給が可能であること
 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること
 3) 製造業者等に関する資料の提出が必要な材料

工 事 種 目	技 能 検 定 機 種	技 能 検 定 作 業
仮設工事	とび	○ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○ 鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	○ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業 とび ・ とび作業 塗装 ・ 建築塗装作業
コンクリートブロック・E-24用仕立	アブロック	・ コンクリートブロック工事作業
砕・押出成型仕立板工事	E-15用仕立板施工	・ E-15用仕立板工事作業
防水工事	防水施工	・ 727防水工事作業 ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業)
石工事	石材施工	・ 石張り作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	○ 大工工事作業
屋根及び外装工事	建築板金	○ 内外装板金作業
	スレート施工	○ スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業
	建築板金	○ 内外装板金作業
左官工事	左官	○ 左官作業
建具工事	サッシ施工	○ E6用サッシ施工 ・ 木造用サッシ施工
	ガラス施工	○ ガラス工事作業 ・ 建築フィルム作業
	木製建具施工	○ 木製建具加工作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工
その他	その他	・ 金属製下地工事作業
内装工事	内装仕上施工	・ アクリル系床仕上げ工事作業 ・ 板敷仕上げ工事作業 ・ 板敷仕上げ工事作業(2線及び3線仕上げ工事作業を含む)
	表装	○ 装飾作業
	配管	・ 建築配管作業
排水工事	路面表示施工	・ 溶剤系インターコート工事作業 ・ 加酸系インターコート工事作業
舗装工事	造園	・ 造園工事作業
植栽工事	量	・ 量製作業

標準仕様書に記載されていない特別な工法については、材料製造所の指定する工法とする。(1.5.2)

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業すると共に、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと
 (技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者)
 また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札を常時着用すること

○ 技能士

工 事 種 目	技 能 検 定 機 種	技 能 検 定 作 業
仮設工事	とび	○ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○ 鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	○ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業 とび ・ とび作業 塗装 ・ 建築塗装作業
コンクリートブロック・E-24用仕立	アブロック	・ コンクリートブロック工事作業
砕・押出成型仕立板工事	E-15用仕立板施工	・ E-15用仕立板工事作業
防水工事	防水施工	・ 727防水工事作業 ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業) ・ 727防水工事作業(727防水工事作業)
石工事	石材施工	・ 石張り作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	○ 大工工事作業
屋根及び外装工事	建築板金	○ 内外装板金作業
	スレート施工	○ スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業
	建築板金	○ 内外装板金作業
左官工事	左官	○ 左官作業
建具工事	サッシ施工	○ E6用サッシ施工 ・ 木造用サッシ施工
	ガラス施工	○ ガラス工事作業 ・ 建築フィルム作業
	木製建具施工	○ 木製建具加工作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工
その他	その他	・ 金属製下地工事作業
内装工事	内装仕上施工	・ アクリル系床仕上げ工事作業 ・ 板敷仕上げ工事作業 ・ 板敷仕上げ工事作業(2線及び3線仕上げ工事作業を含む)
	表装	○ 装飾作業
	配管	・ 建築配管作業
排水工事	路面表示施工	・ 溶剤系インターコート工事作業 ・ 加酸系インターコート工事作業
舗装工事	造園	・ 造園工事作業
植栽工事	量	・ 量製作業

・ 施工の検査等

○ 化学物質の濃度測定

1) 測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定 (1.5.9)
 ・ 厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
 ・ パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
 測定対象室(一般検査室、精密検査室、臨床検査室)
 2) パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
 測定対象室のすべての窓及び扉(送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する
 ① 30分間換気
 測定対象室のすべての窓及び扉(送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する
 ② 5時間閉鎖
 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を6時間閉鎖する。ただし、送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
 ③ 測定
 a 測定の状態のまま測定する。
 b 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時~3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。
 c 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
 ④ 分析
 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
 ⑤ その他
 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

○ 完成写真

区 分	分類・規格	撮影箇所	部数	備 考
※ 工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	
※ 完成写真	カラーサービス判	○ 内部 14箇所 ○ 外部 6箇所	2部 2部	
・	カラーキャビネ判	・ 内部 箇所 ・ 外部 箇所	部 部	
・ パネル	カラー	・ 四ヶ切 箇所 ・ 半切 箇所 ・ 全紙 箇所	2部 部 部	
・				
○ 電子データ又はネガの提出[工事記録写真]	()	要 / 不要		
○ 電子データ又はネガの提出[完成写真]	()	要 / 不要		

○ 完成時の提出図書

区 分	分類・規格	撮影箇所	部数	備 考
※ 原図 A1版又は A2版 (設計図の第2原図訂正不可)			1部	
※ CADデータ			1部	
※ 原図の2つ折製本			2部	
・ 原図の縮小版の2つ折製本 (A4版)			2部	
・ 複製 縮小版 A3バラ焼			部	

○ 施工図及び施工計画書

作成図の種類及び内容
 ○ 案内図・配置図・面積表：配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む(B M の表示)
 ○ 平面図：室名、耐震壁 (防火壁)、避難施設等を表示する
 ○ 立面図：外壁仕上等を表示する
 ○ 断面図：階高、天井高等を表示する
 ○ 仕上表：屋外、屋内(各階)の仕上表を表示する
 ○ 構造図：杭、構造躯体等を表示する
 ○ その他：設計図に依る
 ※ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部屋名称」ラベルを貼付すること
 提出した施工図及び施工計画書の著作権に保わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

○ 設備工事との取り合い

設 備 工 事 と の 取 り 合 い	建 築	電 気 設 備	機 械 設 備
○ コンクリート壁、床等貫通部	補 強 ※	※	※
○ 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮種及び埋込部分の補強	スリープ・箱入れ ※	※	※
○ 埋込形機器取付用の天井、壁の切込加工	切 込 ※	※	※
○ 下地の補強	補 強 ※	※	※
○ 天井点検口	※	※	※
○ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置 ※	※	※

○ 設計図

※ 図式
 建築基準法に基づき定められた区分等
 基準風速 $V_{0} = 32 \text{ m/s}$
 地表面粗度区分 Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ
 積雪区分 建設告示第1455号 別表 (33)

○ 保全に関する資料

下記のものをもJIS A4版ファイルに製本して監督職員に提出する。(1.7.3)
 ○ 主な主要材料、機器等のメーカー及び施工者一貫表
 ○ 機器性能試験成績書及び取扱説明書
 ○ 保証書
 ○ 官公署届出書類 (保守に必要とするもの)
 ○ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書

○ 火災保険等

工事事務物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等加入する。
 保険の加入期限 ※ 工事完成引渡しまでの間
 ※ 対象工事 ・ 対象外工事
 ※ 対象工事 ・ 対象外工事
 ・ 建設リサイクル法
 ・ 鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県景観形成条例	※ 対象工事	・ 対象外工事
・ 省工手法	※ 対象工事	・ 対象外工事
・ 鳥取県公共事業環境配慮指針	※ 対象工事	・ 対象外工事

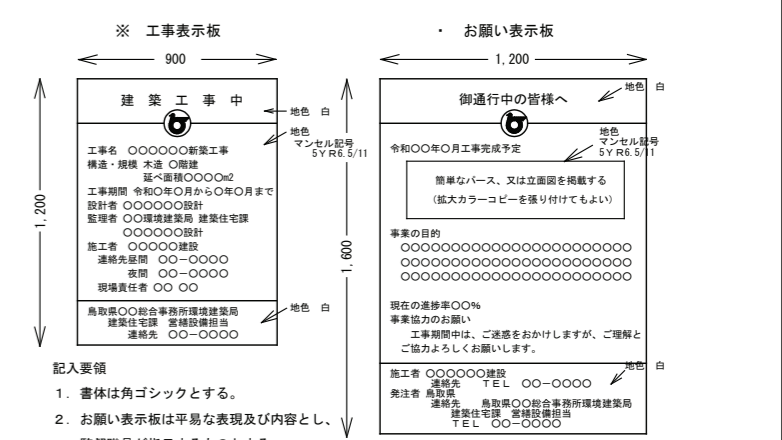
○ 足場その他

足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版 2.2.4 (2) によるほか、設置 (2.2.4) においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと

○ 監督職員事務所

※ 設ける ㎡ ○ 設けない (2.3.1)
 現場に常備する備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること

○ 表示板



○ 工事用水

構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる(※ 有償 ・ 無償)

○ 工事用電力

構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる(※ 有償 ・ 無償)

○ 工事用仮設物

構内既存の施設 ・ できる ○ できない

・ 工事現場のハイブロッグ

3 土工・地業・基礎工事

○ 埋戻し及び盛土

埋戻し土 種 別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 [3.2.3] 【表3.2.1】
 ・ 建設汚泥から再生した処理土[G]
 C種の場合 (建設発生土入量() m3 発生場所：)
 D種の場合は「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。

○ 盛土

盛土 種 別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 [3.2.3] 【表3.2.1】
 ・ 建設汚泥から再生した処理土[G]
 C種の場合 (建設発生土入量() m3 発生場所：)
 D種の場合は「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。

○ 建設発生土の処理

◎ 郊外指定の場所に処分 [3.2.5]
 ○ 構内指定場所に敷き均し
 ・ 構内指定場所に応じた処理

地業工事

○ 支持地盤

・ 杭基礎 [4.3.4.5] 【4.5.5.6】
 支持地盤の位置及び種類(基礎杭の先端の位置含む)
 ・ 図示による()

○ 連続基礎

支持地盤の位置及び種類(基礎底部の位置含む)
 ・ 図示による() ○ 構造図による [3.2.1]
 試験掘り(掘り底の状態の確認等)
 ・ 行わない
 ・ 行う
 位置等
 ・ 図示による() ・ 原位置掘削時の掘切りを試験掘りとする

○ 砂利地業

材 料
 ○ 再生クラッシュサン [G] ・ 切込砂及び切込砕石 [4.6.2]
 砂利層さ
 ・ 60mm ○ 100mm [4.6.3]

○ 捨コンクリート地業

適用場所
 ・ 基礎床下、基礎スラブ下、土間コンクリート下、土に接するスラブ
 ○ 図示による()

○ 設計基準強度

設計基準強度
 ○ 18N/mm2
 スラブ
 ・ 15cm ○ 18cm [6.14.1]

○ 床下防潮層

施工範囲
 ○ 建築物の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く) [4.6.5]
 防潮工法
 ○ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上
 防潮層の位置
 ○ 図示による()



(有)望月建築設計事務所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 085

③ 土工・地業・基礎工事

○ 鉄筋 [5.2.1] [表5.2.1]

規格の名称	種類の記号	使用箇所	呼び径 (mm)	備考
異形鉄筋	※ S295	基礎	※ D16以下	
(鉄筋コンクリート用棒筋)	※ S3045		※ D19以上	

○ 鉄筋の継手 [5.3.4] [5.5.3] [5.6.3]

部位	仕様
柱、梁の主筋	※ ガス圧接 ・ 機械式継手
	・ 溶接継手 ・ 重ね継手
床、壁の鉄筋	※ 重ね継手
○ その他の鉄筋 ()	・ 重ね継手

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ [5.3.4]

- 木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 4(a)による
- 示による ()

○ 鉄筋の定着の方法及び長さ [5.3.4]

木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 4(b)による

- 示による ()

○ 鉄筋の定着長さ [5.3.4]

木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 4(b)による

- 示による ()

○ 鉄筋のかぶり厚さ [5.3.5] [表5.3.6]

最小かぶり厚さ (目地底から算出を行う)

木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 表5.11による

- 示による ()

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無

- 無し
- ・ 有り 適用箇所 ()

最小かぶり厚さ

- ・ 鉄筋径の1.5倍以上

軽量コンクリートで土に接する部分

- 無し
- ・ 有り 適用箇所 ()
- ・ 木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 表4.11に加入する厚さ ()mm

耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等)

- 無し
- ・ 有り 適用箇所 ()
- ・ 木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 表4.11に加入する厚さ ()mm

鉄筋相互のあき (特殊な鉄筋を除く) [5.3.5] [図5.3.6]

木造構造関係共通事項 (配筋標準図) 5.1(d)による

- 示による ()

○ 各部配筋 [5.3.7]

各部配筋

木造構造関係共通事項 (配筋標準図) による

- 示による ()

圧接完了後の試験 [5.4.10]

外観試験

- ※ 行う (全数)

抜取試験

- ※ 超音波探傷試験
- 試験の箇所数等
- ・ 「纏仕」 5.4.10(4)による
- ・ 引張り試験
- 試験片の採獲数は、1ロットに対して (※ 3本 ・) となる
- 試験ロット : 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする。
- 試験片を採獲した箇所の処置 : ガス圧接

コンクリート工事

○ コンクリートの使用骨材による種類及び強度 [6.2.1] [6.2.4] [表6.2.2]

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所
○ 24	○ 18 ・ 15	○ 示
○ 21	○ 18 ・ 15	○ スロープ、土間
・ 18	・ 18 ・ 15	・

軽量コンクリートの設計基準強度 [6.10.1] [6.10.2] [6.10.3] [表6.2.2]

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所
・	・	・
・	・	・

種別 [6.2.1] [表6.2.1]

※ I類 (JIS A 5308「レディーミキストコンクリート」に適合) ・ II類

○ 気乾単位容積質量 [6.2.3]

普通コンクリート ※2.3t/m³程度

軽量コンクリート

○ セメント [6.3.1] [6.13.2] [表6.3.1]

種類

※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 使用部位 (下記以外全て)

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の地、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。

- ・ 高炉セメントB種 使用部位 (1F以下部 (立上り部含む))
- ・ フライアッシュセメントB種 使用部位 ()

アルカリシリカ反応性による区分 [6.3.1]

※ A ・ B (※コンクリート中のアルカリ総量 Rt<3.0kg/m³以下)

○ 混和材料 [6.3.1] [6.3.2]

○ 混和剤

混和剤の種類 ・ 「纏仕」 6.3.1(4)(a)による

・ 混和材

混和剤の種類 ・ 「纏仕」 6.3.1(4)(b)による

○ レディーミキストコンクリート製造工場の選定 [6.4.1]

生コンクリート工場を選定する際には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリート主任技師等の常駐と全国品質管理協会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等から選定すること。

○ 無筋コンクリート [6.4.1] [6.14.1]

適用箇所

○ 「纏仕」 6.14.1(4)による箇所

・ 「纏仕」 6.14.1(4)以外の箇所

- ・ 示による ()

設計基準強度 ※ 18(N/mm²)

スラブ ○ 15cm ・ 18cm

○ コンクリートの仕上り [6.2.5] [表6.2.3]

部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値

※ 「纏仕」 表6.2.3による

合版せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [6.2.5] [6.6.6] [6.8.2] [表6.2.4]

種別	適用箇所
・ A種	
○ B種	スロープ
・ C種	・ 示

○ 型枠 [6.8.2]

せき板の材料及び厚さ

○ 合板 (○ 12mm ・)

・

断続材の使用

- 行わない ・ 行う

MCR工法用シート

- ・ 用いる

打増し厚さ

- ・ 20mm

打増し範囲

- ・ 示による ()

○ 用いない

スリーブの材種 [表6.8.1]

○ 標準仕様書 6.9.3(1) (2) 及び標準仕様書 表6.9.1による

○ 防露・防凍処理 (4.2.1)

防露・防凍処理が必要な樹種による装材及び集材

○ 薬剤の加圧注入による防露・防凍処理

・ 接着剤区分・

○ 薬剤の塗布等による防露・防凍処理

・ JIS K 15711に適合する表面処理用木材保存材

・ 薬剤の接着剤への混入による防露・防凍処理

・ 合版等の加圧注入等による防露・防凍処理

通用部位	防露・防凍処理が必要な樹種	加圧注入処理材	塗布等処理材
土台	○ ヒノキ	○ K3	・
外周柱下部1m	・	・ K3	○ 塗布
水廻り	・	・ K3	・
その他	・	・ K4	・

○ 地盤に接する鉄筋コンクリートによる床下の防露処理 (4.2.2)

○ 地盤の土壌の防露処理 (4.2.3)

通用部位 : ()

薬剤及び使用量 ・

○ 材料等 (4.2.4)

床下換気

・ ねこ土台 ○ 換気孔

小屋裏換気方法は木造標準仕様書4.2.4(3)

・ (a) (b) ・ (c) ・ (d) ・ (e)

換気孔の大きさ ※ 示による

○ 防火耐火処理等 (4.3.1)

・ 国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法 ()

○ 防火保護の材料及び工法 (4.3.2)

防火保護の材料及び工法

- ・ 防火保護の材料 ・ 示による
- ・ 防火保護の厚さ ・ 示による
- ・ 防火保護の留付けの種類 ・ 示による
- ・ 防火保護の留付け間隔 ・ 示による
- ・ 防火保護の地下材への留付け長さ ・ 示による
- ・ 防火保護の地下材への埋あき距離 ・ 示による
- ・ 防火保護の地下材への接着剤の使用 ・ 示による
- ・ 防火保護の目地等の処理方法 ・ 示による
- ・ 柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理 ・ 示による
- ・ 防火保護処理部への二次部材の取付け
- ・ 防火保護処理部の設備配管等の貫通部処理 ・ 示による
- ・ 防火保護処理部への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火保護処理 ・ 示による

燃えしろ層の工法 (4.3.3)

- ・ 燃えしろ層の厚さ ・ 示による
- ・ 柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火保護処理 ・ 示による
- ・ 接合部にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火保護処理 ・ 示による
- ・ 燃えしろ層への二次部材の取付け
- ・ 燃えしろ層の配管等貫通部処理 ・ 示による
- ・ 燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火保護処理 ・ 示による

不燃処理木材等 (4.3.4)

- ・ 示による

○ 木材 [5.2.2] (6.2.2)

○ 軸組構法 (壁構造系) 工事

○ 軸組構法 (軸構造系) 工事

○ 枠組壁工法工事

○ 丸太組構法工事

○ 接合金物・接合具等 (5.2.4) (5.5.8~13) (6.2.4) (6.5.9~6.5.14)

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ Eマーク	○ 鋼製	溶融亜鉛めっき	示による	
・ Cマーク	・			
○ 引寄せ金物	○ 鋼製	溶融亜鉛めっき	示による	
・ その他の金物	・			
・ 鋼材	・ SS400		形状は接合詳細図による。	

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		
・ ZN釘		ZN45 ~ ZN90		
・ GN釘		GN25 ~ GN125		
・ SN釘		3.05mm		せっこうボード用

○ 釘及び木ねじ

○ 釘及び木ねじ

種別	材質	適用径	使用箇所	頭部/鋼部の形状
○ N釘	○ 鉄	N19 ~ N150	適用	頭部/鋼部の形状
・ CN釘	・ ステンレス鋼	QN25 ~ QN150	耐力壁、床版、屋根	
・ BN釘	・ 鉄	BN25 ~ BN125		

Table with 4 columns: 種別, 厚さ (mm)・規格等, 施工箇所 (構造材・仕上げ材の別), 備考. Includes sections for 合板等, 耐候性処理, 防蟻・防蟻処理, 防水工事, タイル, 12 タイル工事, 13 屋根及びびい工事, 金属板葺, 粘土瓦葺.

Table with 4 columns: 種別, 呼び名, 防火材料, 仕上げの形状. Includes sections for 14 左官工事, 15 建築工器具, 16 アルミニウム製建具, 17 木製建具, 18 ガラス.

Table with 4 columns: 種別, 規格等, 備考. Includes sections for 19 鋼製建具, 20 自動ドア開閉装置, 21 ガラス, 22 複層ガラス, 23 熱線反射ガラス, 24 複層ガラス, 25 熱線反射ガラス, 26 複層ガラス, 27 熱線反射ガラス.

Table with 4 columns: 種別, 材, 備考. Includes sections for 28 ガラス留め材, 29 ガラスブロック積み, 30 塗装工事, 31 塗料, 32 接着剤, 33 ビニル床シート, 34 ビニル床タイル.



Table with 2 columns: Item Name and Specifications. Includes items like ビニル幅木, ゴム床タイル, カーペット敷き, and フローリング張り.

Table with 2 columns: Item Name and Specifications. Includes items like セッコウボード, 化粧合板, ハードボード, and フローリング.

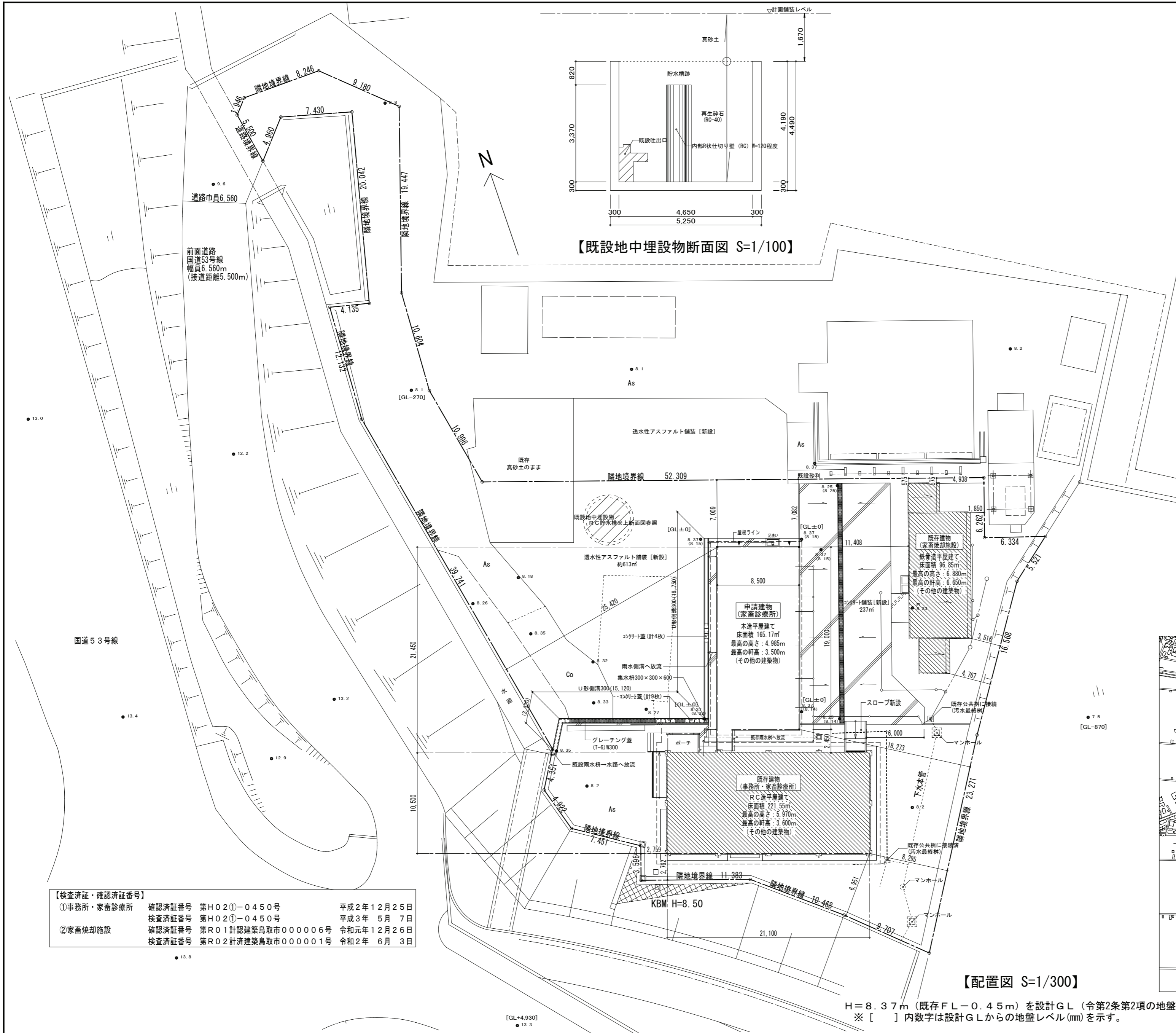
Table with 2 columns: Item Name and Specifications. Includes items like 鏡, 表示, ブラインド, ロールスクリーン, カーテン, 旗竿受金物, 車止め支柱, フェンス, プレキャストコンクリート, 間知石, 屋内掲示, 洗面カウンター, 防炎垂れ壁.

Table with 2 columns: Item Name and Specifications. Includes items like 屋外掲示, くつきマット, ピクチャーレール, 誘導用床材, アスベスト成形板, 排水工事, 配水管, 倒溝、排水樹等, 鉄製ふた, グレーチング.

20 排水工事	街きよ、縁石、側溝	【21.2.1】															
	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>形状、寸法</th> </tr> <tr> <td>・縁石</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>○U形側溝</td> <td>○図示</td> </tr> <tr> <td>○U形側溝ふた</td> <td>○図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>地盤の材料 ※標準仕様書(4.6.2)(a)による ○図示による 砂利地層の厚さ ※100(mm) ○図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書(6.14) 設計基準強度18N/mm²とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合(容積比) セメント1:砂2:砂利4程度とする。 ○図示による</p>	種類	形状、寸法	・縁石	・図示	○U形側溝	○図示	○U形側溝ふた	○図示	・	・図示	【3.2.3】					
種類	形状、寸法																
・縁石	・図示																
○U形側溝	○図示																
○U形側溝ふた	○図示																
・	・図示																
21 舗装工事	路床	【22.2.2.3.5】【表22.2.1】															
路盤	<p>路盤の材料</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>材料</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・盛土</td> <td>・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・遮断層</td> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>・再生クラッシャーラン[G] ・クラッシャーラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量6%以下)</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>路盤安定処理 ・添加材料による安定処理 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰() ・消石灰() 添加量 kg(自積CBR ・5以上) ・ジオテキスタイル 単位面積質量 ・60g/m²以上 厚さ(mm) ・0.5~1.0 引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上 透水係数 ・1.5WJ+000710-1cm/sec以上</p> <p>試験 砂の粒度試験 ・行う ・行わない 路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない 路盤締固め度の試験 ・行う ・行わない</p> <p>路盤の厚さ ○図示による 路盤材料 ・砕石 ○再生クラッシャーラン[G] ・クラッシャーラン鉄鋼スラグ[G] ・図示による</p> <p>試験 路盤締固め度の試験 ※行う ○行わない</p>	種類	材料	厚さ(mm)	・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示	・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示	・凍上抑制層	・再生クラッシャーラン[G] ・クラッシャーラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示	・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量6%以下)	・図示	【22.3.2~5】
種類	材料	厚さ(mm)															
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示															
・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示															
・凍上抑制層	・再生クラッシャーラン[G] ・クラッシャーラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示															
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量6%以下)	・図示															
・アスファルト舗装	<p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示による</p> <p>材料 アスファルト ・再生アスファルト[G] ・ストレートアスファルト 骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材[G]</p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>種類</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">表層</td> <td>・一般地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)</td> </tr> <tr> <td>・寒冷地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13F)</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>一般及び寒冷地域</td> <td>粗粒度アスファルト混合物(20)</td> </tr> </table> <p>シーリングの施工 ・行う ・行わない 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	区分	地域	種類	表層	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13F)	基層	一般及び寒冷地域	粗粒度アスファルト混合物(20)	【22.4.2~6】				
区分	地域	種類															
表層	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)															
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13F)															
基層	一般及び寒冷地域	粗粒度アスファルト混合物(20)															
○コンクリート舗装	<p>コンクリート舗装の厚さ 【22.5.2~6】【表22.5.4】</p> <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート舗装</td> <td>車道部</td> <td>・図示 ○150</td> </tr> <tr> <td>歩道部</td> <td>・図示 ・70</td> </tr> <tr> <td>転圧コンクリート</td> <td>車道部</td> <td>・図示 ・150</td> </tr> </table> <p>縁部立下り寸法等 ・図示による</p> <p>材料 コンクリート ○「標仕」表22.5.2(a)による 早強セメント ・使用する ○使用しない 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ 転圧コンクリートの工法 ※図示による</p> <p>目地 種類、間隔、構造 ※「標仕」表22.5.4及び図22.5.1による ・図示による 試験 コンクリート版厚さの試験 ○行う ・行わない</p>	舗装の種類	部位	厚さ(mm)	コンクリート舗装	車道部	・図示 ○150	歩道部	・図示 ・70	転圧コンクリート	車道部	・図示 ・150	【22.5.2~6】				
舗装の種類	部位	厚さ(mm)															
コンクリート舗装	車道部	・図示 ○150															
	歩道部	・図示 ・70															
転圧コンクリート	車道部	・図示 ・150															
・カラー舗装	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>部位</th> <th>車道部の基層</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・加熱系</td> <td>・7.77F混合物</td> <td>・無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td>・石油樹脂系混合物</td> <td>・有り</td> <td></td> </tr> </table> <p>舗装厚さの許容差 ※「標仕」22.4.2(a)による 材料 添加する材料 ・着色骨材() ・自然石() 配合 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ・ 樹脂系混合物、コート工法及び塗布工法の配合等 ・</p>	種類	部位	車道部の基層	厚さ(mm)	・加熱系	・7.77F混合物	・無し		・常温系	・石油樹脂系混合物	・有り		【22.6.2~6】			
種類	部位	車道部の基層	厚さ(mm)														
・加熱系	・7.77F混合物	・無し															
・常温系	・石油樹脂系混合物	・有り															
○透水性アスファルト舗装	<p>適用範囲:歩道</p> <table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td>○図示</td> </tr> </table> <p>試験 透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ○行う ・行わない 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの</p>	材料	厚さ(mm)	ストレートアスファルト	○図示	【22.7.2~6】											
材料	厚さ(mm)																
ストレートアスファルト	○図示																

・ブロック系舗装	<p>・コンクリート平板舗装 【22.8.2.3】</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>目地材</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通平板(N)</td> <td>※300角</td> <td>・60</td> <td>※砂</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水性平板(P)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・砂</td> <td>・研ぎ出し ・洗い出し ・たき出し</td> </tr> </table> <p>歩道部に使用するコンクリート平板は[G](再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。透水性平板は[G](透水性コンクリート)とする。 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コナート平板間の段差は3mm以内</p> <p>・インターロッキングブロック舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>曲げ強度(N/mm²)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通ブロック(N)</td> <td>車道部 ※80</td> <td>※5.0</td> <td>色形、表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水性ブロック(P)</td> <td>歩道部 ※60</td> <td>※3.0</td> <td>・標準品</td> </tr> </table> <p>歩道部に使用するブロックは[G](再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。透水性ブロックは[G](透水性コンクリート)とする。 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内</p> <p>・舗石舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工方法</th> <th>基層</th> </tr> <tr> <td>※小舗石(花こう岩)</td> <td>・</td> <td>・80</td> <td>・うろこ張り</td> <td>・コンクリート舗装</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・アスファルト舗装</td> </tr> </table> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内</p>	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考	※普通平板(N)	※300角	・60	※砂	表面加工	・透水性平板(P)	・	・	・砂	・研ぎ出し ・洗い出し ・たき出し	種類	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm ²)	備考	※普通ブロック(N)	車道部 ※80	※5.0	色形、表面加工	・透水性ブロック(P)	歩道部 ※60	※3.0	・標準品	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	※小舗石(花こう岩)	・	・80	・うろこ張り	・コンクリート舗装	・	・	・	・	・アスファルト舗装	【22.8.2.3】
種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考																																								
※普通平板(N)	※300角	・60	※砂	表面加工																																								
・透水性平板(P)	・	・	・砂	・研ぎ出し ・洗い出し ・たき出し																																								
種類	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm ²)	備考																																									
※普通ブロック(N)	車道部 ※80	※5.0	色形、表面加工																																									
・透水性ブロック(P)	歩道部 ※60	※3.0	・標準品																																									
種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層																																								
※小舗石(花こう岩)	・	・80	・うろこ張り	・コンクリート舗装																																								
・	・	・	・	・アスファルト舗装																																								
・砂利敷き	<p>種類</p> <p>・A種(施工範囲:・図示による ・通路) ・B種(施工範囲:・図示による ・建物周囲)</p>	【22.9.1】																																										
・路面表示塗料	<p>JIS K 5665(路面標示用塗料)による</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工</th> <th>適用</th> <th>色</th> <th>幅(mm)</th> <th>塗布厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・1種[G]</td> <td>常温</td> <td>液状</td> <td>・白</td> <td>・150</td> <td>・1.0</td> </tr> <tr> <td>・2種[G]</td> <td>加熱</td> <td></td> <td></td> <td>・100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・3種1号</td> <td>溶解</td> <td>粉体状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[G]低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</p>	種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	・1種[G]	常温	液状	・白	・150	・1.0	・2種[G]	加熱			・100		・3種1号	溶解	粉体状				【22.9.2~4】																		
種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)																																							
・1種[G]	常温	液状	・白	・150	・1.0																																							
・2種[G]	加熱			・100																																								
・3種1号	溶解	粉体状																																										
22 植栽工事	<p>・植栽地の確認</p> <p>土壌の水素イオン濃度(pH)試験 ・行う ・行わない 水溶性塩類(EC)の試験 ・行う ・行わない</p> <p>・植栽基盤の整備</p> <table border="1"> <tr> <th>植栽</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ(cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・樹木</td> <td>※A種</td> <td>樹高12m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>(※100 ・120 ・150)</td> <td>・寒張り部分</td> <td>・適用する</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>樹高7m以上~12m未満</td> <td>・植栽部分</td> <td>・適用しない</td> </tr> <tr> <td>・D種</td> <td>(※80 ・100)</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>樹高3m以上~7m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(※60 ・80)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>樹高3m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(※50 ・60)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※芝、地被類 ※B種 ※20 ・植栽部分 ・適用する ・適用しない</p> <p>植栽基盤の排水設備 ・設ける(※図示) ・設けない</p>	植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材	・樹木	※A種	樹高12m以上			・B種	(※100 ・120 ・150)	・寒張り部分	・適用する	・C種	樹高7m以上~12m未満	・植栽部分	・適用しない	・D種	(※80 ・100)	・図示				樹高3m以上~7m未満					(※60 ・80)					樹高3m未満					(※50 ・60)			【23.1.3】 【23.2.2~4】
植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材																																								
・樹木	※A種	樹高12m以上																																										
	・B種	(※100 ・120 ・150)	・寒張り部分	・適用する																																								
	・C種	樹高7m以上~12m未満	・植栽部分	・適用しない																																								
	・D種	(※80 ・100)	・図示																																									
		樹高3m以上~7m未満																																										
		(※60 ・80)																																										
		樹高3m未満																																										
		(※50 ・60)																																										
・植込み用土	<p>※現場発生土の良質土 ・客土</p>	【23.2.3】																																										
・土壌改良材	<p>・パーク堆肥[G] 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示による 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり(・50L)</p> <p>・汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)[G] 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示による 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり(・10L)</p> <p>材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用した場合、植栽試験の結果、害が認められないものとする</p>	【23.2.3】																																										
・樹木	<p>樹種、寸法、株立数等 ※図示による</p>	【23.3.2】																																										
・支柱	<p>支柱材 ※丸太(間伐材)[G] ・真竹 防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 形式 ・図示による</p>	【23.3.2.3】																																										
・幹巻き用材料	<p>材料 ※ 幹巻き用テープ ・わら及びこも</p>	【23.3.2】																																										
・芝	<p>種類 ※コウライシバ ・ノシバ 芝張りの工法 平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り</p>	【23.4.2】																																										
・新植、移植樹木、芝等の枯損保証	<p>新植樹木(芝張り、吹付けは種及び地被類を含む)の枯損保証期間 【23.3.4】 【23.3.6】 【23.4.7】 ※引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯損保証を行う期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p>	【23.3.4】 【23.3.6】 【23.4.7】																																										



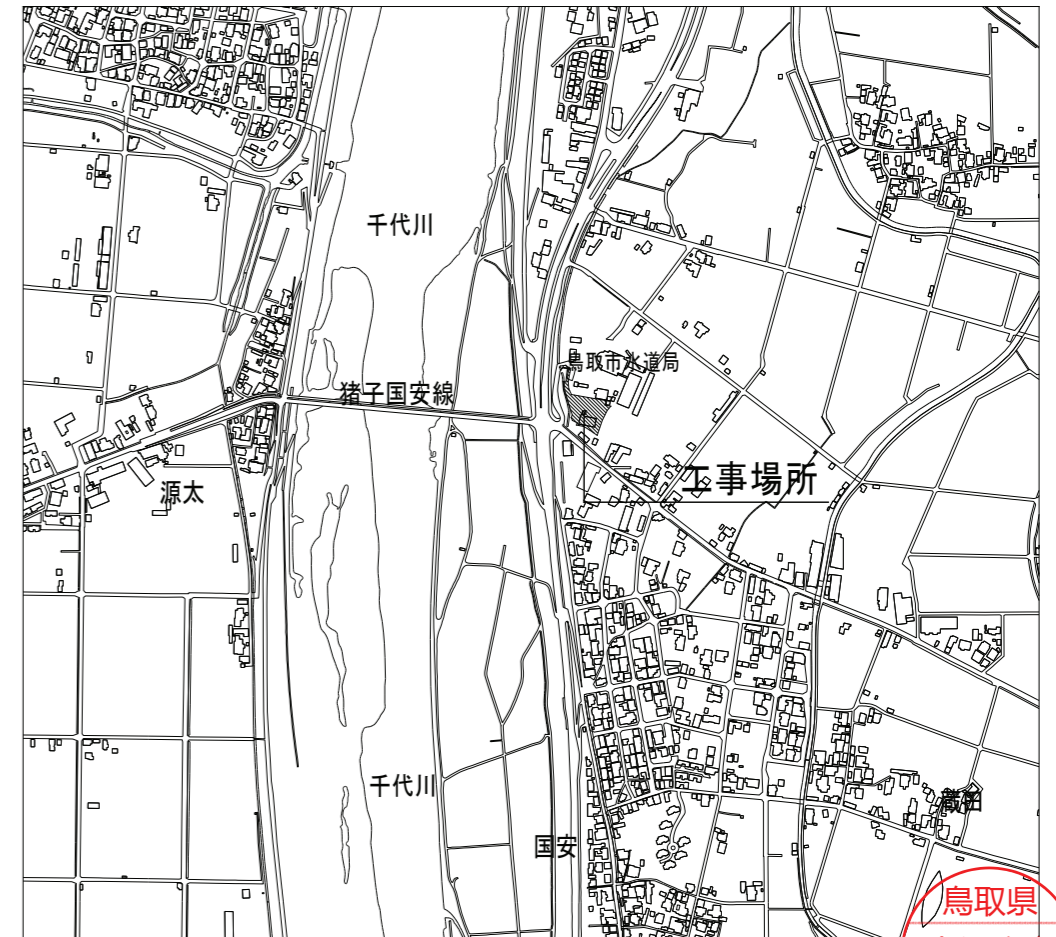


【既設地中埋設物断面図 S=1/100】

【配置図 S=1/300】

H=8.37m (既存F.L.-0.45m)を設計G.L. (令第2条第2項の地盤面を示す)とする。
 ※ [] 内数字は設計G.L.からの地盤レベル(mm)を示す。

建築物概要	
工事場所	鳥取市国安210-9の一部、210-13の一部、210-19
主要用途	事務所・家畜診療所
工事種別	増築
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て
地域・地区	都市計画区域内 防火・準防火：指定なし
用途地域	指定なし (市街化調整区域)
敷地面積	2,436.58 m ²
延床面積	483.57 m ² (増築部分：165.17m ² 、既存部分：221.55m ² 、96.85m ²)
工事概要	
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ■先行 外構工事 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート舗装新設 ・鉄板敷き養生 ・浸透側溝新設 (グレーチング蓋共) ■準備工事 (仮囲い、キャストゲート、敷き鉄板の設置) ■鳥取家畜保健衛生所検査棟 新築 (木造平屋建て 165.17m²) ■既存事務所・家畜診療所棟の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫の引違い窓及び腰壁ハツリ撤去後、アルミ両開きドア新設 ・倉庫前にスロープ新設 ・一部の室にブラインド新設 ■外構工事 <ul style="list-style-type: none"> ・透水性アスファルト舗装新設 ・コンクリート舗装新設 ・U形側溝新設 (コンクリート蓋及びグレーチング共) ・集水樹新設 (グレーチング共)
電気設備工事	■建築工事に伴う電気設備機器及び配管、配線の撤去新設
機械設備工事	■建築工事に伴う機械設備機器及び配管等の撤去新設



附近見取図



【検査済証・確認済証番号】			
①事務所・家畜診療所	確認済証番号 第H02①-0450号	平成2年12月25日	
	検査済証番号 第H02①-0450号	平成3年5月7日	
②家畜焼却施設	確認済証番号 第R01計認建築鳥取市000006号	令和元年12月26日	
	検査済証番号 第R02計認建築鳥取市000001号	令和2年6月3日	

(有)望月建築設計事務所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)			
管理建築士	一級建築士 第308105号	西村 純一	DATE
設計者	一級建築士 第308105号	西村 純一	
設計者	一級建築士 第356981号	望月 洋志	

DRAW	CHECK	図名
望月	西村	配置図 附近見取図

No. A-06
 Scale 1/300 1/100

【外部仕上表】												
部 位	凡例No.	仕 様	部 位	凡例No.	仕 様	部 位	凡例No.	仕 様				
屋根1	1	仕上：カラーGL鋼板 厚0.4(裏貼：なし)立て葺(勾配1.5寸@394)	基礎立上り	6	モルタル塗剛毛引き仕上	E x p. J金物	9	外壁コーナー/カラーアルミ製(クリアランス150)				
		下葺：ゴムアスファルトルーフィング 厚1.0 葺 野地板：構造用合板 厚12張			7			カラーGL鋼板 厚0.4 加工	10	屋根-外壁/カラーアルミ製(クリアランス250)		
		雪止金具：ドブメッキ製 アンクル：ドブメッキ製 L-40×40×3 2段			外 壁			8	仕上塗：可とう性塗材 厚3.5mm にて塗<参考：アイカ ジョリバットネオ JQ-650 エンシェントブリック柄>	笠 木	11	カラーアルミ製(内勾配) W=225
		役 物：棟・軒先・雨押え等：屋根同材 下地木：防蟻処理材							下 塗：ファイバーベースコート 厚3mm 塗			12
破風・鼻隠し	2	繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板 H=210<参考：ニチハ アウティ GLシリーズ> [NM-2098]			下 地：両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板 厚12.5<参考：吉野石膏 デラクリートセメントボード>	庇 1		コンクリート金ゴテ押え				
軒 天	5	ハルブ繊維混入セメント板(ステップ調) 厚12張<参考：ニチハ 軒天12> [NM-3010]			通気胴縁：杉15×60@500	犬走り		カラ-銅板製(高耐食仕様、厚0.35)有効換気量：101cm ³ /m<参考：城東テクノ FV-E12-L18>				
軒 樋	3	硬質塩ビ+特殊樹脂製樋<参考：エスロン ユニシェーブUST140> ブラケット：自在式@450			下 張：透湿防水シート張	軒天換気材		カラ-銅板製(高耐食仕様、厚0.35)有効換気量：101cm ³ /m<参考：城東テクノ FV-E12-L18>				
縦 樋	4	落し口：洋風じょうご			耐力面材：ガラス繊維混入せっこうボード(GB-R) 厚9.5張<参考：吉野石膏 タイガーEXハイパー>	床下換気口	13	丸型換気ガラリφ150 ステンレス製(SUS304) 防虫金網付 有効換気面積：106cm ² <参考：クマモト UK-SGN>				
		カラ-塩ビ製 φ75<参考：エスロン VUC75> 控え金具：ドブメッキ製 @1,200以下			(壁倍率：2.7倍 認定番号：FRM-0678 留付材：NZ50)							
			※注意：耐力面材は構造耐力上必要な壁だけでなく、外壁下地全面に同仕様で施工すること。									
			断熱材：高性能グラスウール 16kg 厚105 充填断熱									

【内部仕上表】												
室 名	床			巾 木		壁		天 井		廻り縁	天井高	備 考
	仕 上	下 地		仕 上		仕 上	下地(防火区画図壁記号参照)	仕 上	下 地(野縁)			
新築部	備蓄倉庫 防疫準備室	F-1 水性硬質ウレタン系塗材 厚3 塗 (防滑・流し膜ベタイプ) <参考：日本特殊塗料 ユータックコンプライト CPGU-3N>	モルタル塗コテ押え	B-1 仕上：水性硬質ウレタン系塗材 厚0.3塗 (下地：C-1コテ全面塗)	W-1 耐汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張 目地：シーリング納まり <参考：アイカ ルナライトHD>	石膏ボード 厚12.5張 胴縁：杉15×45@303	C-1 けい酸カルシウム板 厚6 目透し張 EP塗仕上	天井下地組：木製	E-1 ビニル製見切	2.870	天井物千金物(3ヶ所) <参考：川口技研 Z-215型>	
	一般検査室	F-2 耐薬品性長尺ビニル床シート 厚2.0 貼	下地：ラワン合板 厚5.5張 捨張：構造用合板 厚12張 床組：乾式2重床	B-2 ソフト巾木 H=60	W-1 耐汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張 目地：シーリング納まり <参考：アイカ ルナライトHD>	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (半目地)張 <参考：吉野石膏 ジブト-ン・ライト>	天井下地組：木製	E-1 ビニル製見切	2.500	室名札(平付) 250×50 (国土交通省建築工事標準詳細図8-43-1) <参考：神楽ホームクリエイティブ SK-613Y-1>	
	精密検査室	F-2 耐薬品性長尺ビニル床シート 厚2.0 貼	下地：ラワン合板 厚5.5張 捨張：構造用合板 厚12張 床組：乾式2重床	B-2 ソフト巾木 H=60	W-1 耐汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張 目地：シーリング納まり <参考：アイカ ルナライトHD>	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (半目地)張 <参考：吉野石膏 ジブト-ン・ライト>	天井下地組：木製	E-1 ビニル製見切	2.500	室名札(平付) 250×50	
	細菌検査室	F-2 耐薬品性長尺ビニル床シート 厚2.0 貼	下地：ラワン合板 厚5.5張 捨張：構造用合板 厚12張 床組：乾式2重床	B-2 ソフト巾木 H=60	W-1 耐汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張 目地：シーリング納まり <参考：アイカ ルナライトHD>	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (半目地)張 <参考：吉野石膏 ジブト-ン・ライト>	天井下地組：木製	E-1 ビニル製見切	2.500	室名札(平付) 250×50	
	廊 下	F-3 ビニル床シート 厚2.0 貼	下地：ラワン合板 厚5.5張 捨張：構造用合板 厚12張 床組：乾式2重床	B-2 杉 厚30 H=60	W-2 腰上：クロス貼 W-3 腰下：杉板(本実加工・働き幅120mm) 厚12 横張 OSCL塗	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (半目地)張 <参考：吉野石膏 ジブト-ン・ライト>	天井下地組：木製	E-1 ビニル製見切	2.500 2.200 2.120		
	脱衣室 (4室共通)	F-4 防滑性ビニル床シート 厚2.0 貼	下地：ラワン合板 厚5.5張 捨張：構造用合板 厚12張 床組：乾式2重床	B-2 ソフト巾木 H=60	W-1 耐汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張 目地：シーリング納まり <参考：アイカ ルナライトHD>	◇同上	C-3 多機能けい酸カルシウム板 厚6 張 <参考：アイカ モイスト> ※調湿・防臭・防かび性能	下地：シーリング石膏ボード 厚9.5張 天井下地組：木製	E-2 ビニル製見切	2.200	室名札(平付) 250×50	
	シャワールーム	シャワーユニット0812 仕様は別紙詳細図による										
既存 改修部 (のみ)	倉 庫	F-4 防滑性ビニル床シート 厚2.0 張替	モルタル塗コテ押え	B-2 ソフト巾木 H=60	クロス張替	◇同上(既存のまま)	既存のまま		既存のまま	2.625		

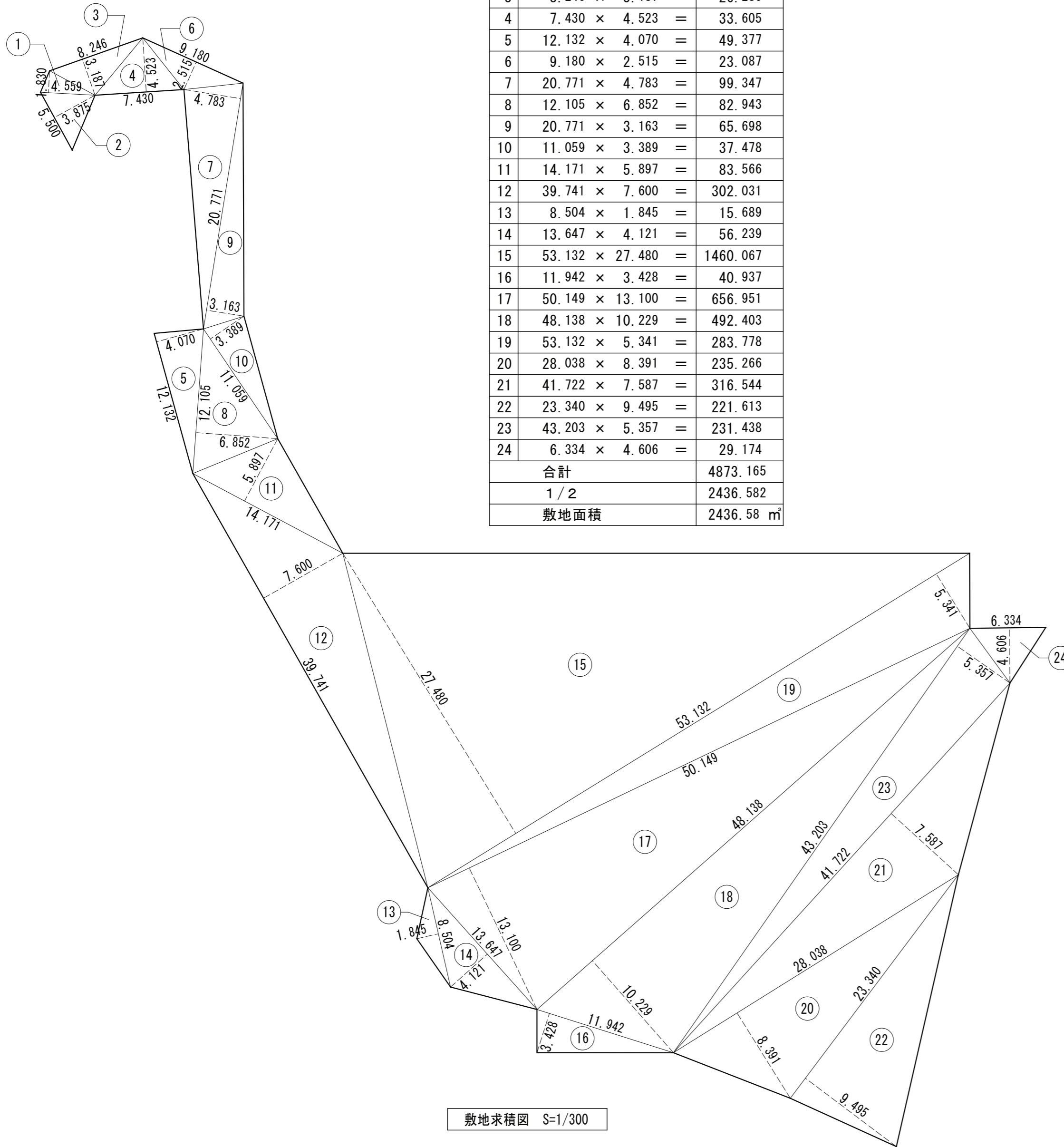
特記事項	屋内化学物質濃度測定		略号・記号一覧	
1. ステンレスは特記なき限りSUS304(HL仕上)とする。	測定物質	アルデヒド類(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド) VOC類(トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン・パラジクロロベンゼン)	PB	石膏ボード
2. 工事現場の災害防止については、道路(運搬路)・敷地・周囲の状況を考慮し、適切な対策及び予防措置を講ずること。	測定場所	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	SUS	ステンレス
3. 工程については施設関係者と連絡を密にし、要望に協力しながら施工する。	測定方法	厚生労働省策定基準に準ずる。	Exp.J	エキスパンションジョイント
4. 部材・仕上材の材質・色彩等で協議・確認を要するものは、色見本等を監督員に提出し協議の上決定すること。			LGS	軽量鉄骨
5. 工事現場では常に整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては現場内外を清掃すること。	使用材料 防火認定番号一覧		EP	合成樹脂エマルジョンペイント
6. 工事に先立ち、「既存外壁吹付」「既存撤去部石膏ボード」のアスベスト含有調査を行うこと。	石膏ボード(GB-R) 厚9.5<参考：吉野石膏 タイガーボード>	準不燃 QM-9828	SOP	合成樹脂調合ペイント
	石膏ボード(GB-R) 厚12.5<参考：吉野石膏 タイガーボード>	不 燃 NM-8619	UC	ウレタン樹脂ワニス塗
	両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板 厚12.5<参考：吉野石膏 デラクリートセメントボード>	不 燃 NM-2083	VOC	揮発性有機化合物
	ガラス繊維混入せっこうボード(GB-R) 厚9.5 張<参考：吉野石膏 タイガーEXハイパー>	準不燃 QM-0954-1		
	化粧石膏ボード(GB-D) 厚9.5<参考：吉野石膏 タイガージブト-ン・ライト>	準不燃 QM-0524	その他	
	耐汚化粧けい酸カルシウム板 厚6<参考：アイカ ルナライトHD>	不 燃 NM-5037		
	けい酸カルシウム板(0.8FK) 厚6	不 燃 NM-1217		
	クロス貼(木目調を含む)※準不燃下地	準不燃 QM-0000		
	クロス貼(木目調を含む)※不燃下地	不 燃 NM-0000		



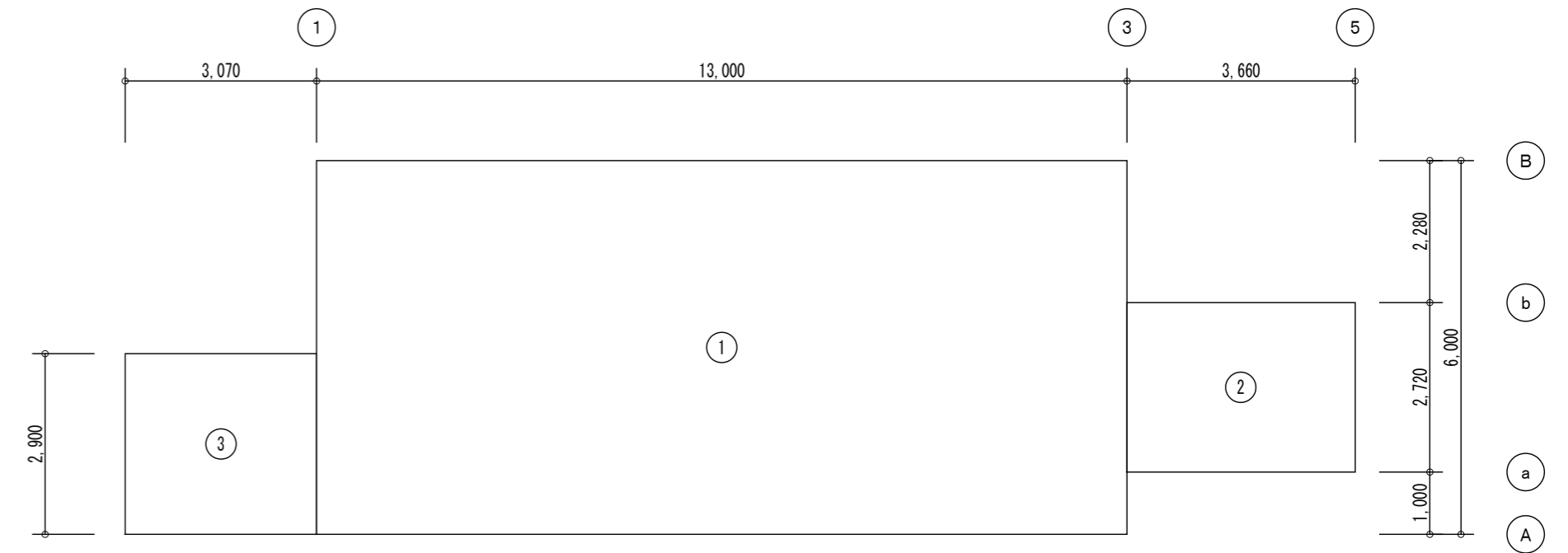
【有】望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)		DRAW	CHECK	図名	No.
	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 設 計 者 一級建築士 第308105号 西村 純一 設 計 者 一級建築士 第356981号 望月 洋志	DATE	望月	西村	仕上表	A-07
					Scale	-

敷地面積計算表

1	4.559 × 1.830 =	8.342
2	5.500 × 3.875 =	21.312
3	8.246 × 3.187 =	26.280
4	7.430 × 4.523 =	33.605
5	12.132 × 4.070 =	49.377
6	9.180 × 2.515 =	23.087
7	20.771 × 4.783 =	99.347
8	12.105 × 6.852 =	82.943
9	20.771 × 3.163 =	65.698
10	11.059 × 3.389 =	37.478
11	14.171 × 5.897 =	83.566
12	39.741 × 7.600 =	302.031
13	8.504 × 1.845 =	15.689
14	13.647 × 4.121 =	56.239
15	53.132 × 27.480 =	1460.067
16	11.942 × 3.428 =	40.937
17	50.149 × 13.100 =	656.951
18	48.138 × 10.229 =	492.403
19	53.132 × 5.341 =	283.778
20	28.038 × 8.391 =	235.266
21	41.722 × 7.587 =	316.544
22	23.340 × 9.495 =	221.613
23	43.203 × 5.357 =	231.438
24	6.334 × 4.606 =	29.174
合計		4873.165
1/2		2436.582
敷地面積		2436.58 m ²



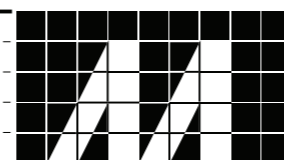
敷地求積図 S=1/300



家畜焼却施設求積図 S=1/100

延べ床面積・建築面積計算表

1	13.000 × 6.000 =	78.000
2	3.660 × 2.720 =	9.955
3	3.070 × 2.900 =	8.903
合計		96.85 m ²



(有)望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

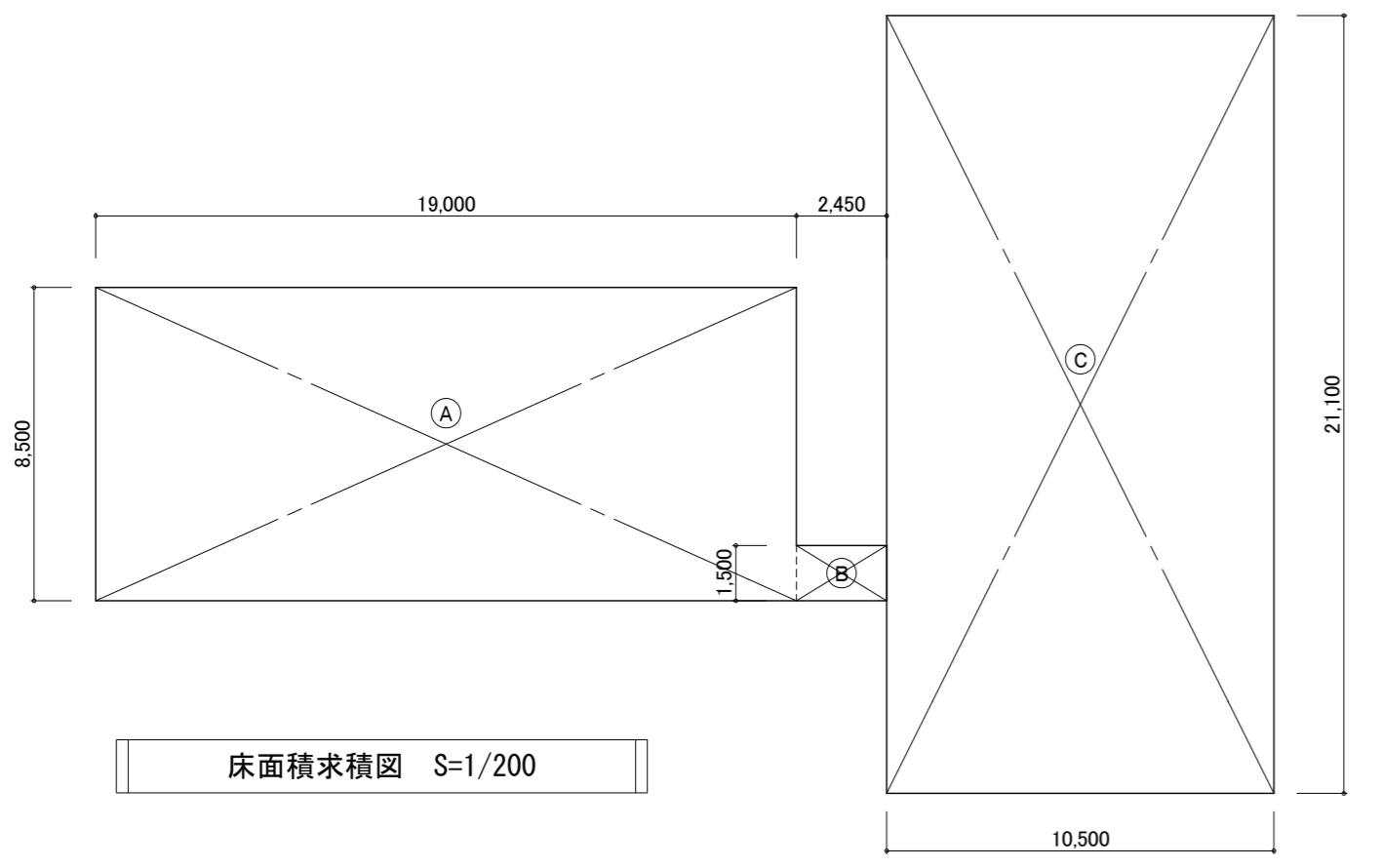
鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設計者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

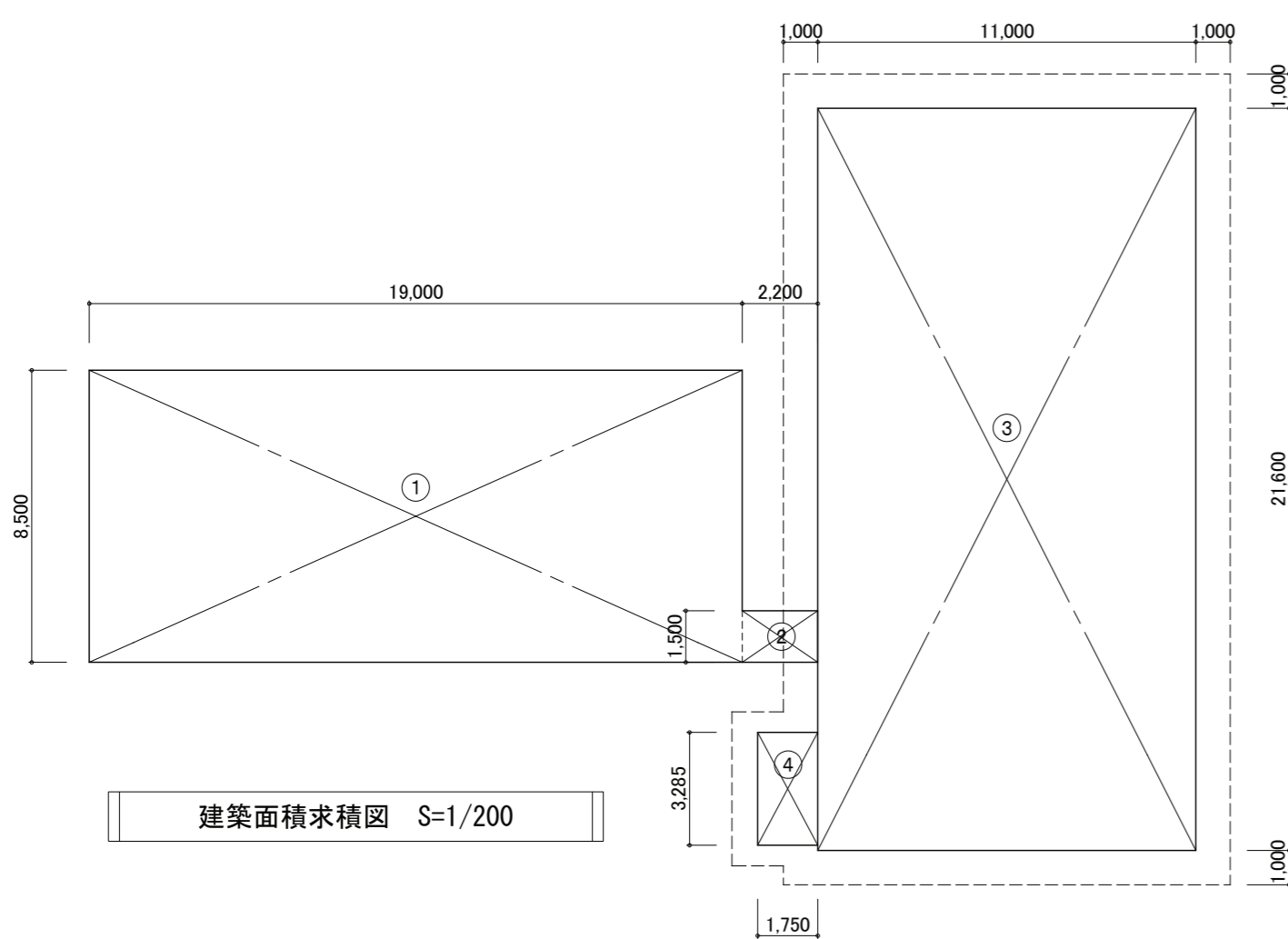
DRAW	CHECK
望月	西村

図名
敷地求積図 家畜焼却施設求積図

No. A-08
Scale 1/300
1/100



床面積求積図 S=1/200



建築面積求積図 S=1/200

算定式
 A 19,000 × 8,500 = 161,50000
 B 2,450 × 1,500 = 3,675
 C 10,500 × 21,100 = 221,550

1 19,000 × 8,500 = 161,50000
 2 2,200 × 1,500 = 3,30000
 3 11,000 × 21,600 = 237,60000
 4 1,750 × 3,285 = 5,74875

【既存建物】(事務所・家畜診療所)
 延床面積 C = 221.55 m²
 建築面積 3+4 = 243.34 m²

【申請建物】(増築部分)
 延床面積 A+B = 165.17 m²
 建築面積 1+2 = 164.80 m²

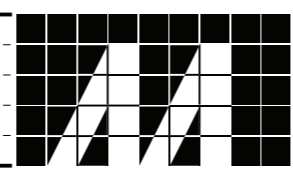
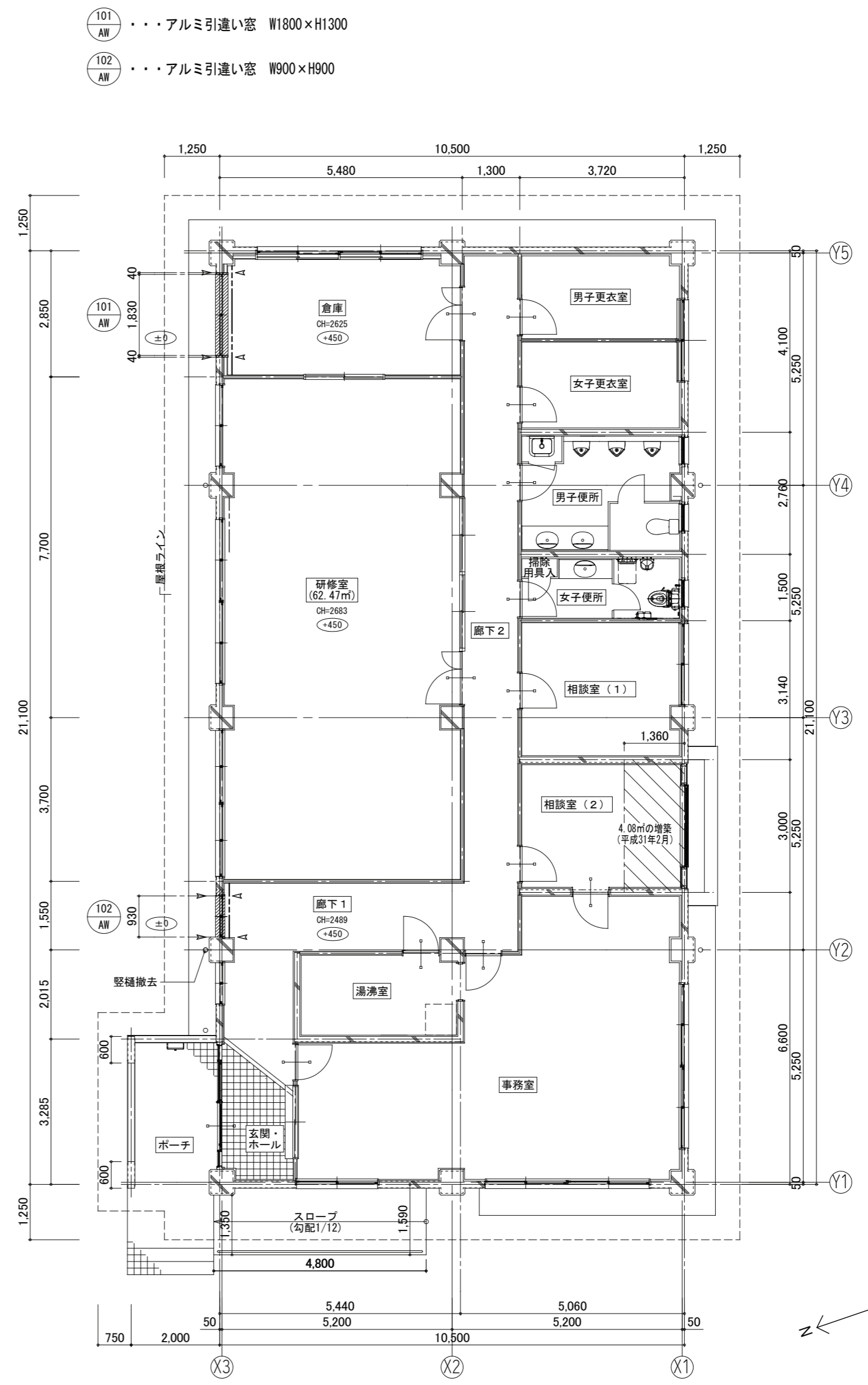
【面積表】

	増築建物 (家畜診療所)	既存建物 (事務所・家畜診療所)	既存建物 (家畜焼却施設)	合計
敷地面積				2436.58m ²
1階床面積	165.17m ²	221.55m ²	96.85m ²	483.57m ²
延床面積	165.17m ²	221.55m ²	96.85m ²	483.57m ²
建築面積	164.80m ²	243.34m ²	96.85m ²	504.99m ²

【凡例】

- : 建具撤去を示す
- : コンクリートカッター入れ
- : コンクリート壁ハツリ撤去
- : G Lからの床レベルを示す
- : 仮設間仕切壁 (C種) を示す

平面図 (増築・改修前) S=1/100



(有) 望月建築設計事務所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)
 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW 望月
 CHECK 西村

図名 床面積求積図 改修前平面図

No. A-09
 Scale 1/200
 1/100

【LVSチェックリスト】

■一般検査室 A=35.00㎡
 L...A×1/20より 35.00㎡×1/20=1.75
 AW-2a (1.83-0.099)×(1.30-0.077)×3.0×1= 6.35
 AW-2b (1.78-0.099)×(1.30-0.077)×3.0×1= 6.16 計12.51 > 1.75 .:OK
 V...A×1/20より 35.00㎡×1/20=1.75
 AW-2a (1.87×1/2-0.1015)×1.30×1= 1.08
 AW-2b (1.82×1/2-0.1015)×1.30×1= 1.04 計2.12 > 1.75 .:OK
 S...A×1/50より 35.00㎡×1/50=0.70
 AW-2a (1.87×1/2-0.1015)×0.73×1= 0.60
 AW-2b (1.82×1/2-0.1015)×0.73×1= 0.59 計1.19 > 0.70 .:OK

■精密検査室 A=24.50㎡

L...A×1/20より 24.50㎡×1/20=1.23
 AW-4 0.549×1.1885×3.0×2=3.91 > 1.23 .:OK
 V...A×1/20より 24.50㎡×1/20=1.23
 AW-4 0.549×1.1885×2=1.30 > 1.23 .:OK
 S...A×1/50より 24.50㎡×1/50=0.49
 AW-4 0.549×0.6565×2= 0.72 > 0.49 .:OK

■細菌検査室 A=24.50㎡

L...A×1/20より 24.50㎡×1/20=1.23
 AW-4 0.549×1.1885×3.0×2=3.91 > 1.23 .:OK
 V...A×1/20より 24.50㎡×1/20=1.23
 AW-4 0.549×1.1885×2=1.30 > 1.23 .:OK
 S...A×1/50より 24.50㎡×1/50=0.49
 AW-4 0.549×0.6565×2= 0.72 > 0.49 .:OK

■研究室（既存建物） A=62.47㎡

L...A×1/20より 62.47㎡×1/20=3.13
 1.80×1.70×3.0×1= 9.18 > 3.13 .:OK
 V...A×1/20より 62.47㎡×1/20=3.13
 1.80×1.70×1/2×3= 4.59
 1.60×1.70×1/2×2= 2.72 計7.31 > 3.13 .:OK
 S...A×1/50より 62.47㎡×1/50=1.25
 1.80×0.777×1/2×3= 2.09
 1.60×0.777×1/2×2= 1.24 計3.33 > 1.25 .:OK

【消防無窓階チェック】

床面積 A=386.72㎡
 A×1/30より 386.72㎡×1/30=12.90
 AD-1 0.868×2.018 ×1= 1.75
 AW-1 1.83×2.20×1/2×1= 2.01
 AW-2 1.83×1.10×1/2×3= 3.01
 既存 1.80×1.70×1/2×3= 4.59
 既存 1.60×1.70×1/2×2= 2.72 計14.08 > 12.90 .:OK

【廊下平均天井高算定】

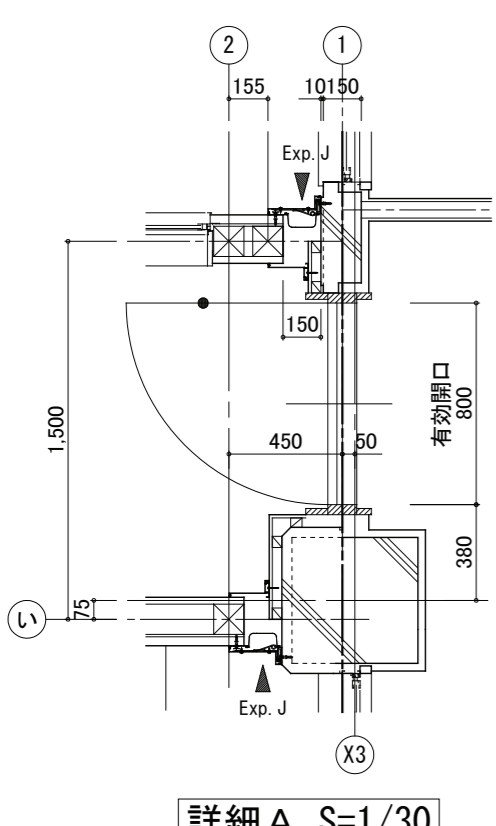
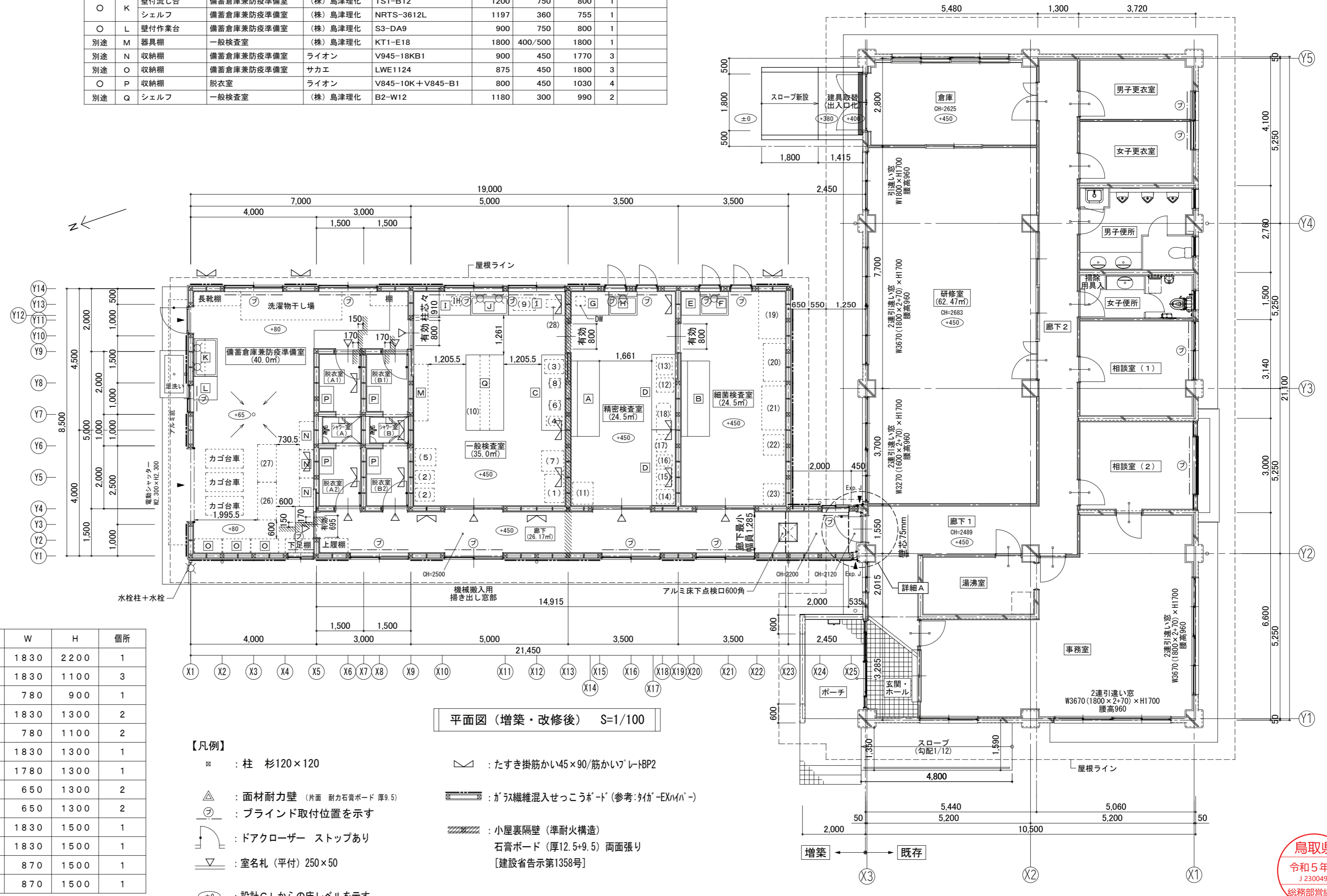
床面積 A=26.17㎡
 14.915×1.500×2.500= 55.93125
 2.000×1.500×2.200= 6.60000
 0.535×1.500×2.120= 1.70130
 計 64.23255 / 26.17=2.4544 → 2.454m

＜検査台等一覧表＞

本工事 設置	符号	名称	設置場所	参考メーカー	参考品番	サイズ			台数	備考
						(W)	(D)	(H)		
○	A	壁付検査台	精密検査室	(株) 島津理化	FS1-M24	2400	900	800	1	
○	B	壁付検査台	細菌検査室	(株) 島津理化	FS1-M24	2400	900	800	1	
○	C	壁付台	一般検査室	(株) 島津理化	FS1-24	2400	750	800	1	
○	D	壁付台	精密検査室	(株) 島津理化	FS1-24	2400	750	800	2	
○	E	窓際壁付台	細菌検査室	(株) 島津理化	S3-DA6	600	750	800	1	
○	F	窓際壁付流し台	細菌検査室	(株) 島津理化	TW1-A9H	900	750	800	1	
○	G	窓際壁付台	細菌検査室	(株) 島津理化	FS1-12	1200	750	800	1	
○	H	窓際壁付流し台	精密検査室	(株) 島津理化	TW1-A9H	900	750	800	1	
○	I	窓際壁付台	細菌検査室	(株) 島津理化	FS1-18	1800	750	800	2	
○	J	窓際壁付流し台	一般検査室	(株) 島津理化	TW1-A12H	1200	750	800	1	
○	K	壁付流し台	備蓄倉庫兼防疫準備室	(株) 島津理化	TS1-B12	1200	750	800	1	
別途	N	収納棚	備蓄倉庫兼防疫準備室	(株) 島津理化	NRTS-3612L	1197	360	755	1	
別途	O	収納棚	備蓄倉庫兼防疫準備室	(株) 島津理化	S3-DA9	900	750	800	1	
別途	M	器具棚	一般検査室	(株) 島津理化	KT1-E18	1800	400/500	1800	1	
別途	N	収納棚	備蓄倉庫兼防疫準備室	ライオン	V945-18KB1	900	450	1770	3	
別途	O	収納棚	備蓄倉庫兼防疫準備室	サカエ	LWE1124	875	450	1800	3	
別途	P	収納棚	脱衣室	ライオン	V845-10K+V845-B1	800	450	1030	4	
別途	Q	シェルフ	一般検査室	(株) 島津理化	B2-W12	1180	300	990	2	

＜搬入予定備品一覧表（別途工事）＞

符号	品名	(W)	(D)	(H)	符号	品名	(W)	(D)	(H)
1	業用冷蔵ショーケース	900	600	1800	15	ELISAマイクロプレートウォッシャー①	500	500	
2	オートクレーブ	410	600		16	ELISAマイクロプレートリーダー②	350	500	
3	テープレッド遠心機	450	600		17	ELISA用ノートパソコン③	400	300	
4	顕微鏡	300	500		18	秤3つ			
5	乾燥滅菌機	550	650		19	セーフティキャビネット	1500	850	2250
6	高速遠心機	300	350		20	孵卵器（新）	1200	700	1550
7	メディカルフリーザー（-30℃）	650	700	1600	21	孵卵器（古）	1400	750	1600
8	ヘマトクリット遠心機	300	350		22	プログラムインキュベーター			
9	超音波洗浄機	700	400		23	冷凍冷蔵庫			
10	中央実験台	2400	1200	840	24	洗濯機（含羽・ヤック用）	550	550	
11	冷凍冷蔵庫	700	650	1800	25	洗濯機（作業用）	550	550	
12	自動血球計数装置	350	500		26	スチール棚	1200	600	
13	ドライケム	550	500		27	スチール棚	1200	600	
14	クールインキュベーター	450	550		28	恒温槽	450	250	



ブラインドリスト

番号	室名	W	H	個所
①	廊下	1830	2200	1
②	廊下	1830	1100	3
③	廊下	780	900	1
④	備蓄倉庫兼防疫準備室	1830	1300	2
⑤	備蓄倉庫兼防疫準備室	780	1100	2
⑥	一般検査室	1830	1300	1
⑦	一般検査室	1780	1300	1
⑧	精密検査室	650	1300	2
⑨	細菌検査室	650	1300	2
⑩	相談室(1)	1830	1500	1
⑪	相談室(2)	1830	1500	1
⑫	男子更衣室	870	1500	1
⑬	女子更衣室	870	1500	1

- 【凡例】
- : 柱 杉120×120
 - △ : 面材耐力壁 (片面 耐力石膏ボード 厚9.5)
 - ⊙ : ブラインド取付位置を示す
 - ⌒ : ドアクローザー ストップあり
 - ▽ : 室名札 (平付) 250×50
 - ±0 : 設計G.Lからの床レベルを示す
 - ⌚ : たすき掛筋かい45×90/筋かい7"レドBP2
 - ⌚ : ガラス繊維混入せつこうボード (参考:タカ-EX/M/P)
 - ⌚ : 小屋裏隔壁 (準耐火構造) 石膏ボード (厚12.5+9.5) 両面張り [建設省告示第1358号]

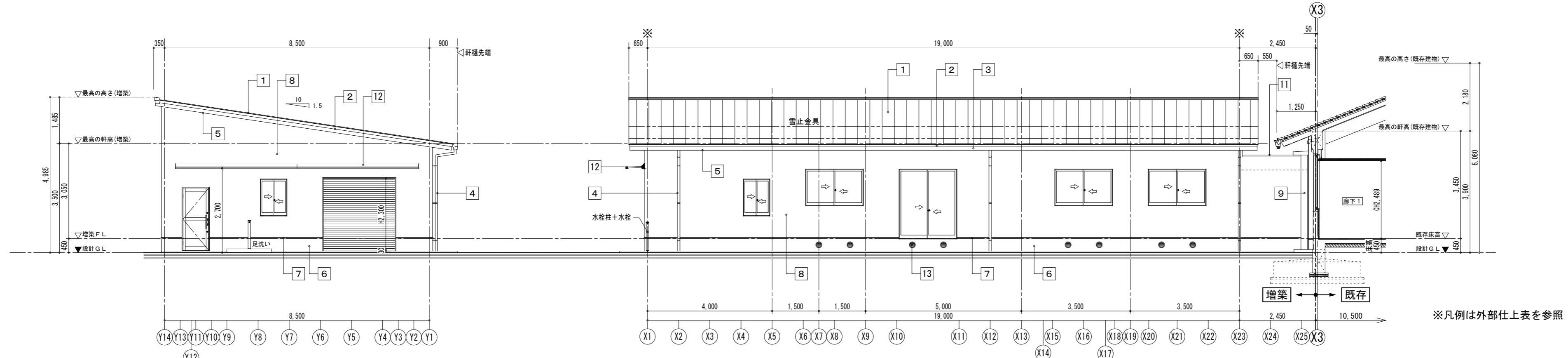
望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取県畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）

管理建築士	一級建築士	第308105号	西村 純一	DATE
設計者	一級建築士	第308105号	西村 純一	
設計者	一級建築士	第356981号	望月 洋志	

DRAW: 望月 CHECK: 西村 図名: 改修後平面図 No. A-10 Scale: 1/30, 1/100

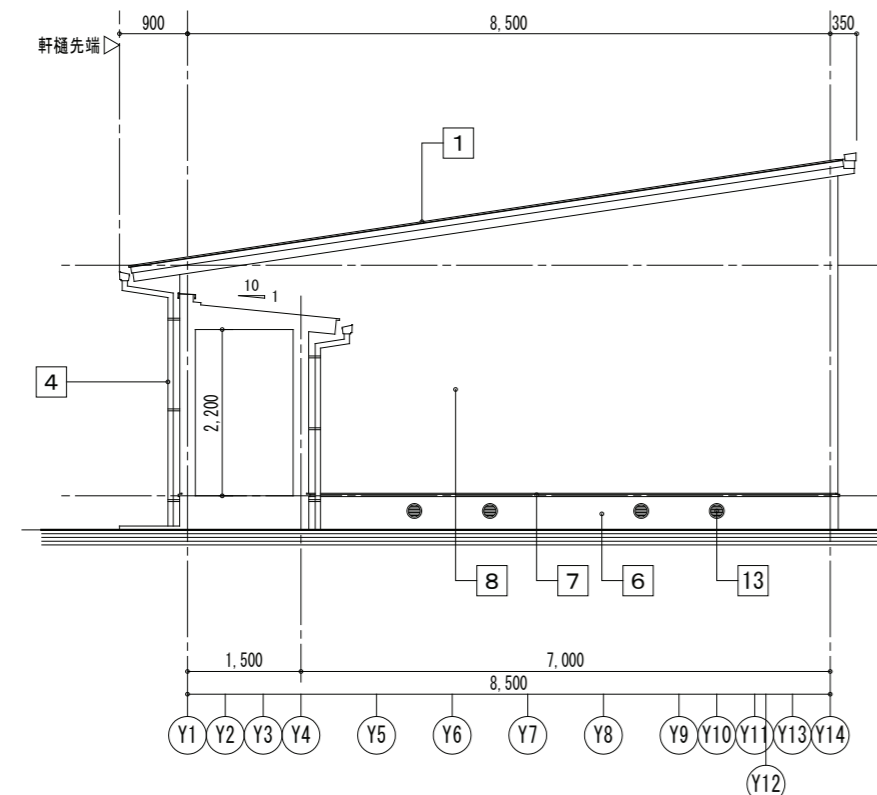




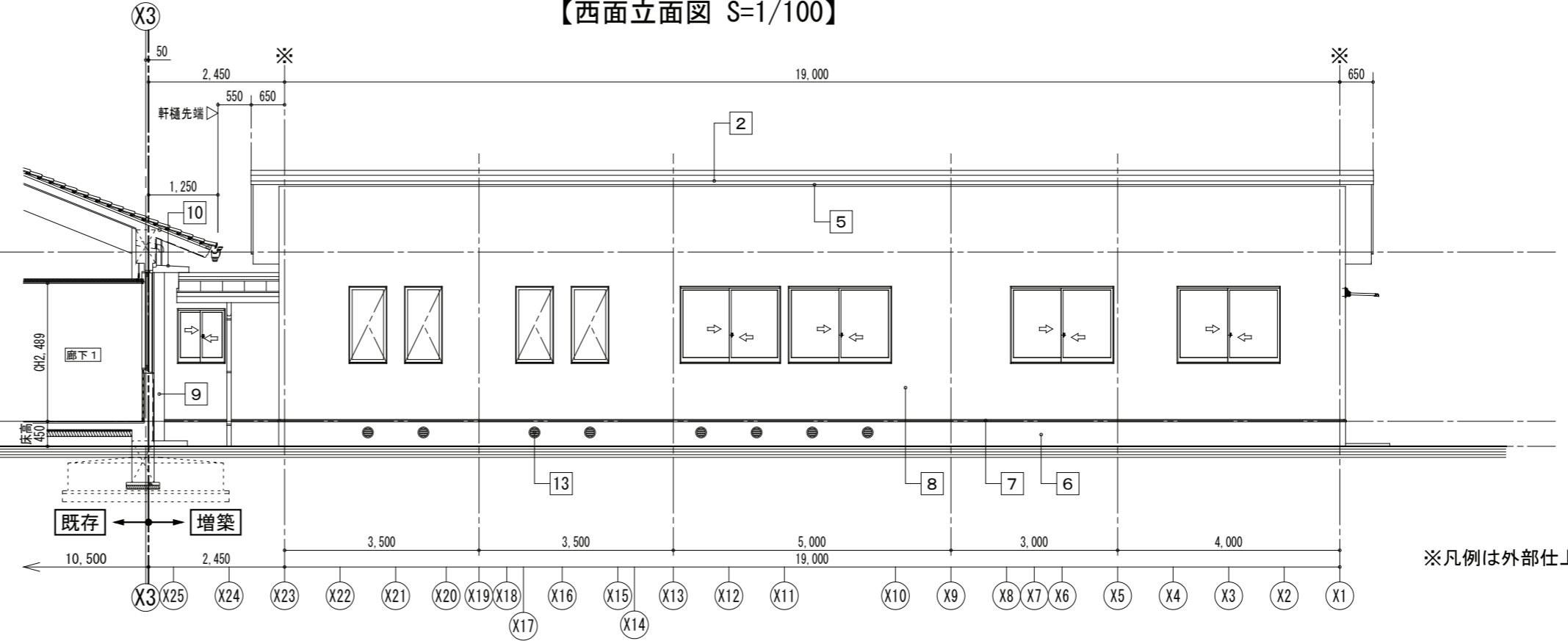
【北面立面図 S=1/100】

【西面立面図 S=1/100】

※凡例は外部仕上表を参照

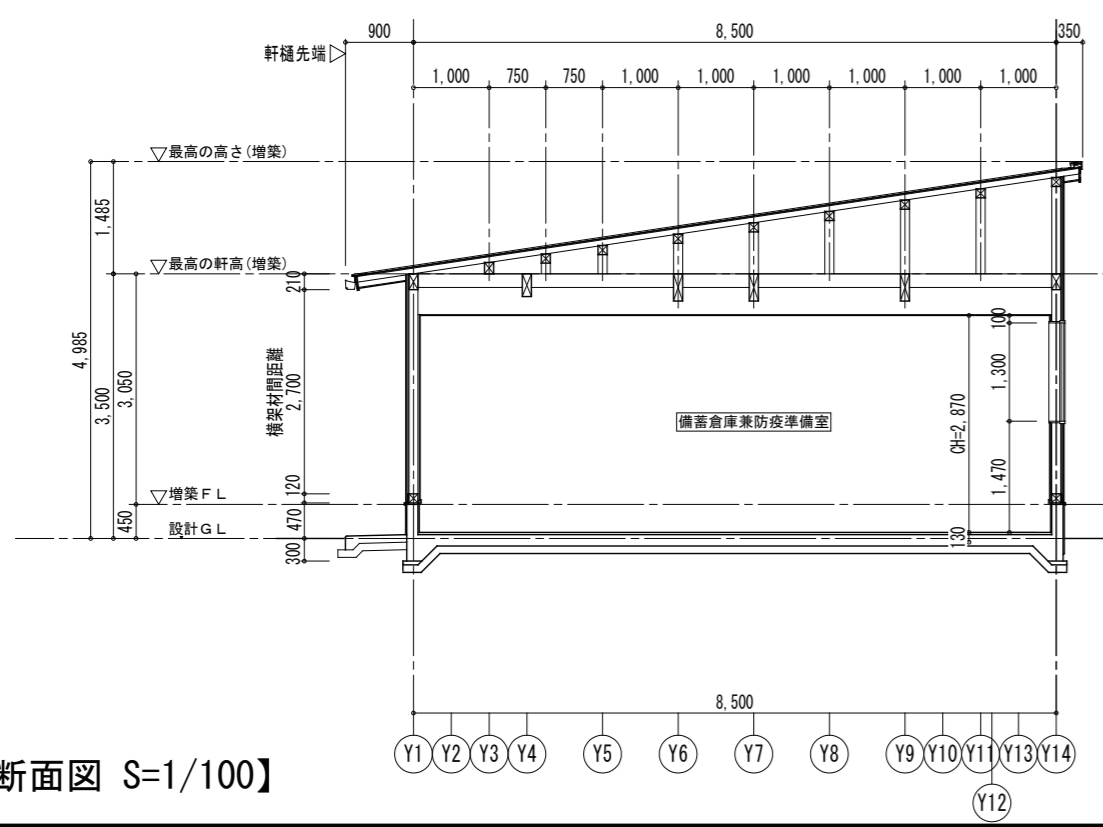


【南面立面図 S=1/100】

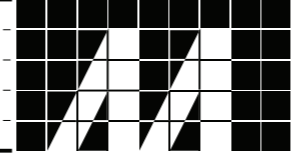
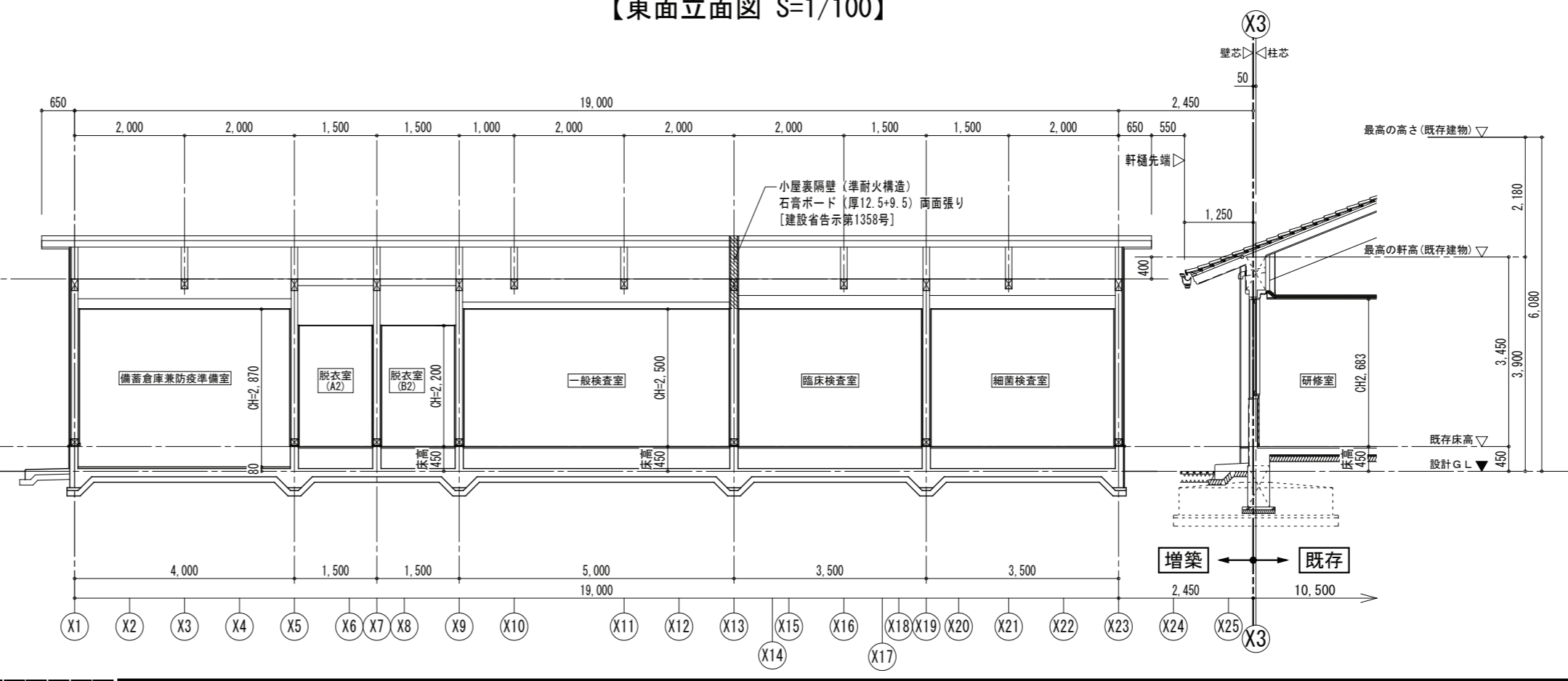


【東面立面図 S=1/100】

※凡例は外部仕上表を参照



【断面図 S=1/100】

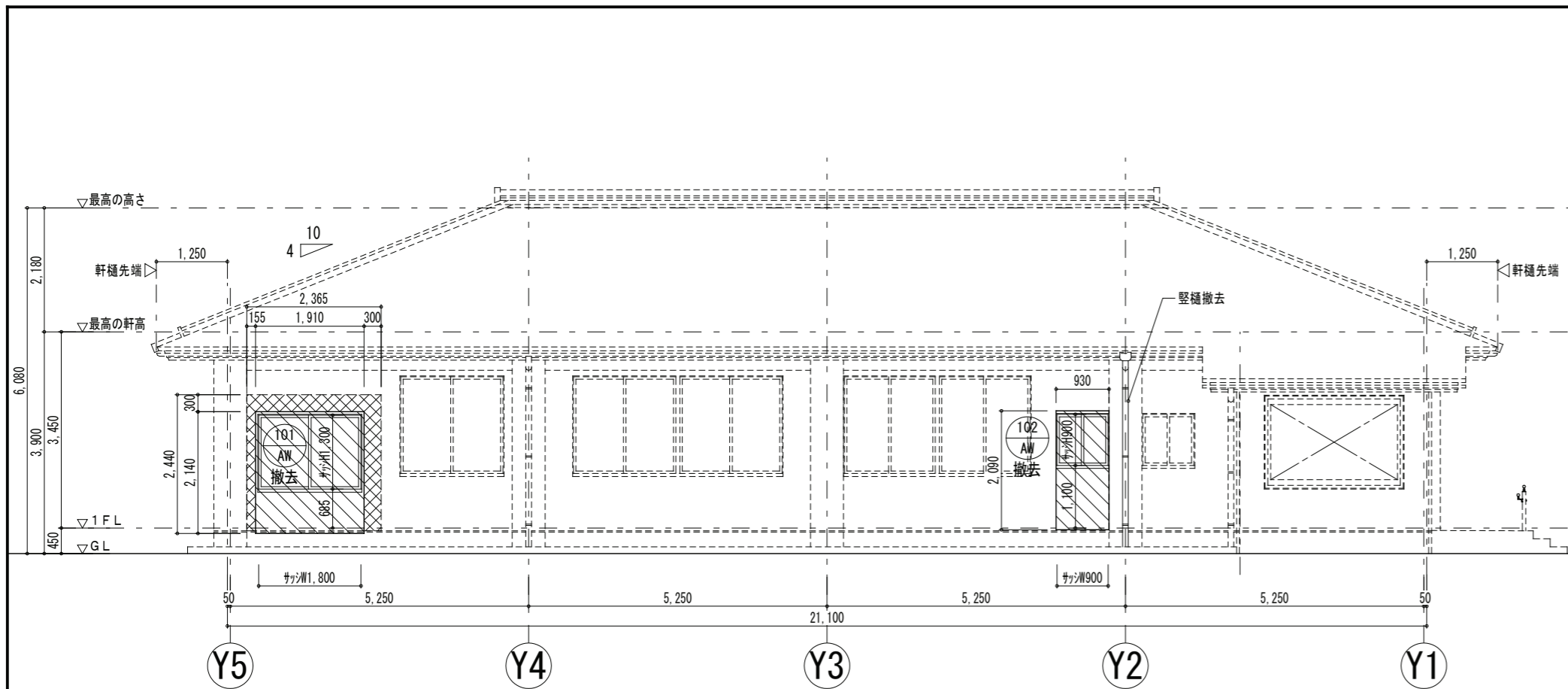


有 望 月 建 築 設 計 事 務 所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)
 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW 望月
 CHECK 西村

図名 立面図 断面図
 No. A-11
 Scale 1/100

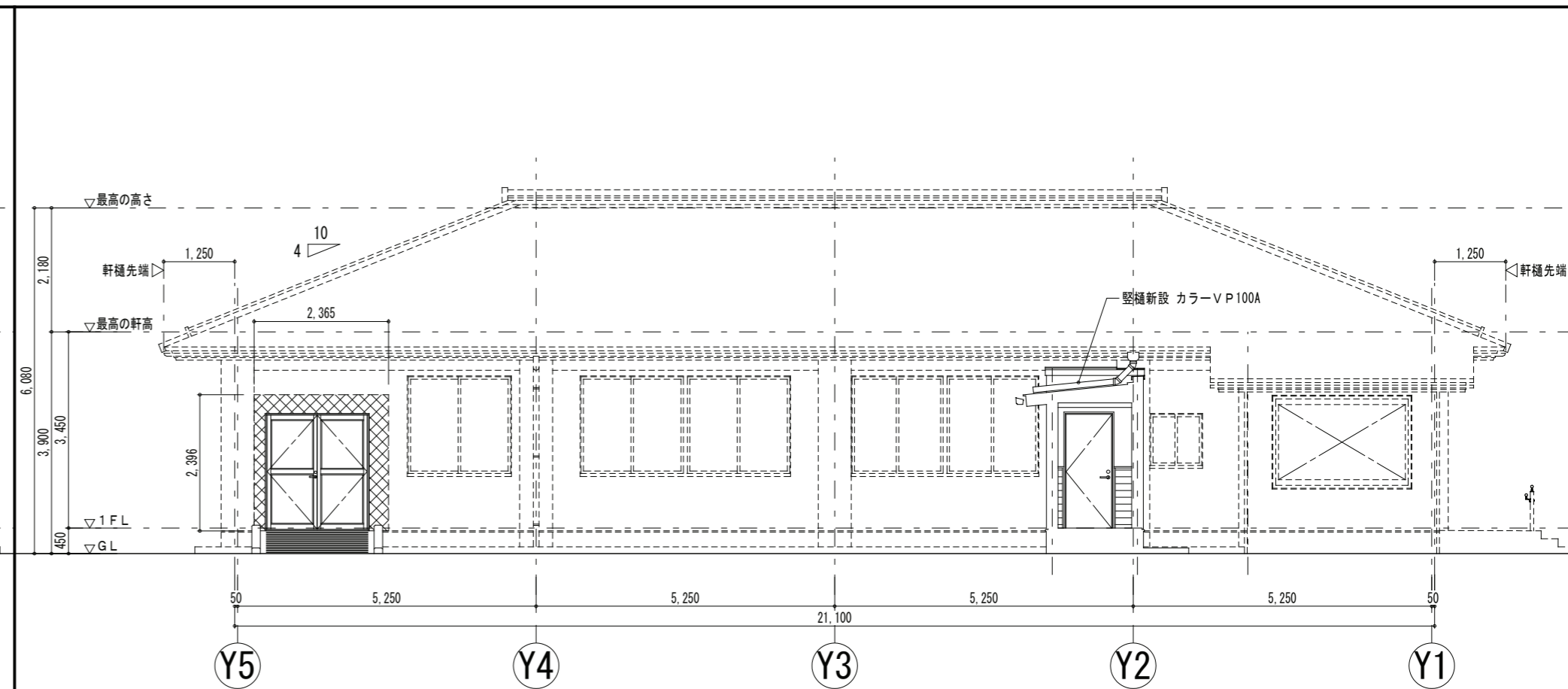


【北側立面図 S=1/100】

【凡例】

- ・・・外壁はつり撤去範囲を示す（アルミサッシ撤去含む）
四周カッター入れ
- ・・・外壁塗膜除去の範囲を示す

改修前

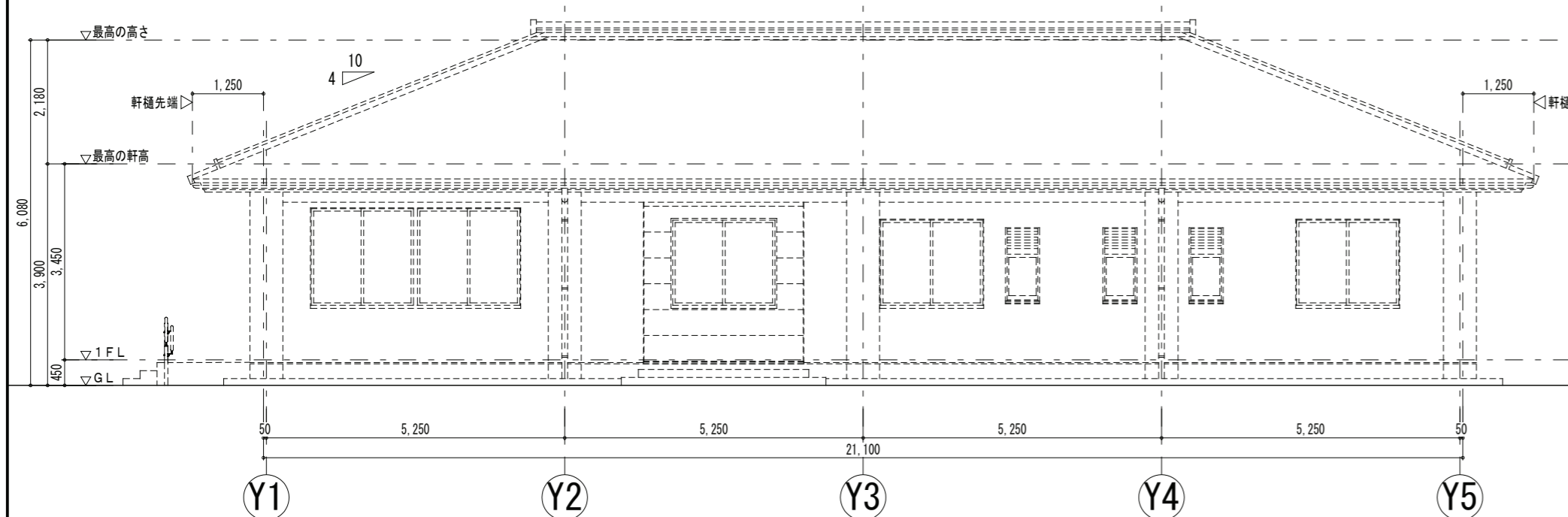


【北側立面図 S=1/100】

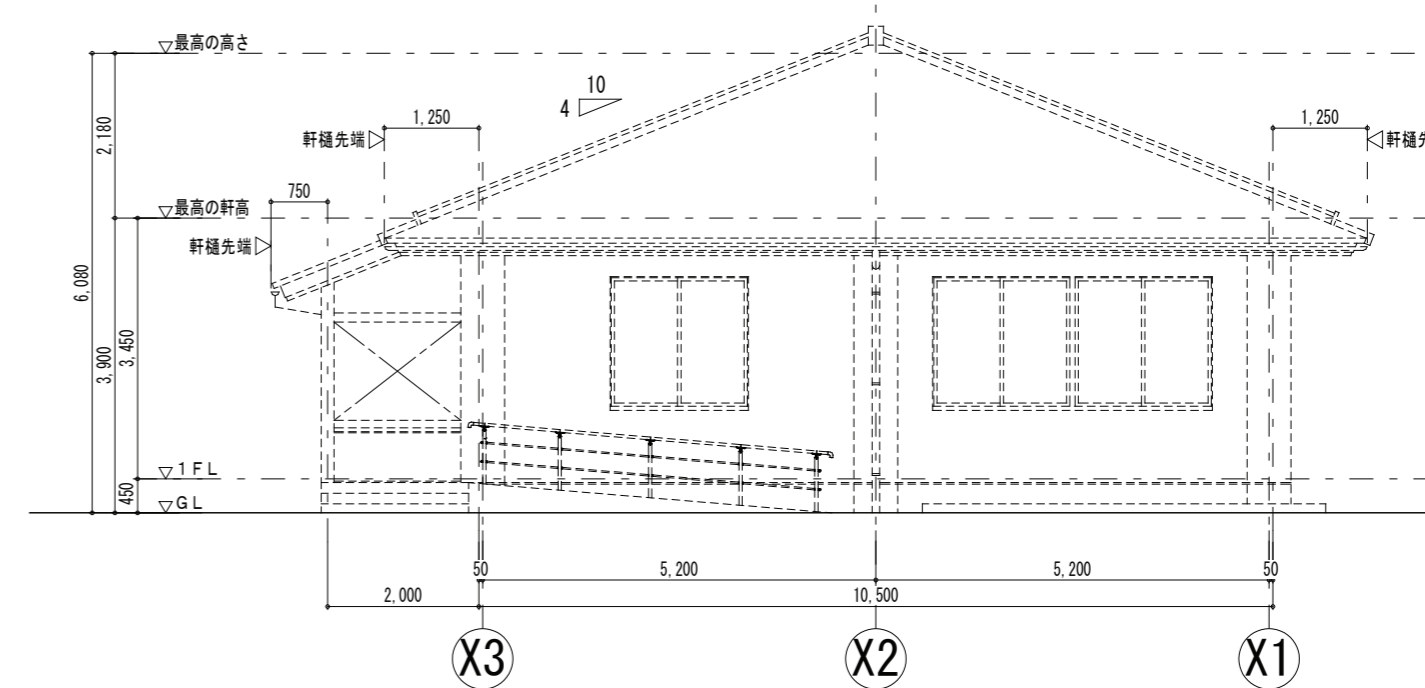
【凡例】

- ・・・外壁補修範囲を示す（複層塗材REローラー施工）

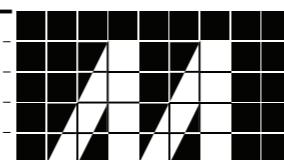
改修後



【南側立面図 S=1/100】
(既設のまま)



【西側立面図 S=1/100】
(既設のまま)



(有)望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

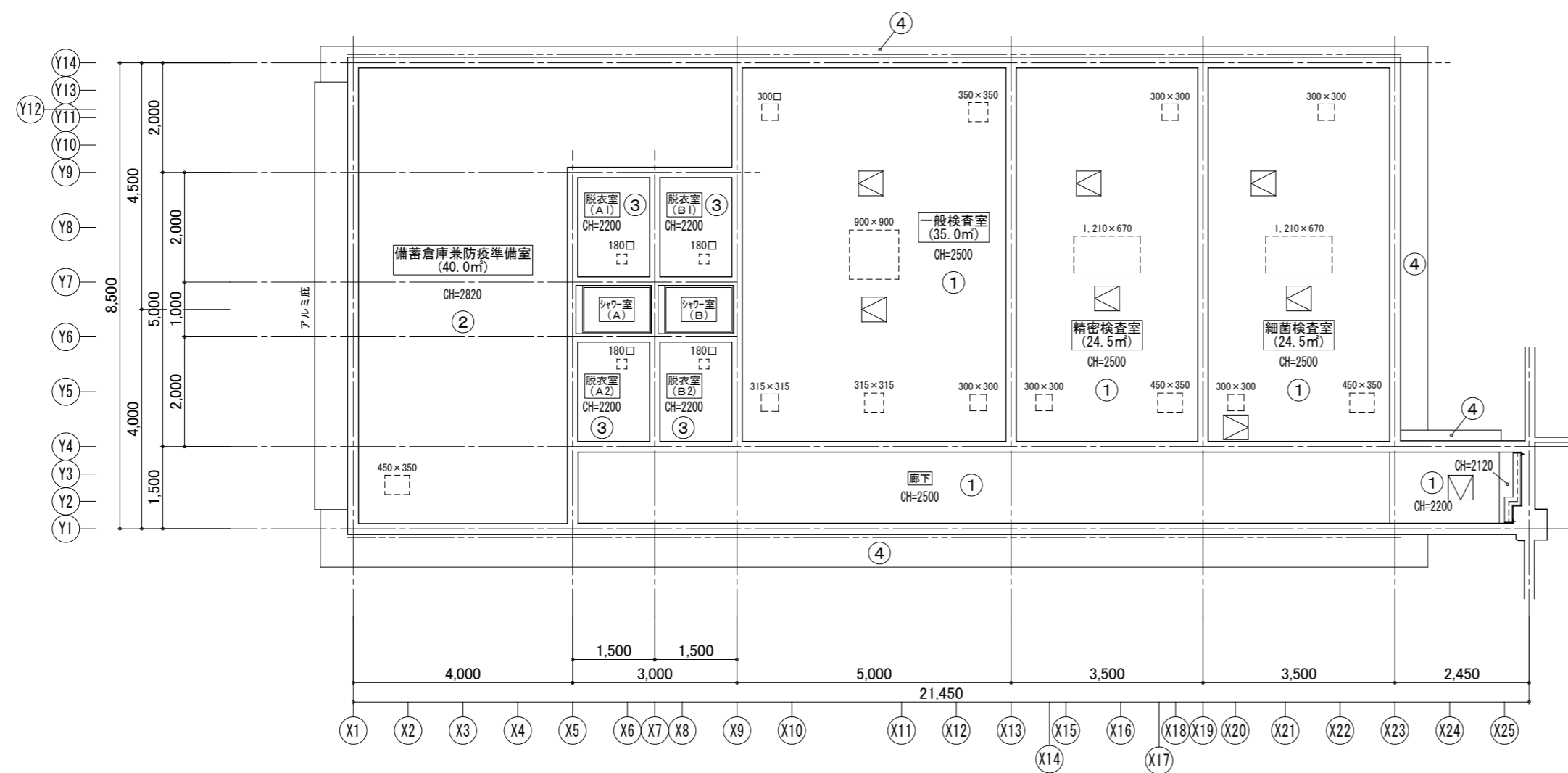
鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事（建築）

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設計者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

DRAW	CHECK
望月	西村

図名
立面図【改修前・後】

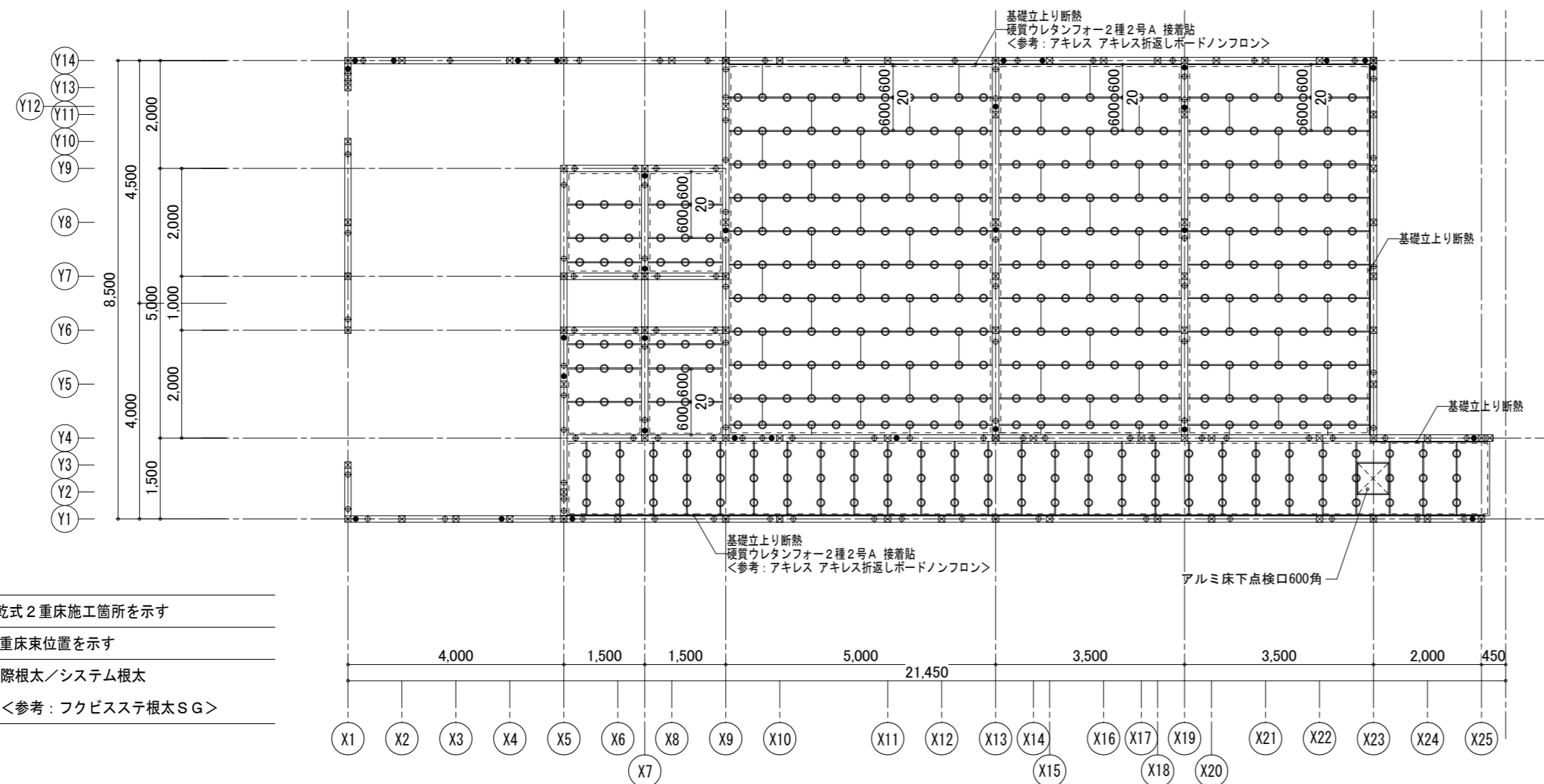
No. A-12
Scale 1/100



【 凡 例 】

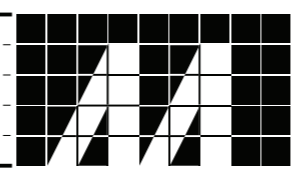
①	仕上：化粧石膏ボード 厚9.5 (羊目地)張 ＜参考：吉野石膏 ジプトーン・ライト＞ 天井下地組：木製
②	仕上：けい酸カルシウム板 厚6 目透し張 EP塗仕上 天井下地組：木製
③	仕上：多機能けい酸カルシウム板 厚6 張 ＜参考：アイカ モイスNT＞ ※調湿・防臭・防かび性能 下地：シーリング石膏ボード 厚9.5 張 天井下地組：木製
④	バルブ繊維混入セメント板 (スチッフル調) 厚12 張 ＜参考：ニチハ 軒天12＞ [NM-3010]
□	設備機器用開口 ※寸法は特記による
▽	アルミ天井点検口 450角
---	軒天換気材 カラー鋼板製

天井伏図 S=1/100



- 乾式2重床施工箇所を示す
- 乾式2重床束位置を示す
- 際根太/システム根太
- ＜参考：フクビステ根太SG＞

床伏図 S=1/100



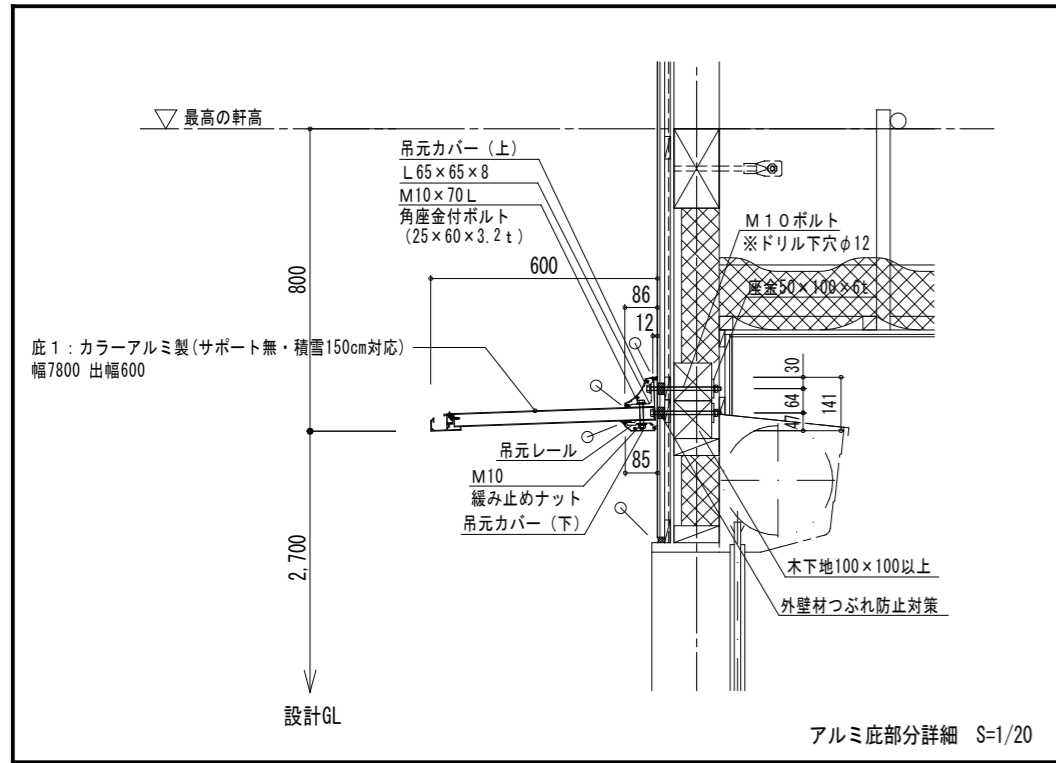
有 望 月 建 築 設 計 事 務 所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

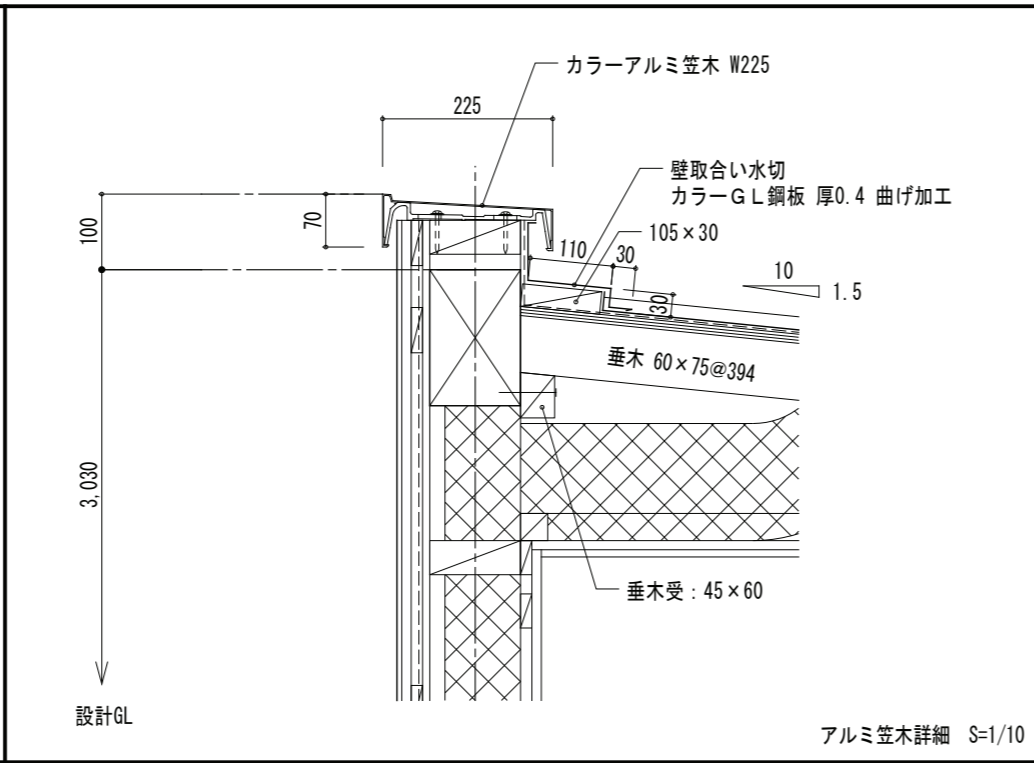
管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設 計 者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設 計 者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

DRAW	CHECK
望月	西村

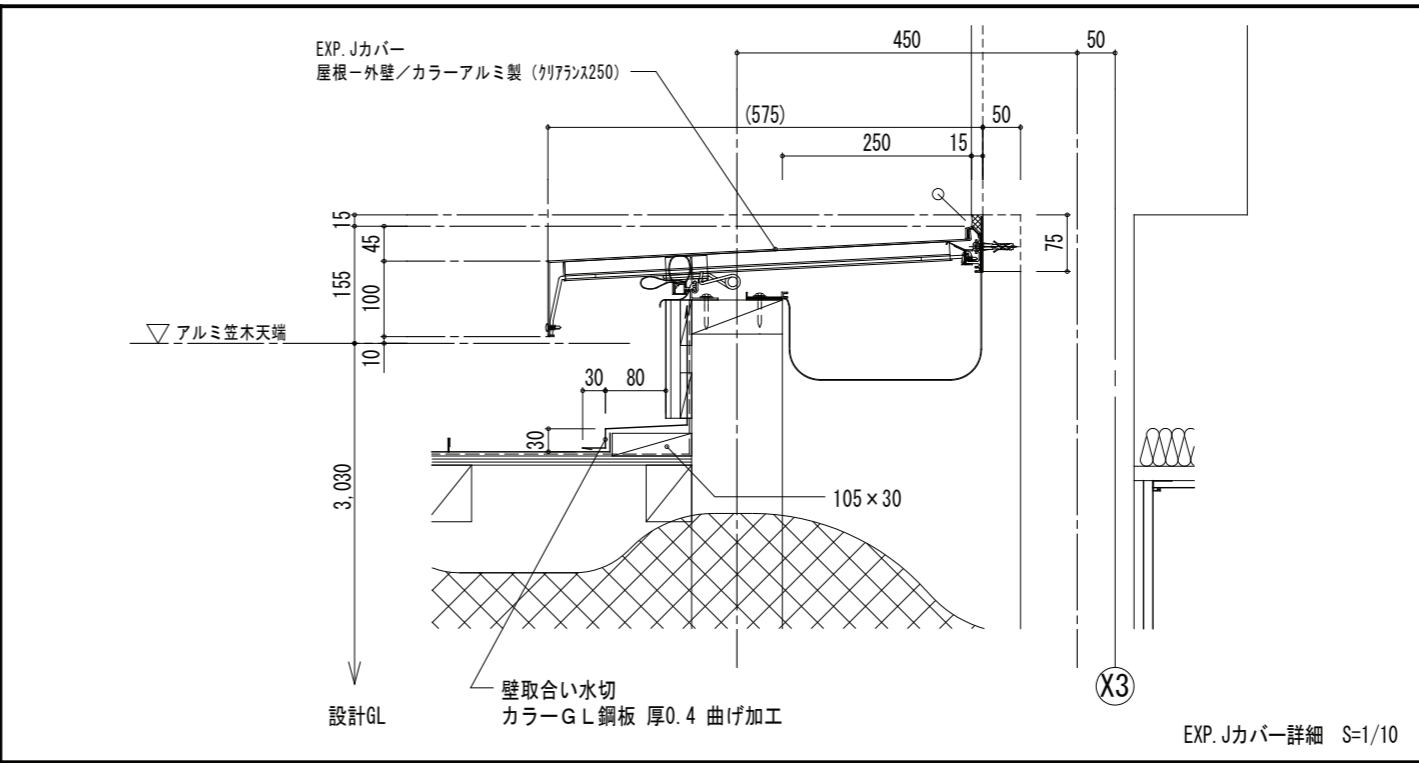
図名	床伏図 天井伏図
No.	A-13
Scale	1/100



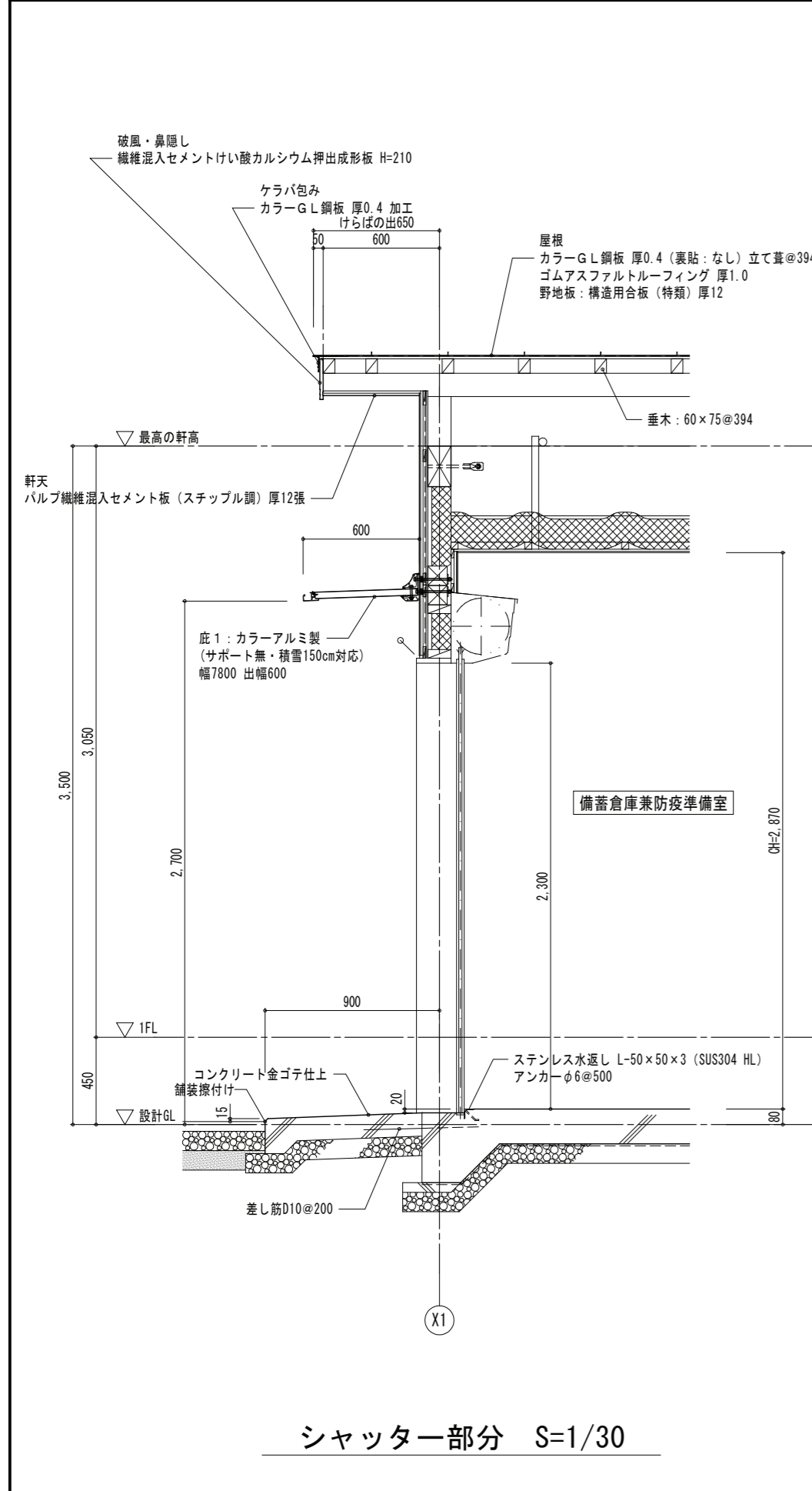
アルミ底部分詳細 S=1/20



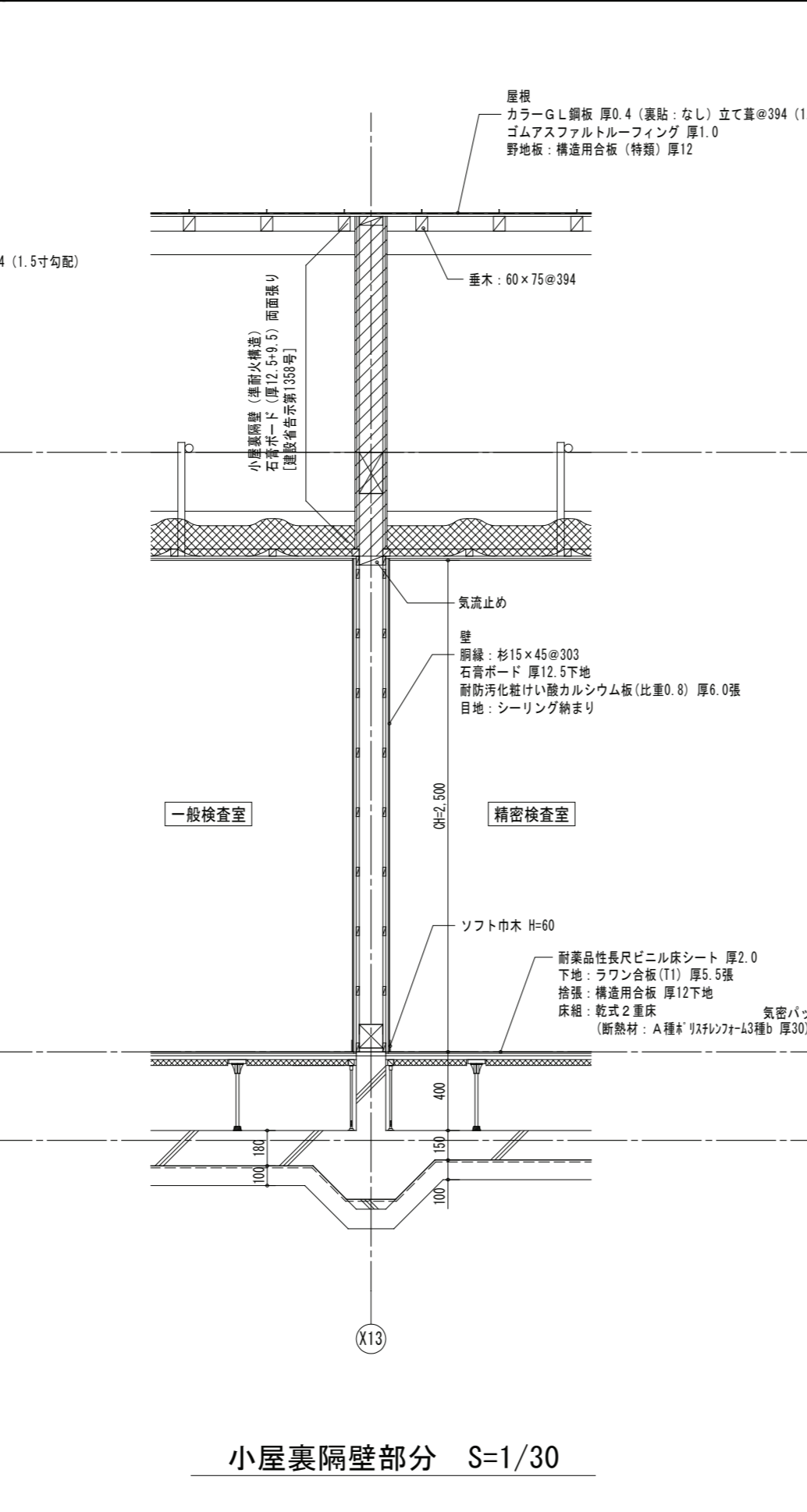
アルミ笠木詳細 S=1/10



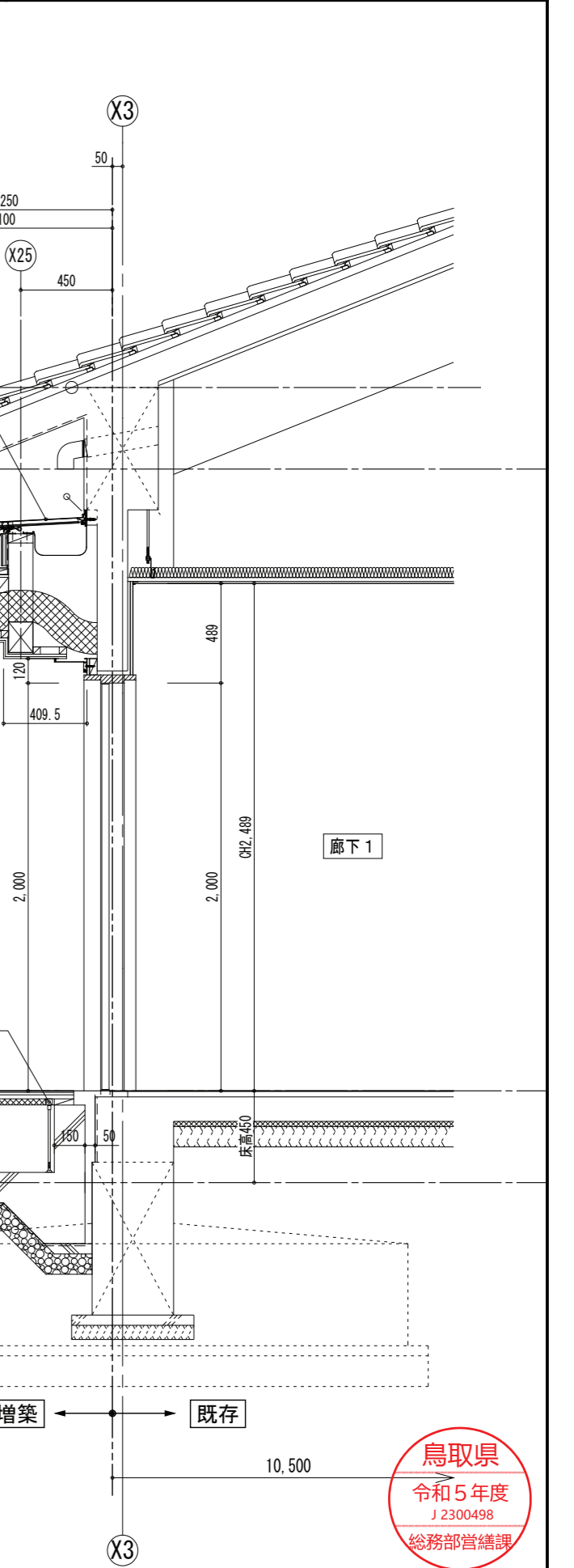
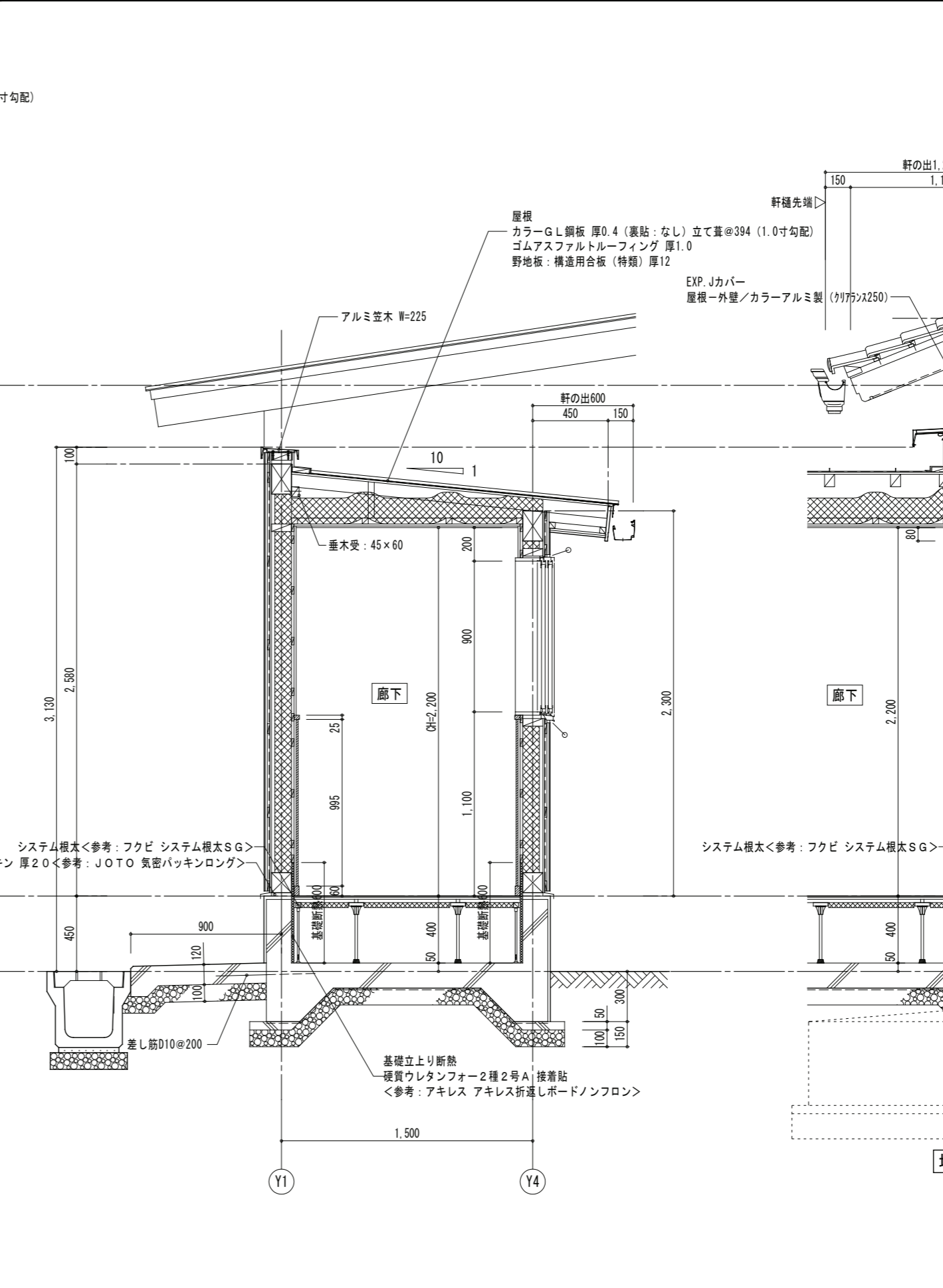
EXP. Jカバー詳細 S=1/10

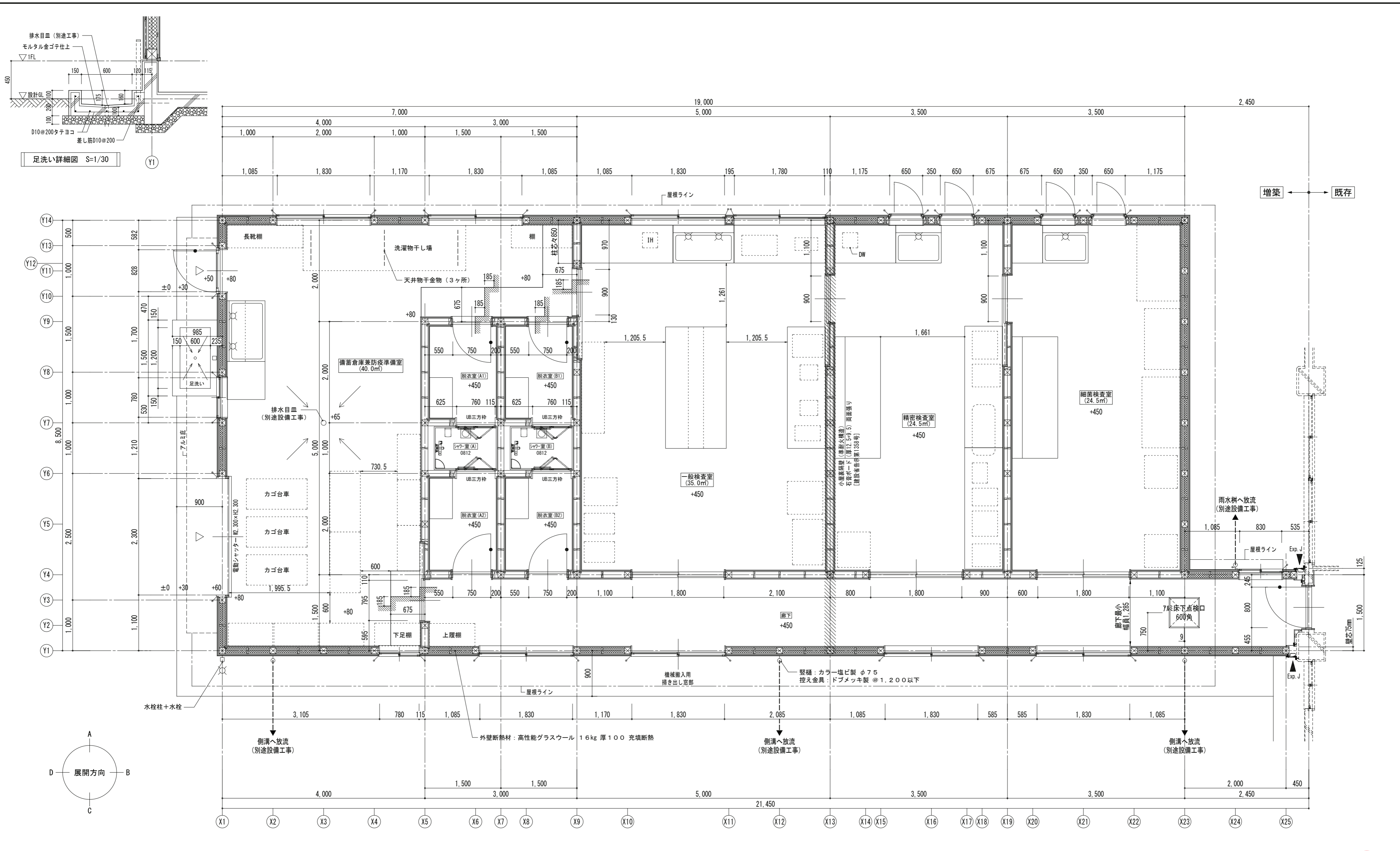


シャッター部分 S=1/30



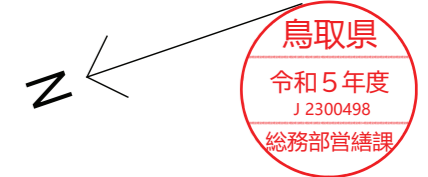
小屋裏隔壁部分 S=1/30





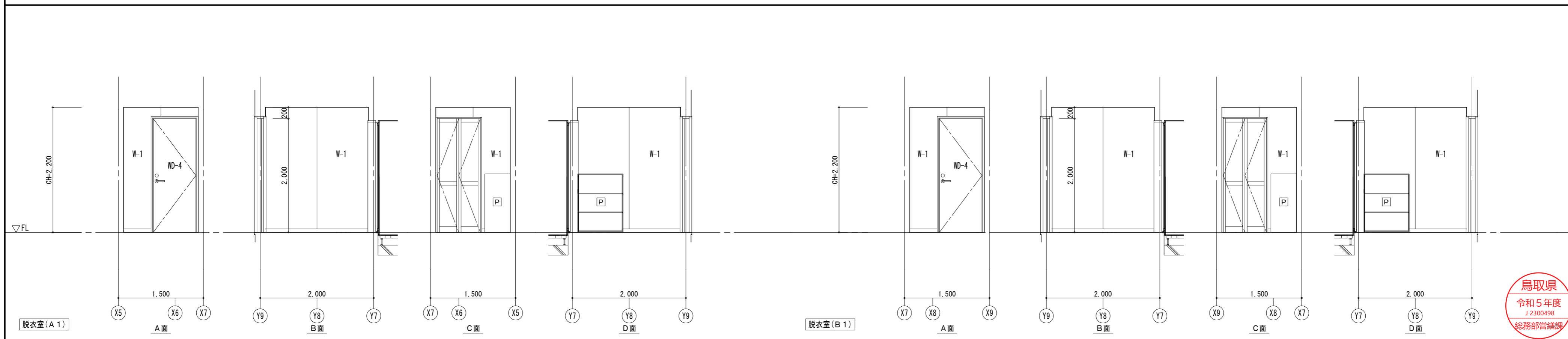
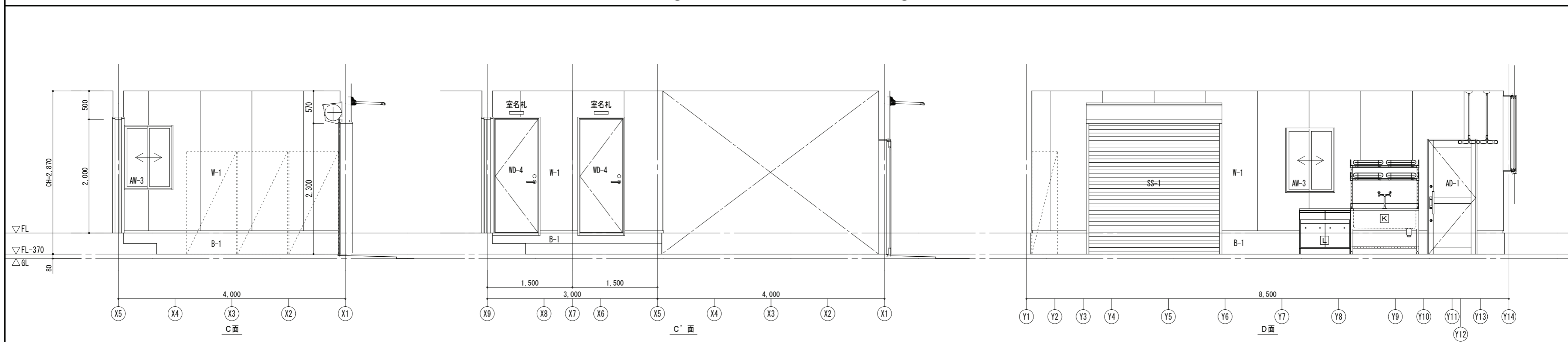
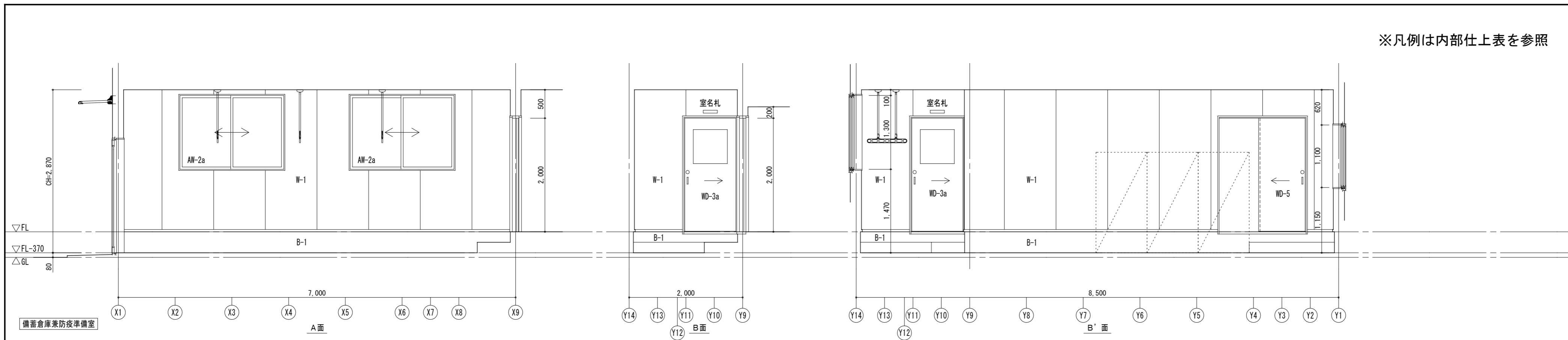
平面詳細図 S=1/50

- 【凡例】
- ／・・・建具周囲シーリング (MS-2) 15×10
 - ±0・・・設計G.L.からの床レベルを示す



<p>(有) 望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124</p>	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)		DRAW	CHECK	図名	No.
	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE	望月	西村	平面詳細図	A-16
設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一						Scale
設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志						1/30 1/50

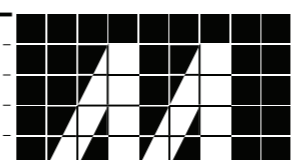
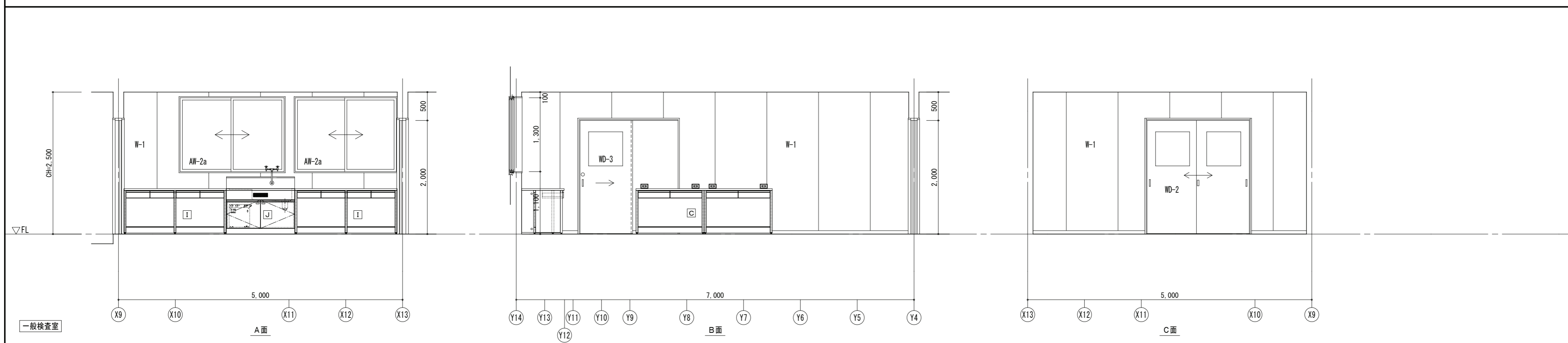
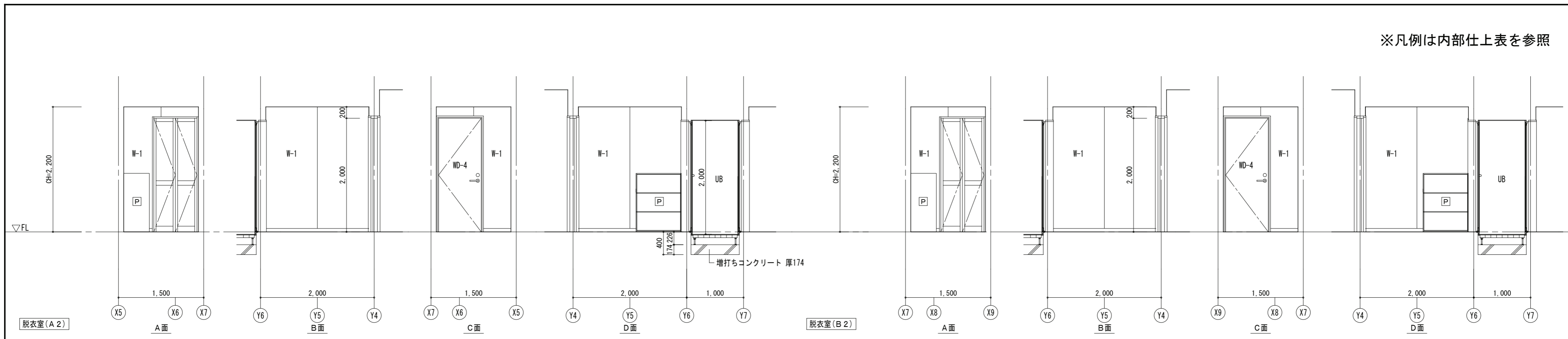
※凡例は内部仕上表を参照



鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部営繕課

 有 望 月 建 築 設 計 事 務 所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)		DRAW	CHECK	図名	No.	
	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志	DATE	望月	西村	展開図 (1)	A-17	
						Scale	1/50

※凡例は内部仕上表を参照



有 望 月 建 築 設 計 事 務 所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

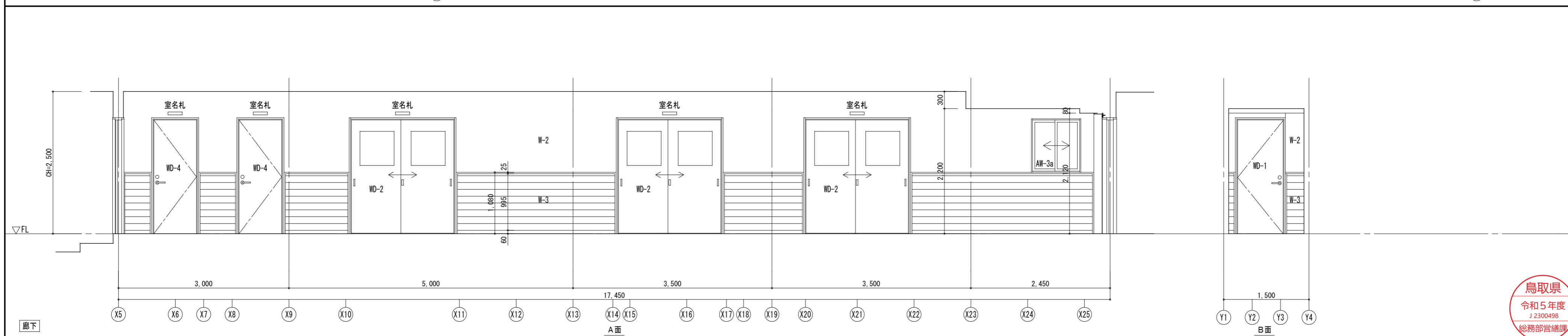
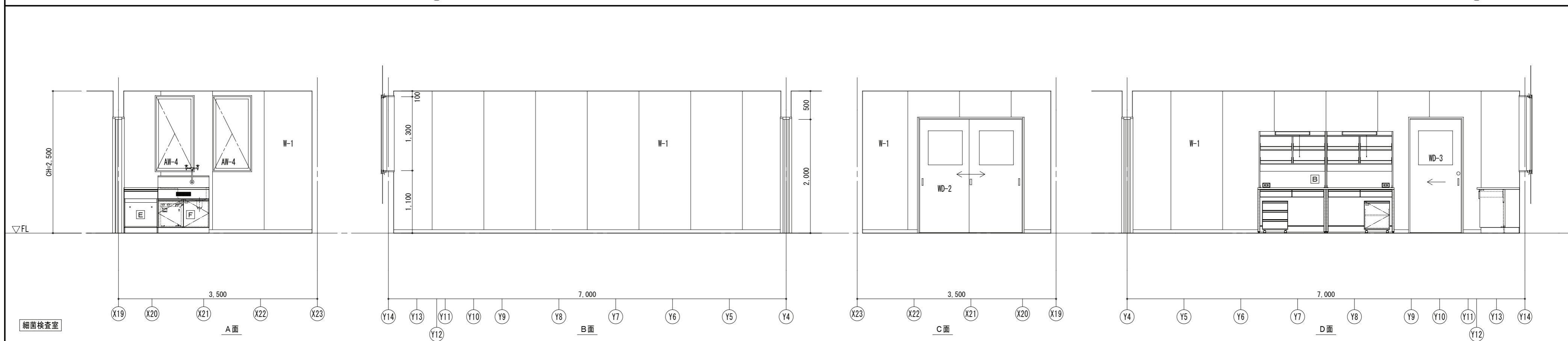
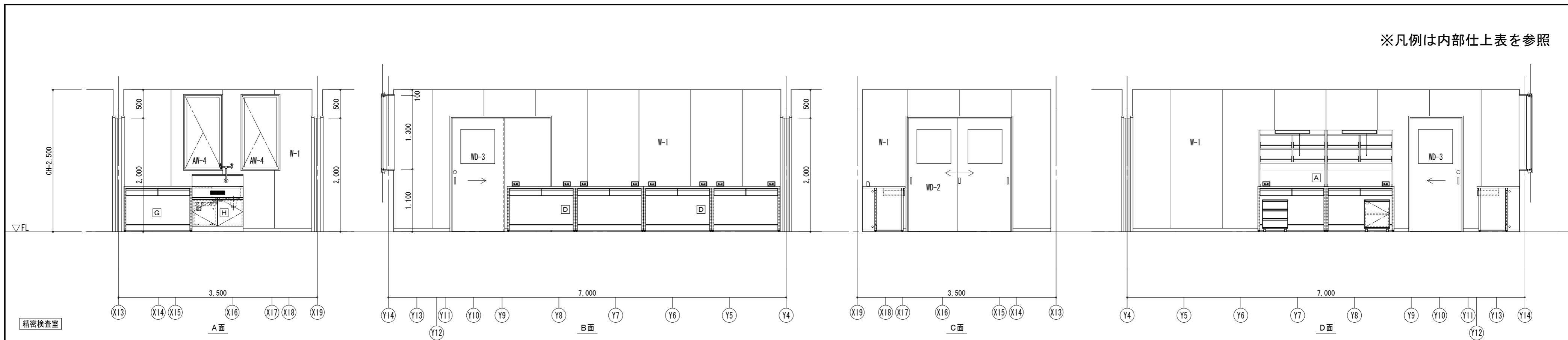
管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設 計 者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設 計 者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

DRAW	CHECK
望月	西村

図名 展開図 (2)

No. A-18
 Scale 1/50

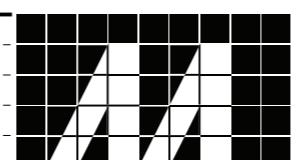
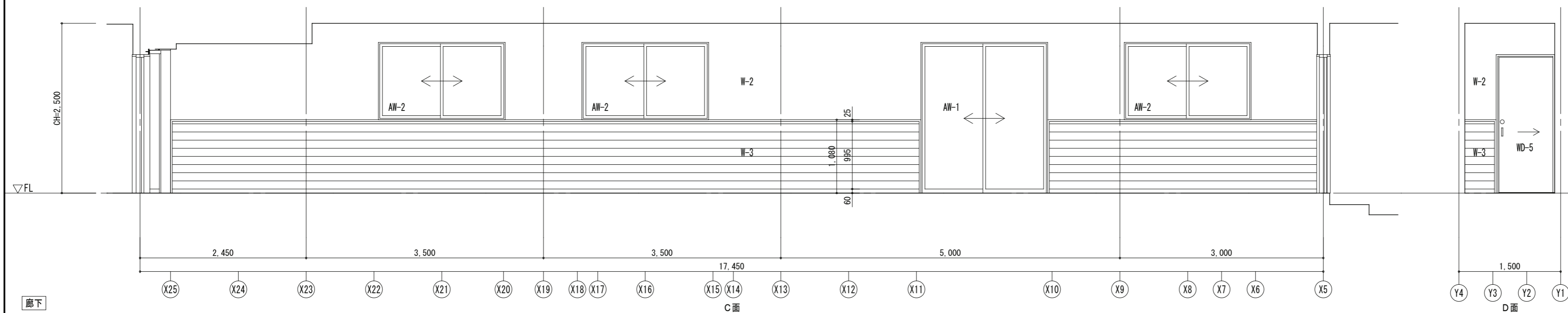
※凡例は内部仕上表を参照



鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部管轄課

 有 望 月 建 築 設 計 事 務 所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)		DRAW	CHECK	図名	No.
	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志	DATE	望月	西村	展開図 (3)	A-19
						Scale
						1/50

※凡例は内部仕上表を参照



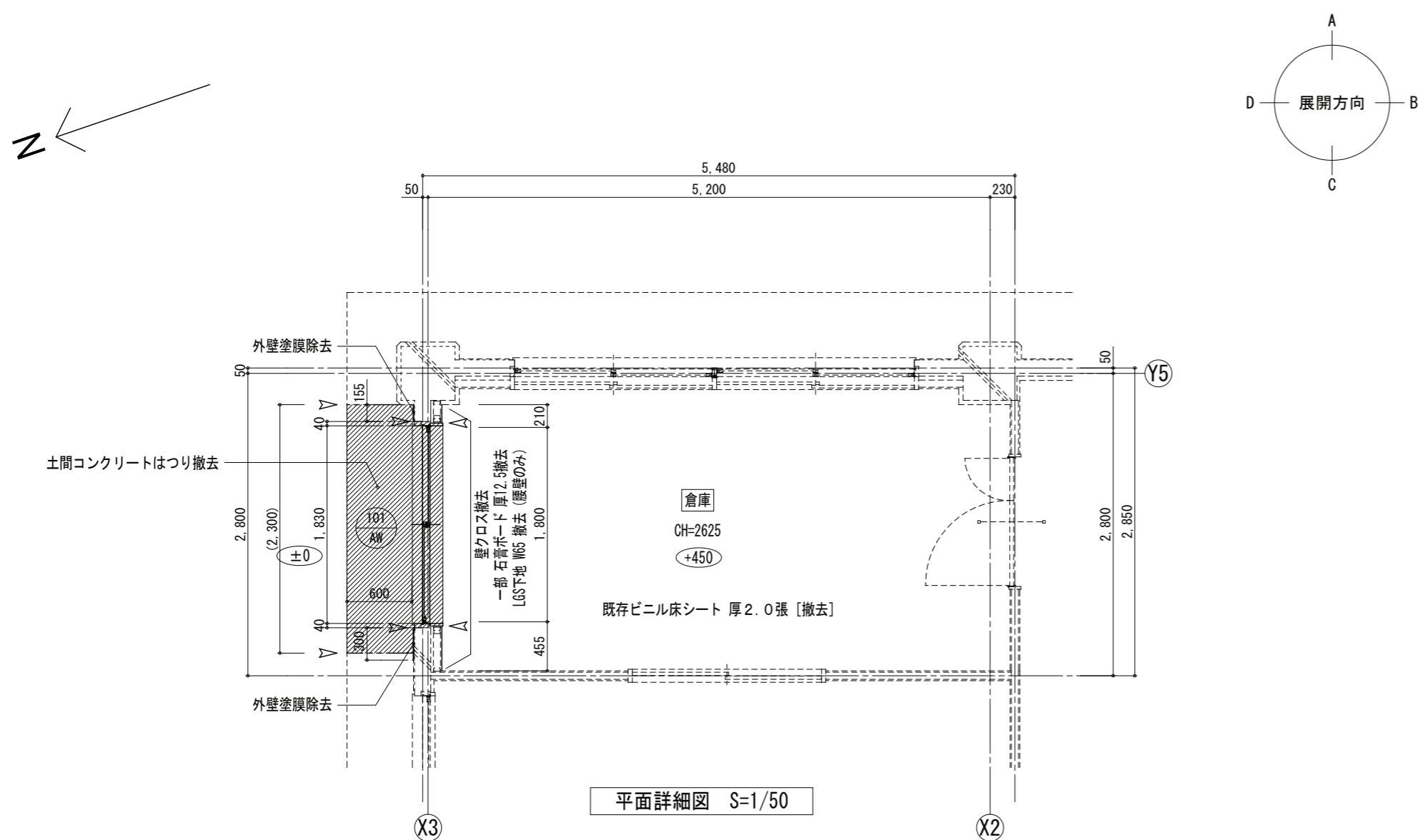
有 望 月 建 築 設 計 事 務 所
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

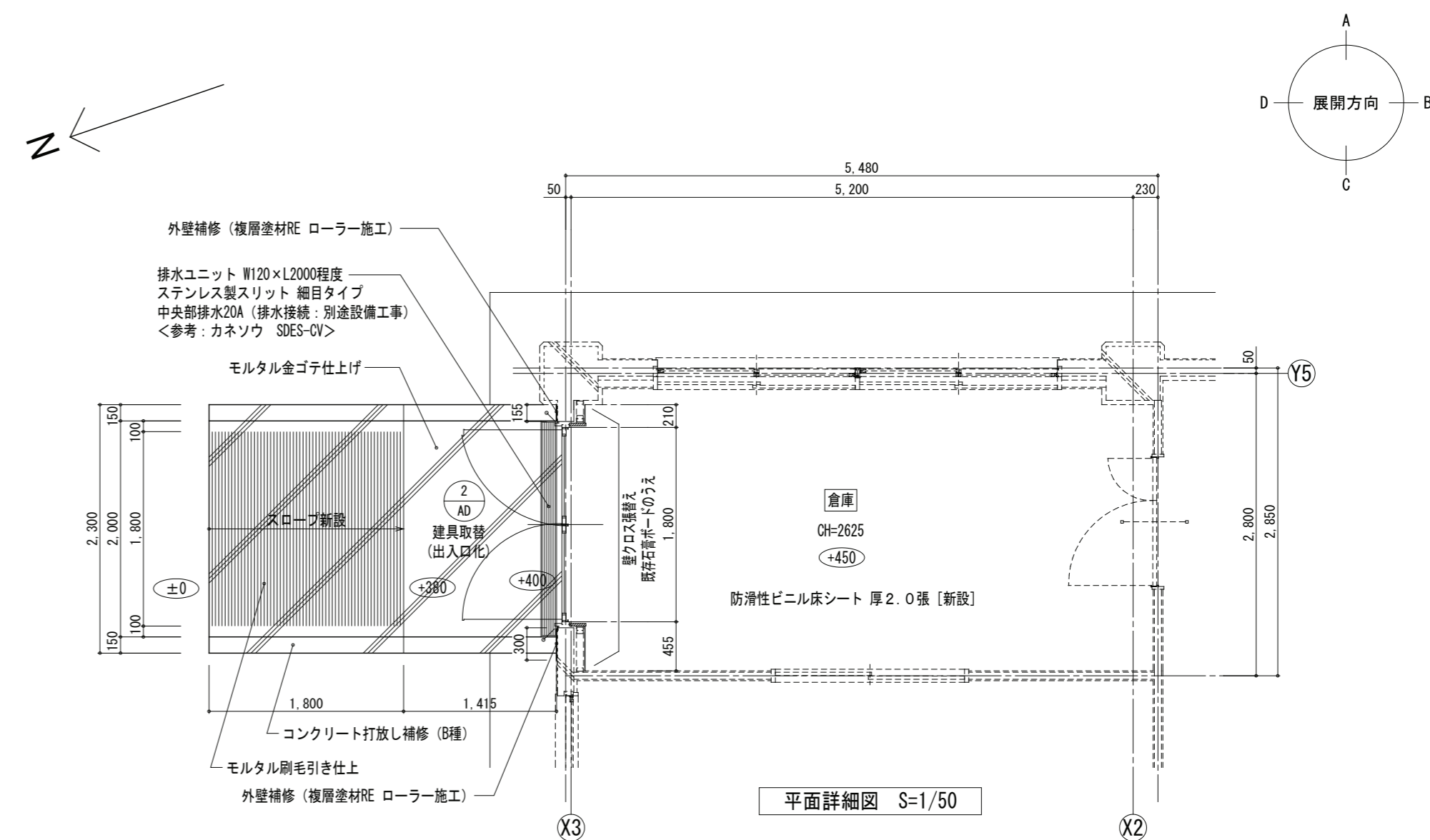
管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設 計 者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設 計 者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

DRAW	CHECK
望月	西村

図名	No.
展開図 (4)	A-20
Scale	1/50



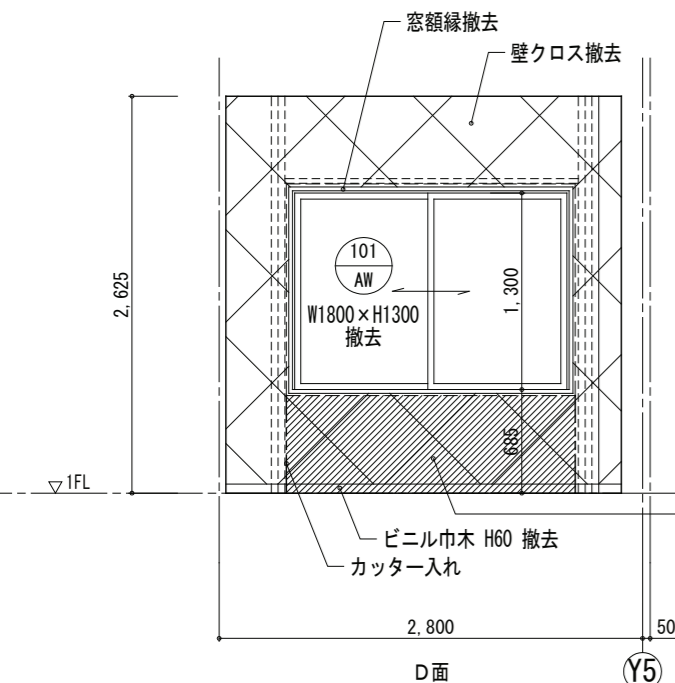
平面詳細図 S=1/50



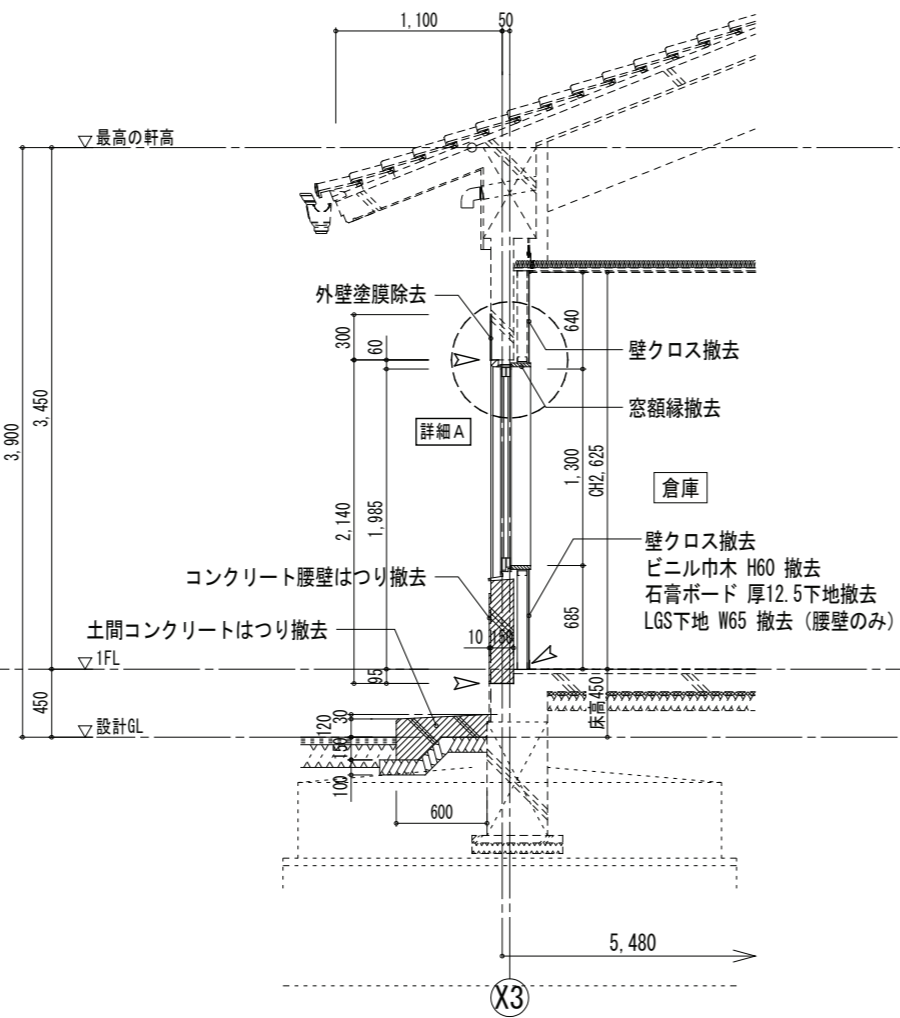
平面詳細図 S=1/50

- 【凡例】
- コンクリートカッター入れを示す
 - (±0) ... 設計G.Lからの床レベルを示す

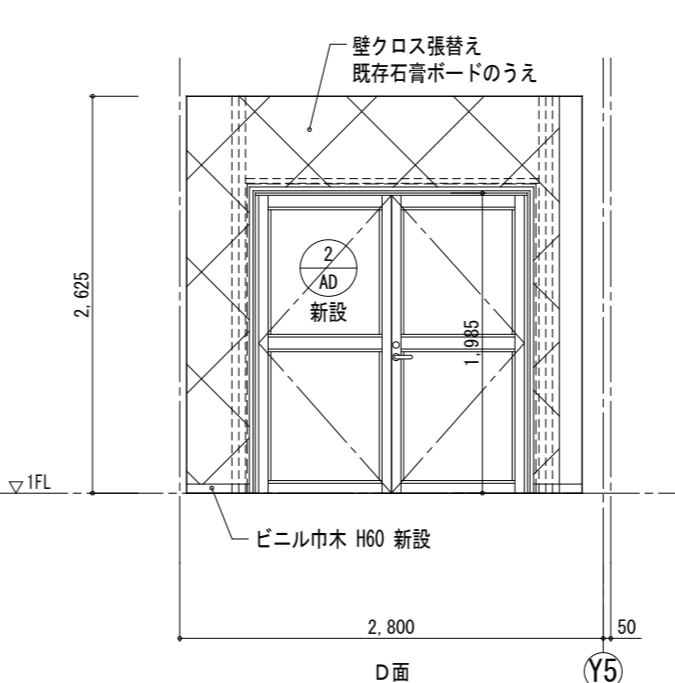
- 【凡例】
- 建具周囲シーリング (MS-2) 15x10
 - (±0) ... 設計G.Lからの床レベルを示す



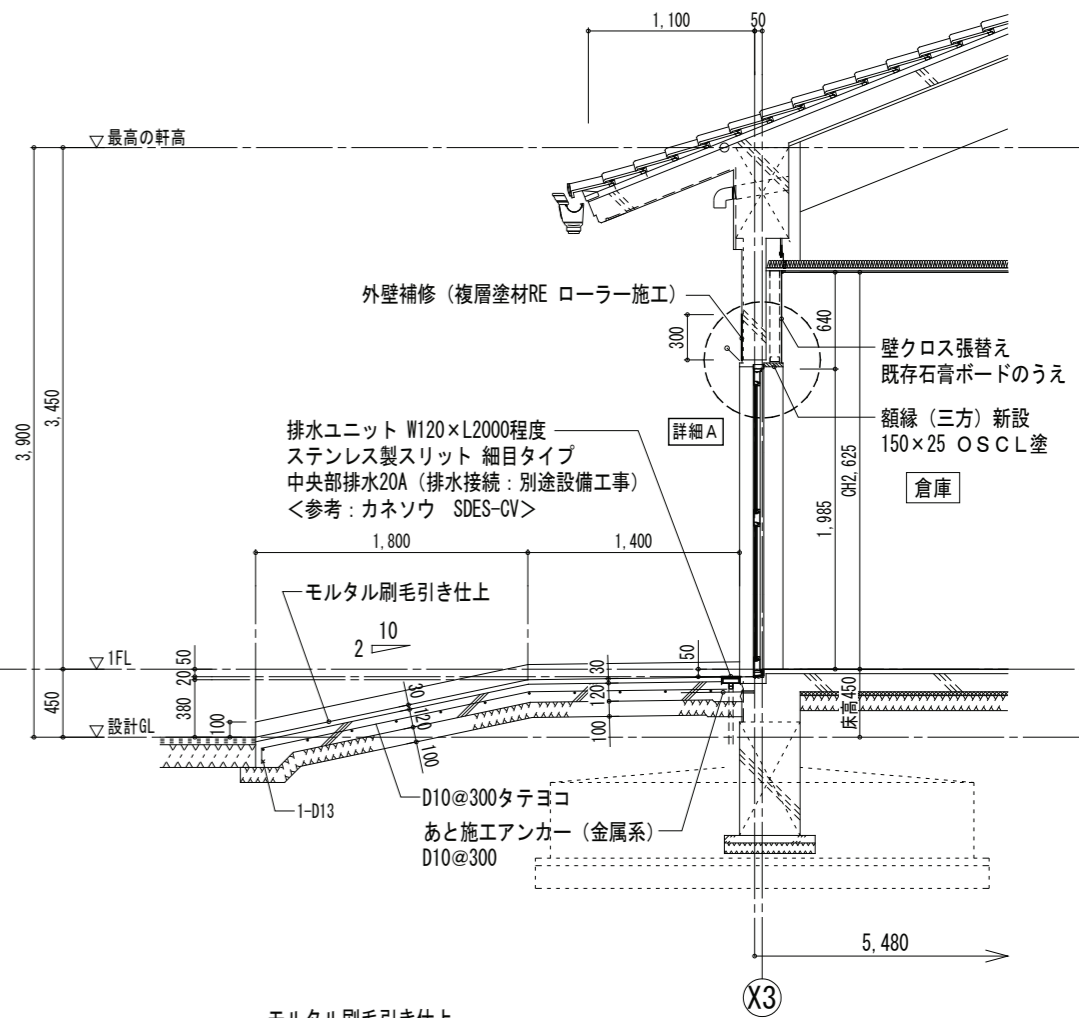
詳細A S=1/20



断面詳細図 S=1/50



詳細A S=1/20



断面詳細図 S=1/50

【特記事項】
※ 鉄筋切断面には錆止め塗装を行うこと。

改修前

改修後

(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

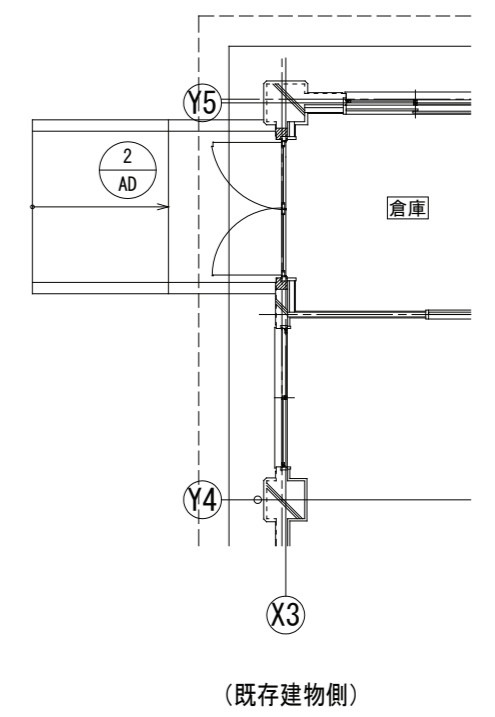
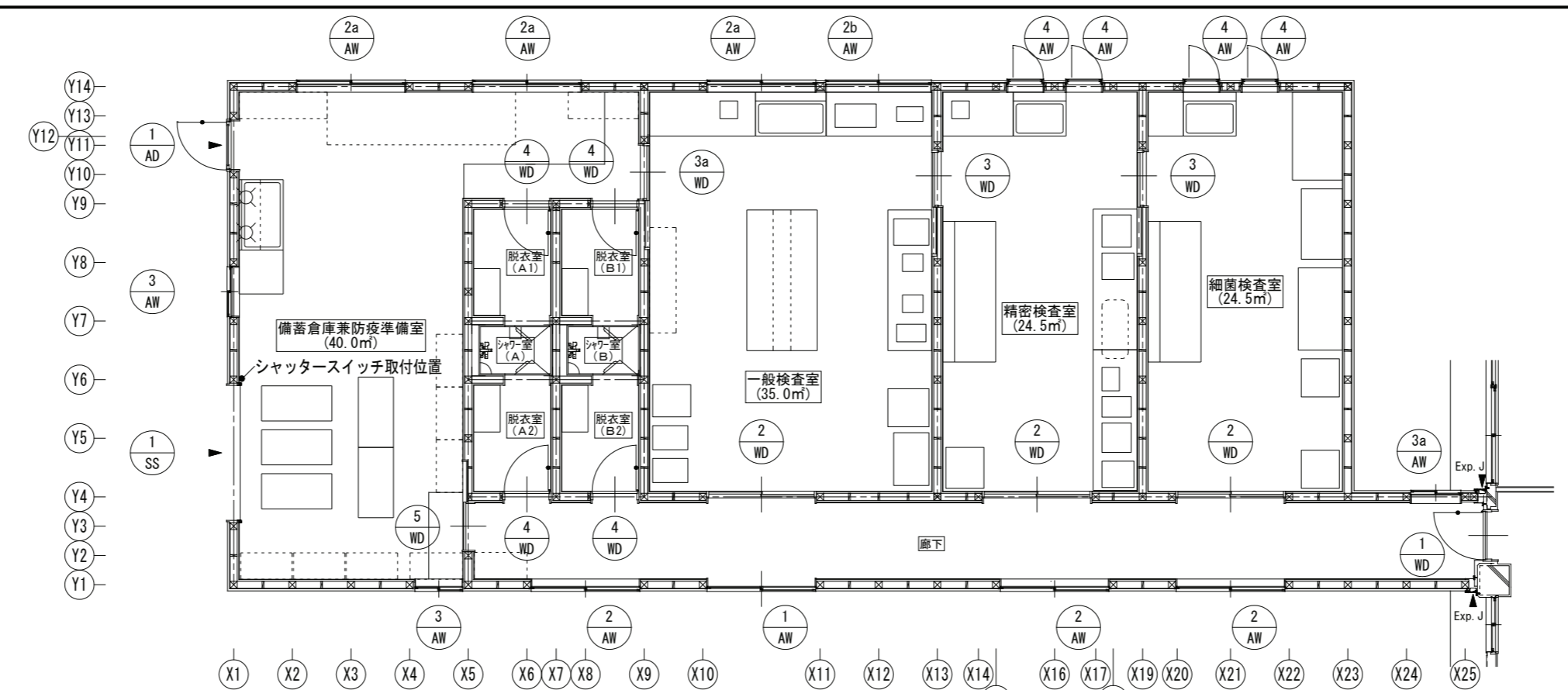
鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)
管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW 望月
CHECK 西村

図名 部分詳細図
No. A-21
Scale 1/50

鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部管轄課

建具キープラン S=1/100



符号・数量	1 SS	1 AD	2 AD	1 AW	1 AW	2 AW	2 AW	2 AW	3 AW	3 AW	3 AW
使用箇所・防火仕様	電動式リモコンシャッター [参考: 三和シャッター サントート静々動々]	片開きドア [参考: YKKAP 7TD 片開きドア]	両開き扉ドア [参考: YKKAP EX1M31 両開きドア]	引違い引出し窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]	引違い窓 [参考: YKKAP エピソードII NEO]
使用箇所・防火仕様	備蓄倉庫兼防疫準備室	備蓄倉庫兼防疫準備室	倉庫 (既存建物)	廊下	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室、一般検査室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室、一般検査室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室	廊下、備蓄倉庫兼防疫準備室
図											
寸法・見付・見込	アルミ押出型材 (発泡ウレタン充填) 三方枠: ステン ケース: スチール	枠見込70mm アルミ押出型材 色: 標準カラー	枠見込70mm RC枠 アルミ押出型材 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー
ガラス	標準金物 一式、光電センサ、手元手動切替装置	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、プッシュプル錠、シリンダー本締錠 (内側サムターン) × 2 丁番、DC (ストッパー付)、アルミ断熱パネル 厚22	標準金物 一式、レバーハンドル、シリンダー本締錠 (内側サムターン) 丁番、DC (ストッパー付)、フランス落し、アルミ断熱パネル 厚22	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、クレセント
備考		ステンレス下枠共	ステンレス下枠共	網戸付	網戸付	網戸付	網戸付	網戸付	網戸付	網戸付	網戸付
符号・数量	4 AW	1 WD	2 WD	3 WD	4 WD	4 WD	4 WD	4 WD	4 WD	4 WD	1 WD
使用箇所・防火仕様	たてすべり出し窓 (開き角度90°) [参考: YKKAP エピソードII NEO]	片開きフラッシュ戸	引違いフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸
使用箇所・防火仕様	精密検査室、細菌検査室	廊下~廊下1	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	一般検査室、精密検査室、臨床検査室	備蓄倉庫兼防疫準備室
図											
寸法・見付・見込	枠見込70mm アルミ押出型材 (屋内側: 樹脂) 色: 標準カラー	扉見込36mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗	扉見込33mm ポリ合板フラッシュ 緑: 白木 C.L. 塗
ガラス	Low-E (遮熱) 複層ガラス (Low-E4.0mm+空気層12mm+型4.0mm) 標準金物 一式、オペレーターハンドル	レバーハンドル、空錠、丁番、DC (ストッパー付)、戸当り ステン床見切 SUS304 HL、標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールダブル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式	フロート3.0mm 引手、空錠、戸車、ステン数層Mレールシングル 標準金物一式
備考	固定網戸付	ステン巻摺20×40	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共	衝突防止クッション材共

望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

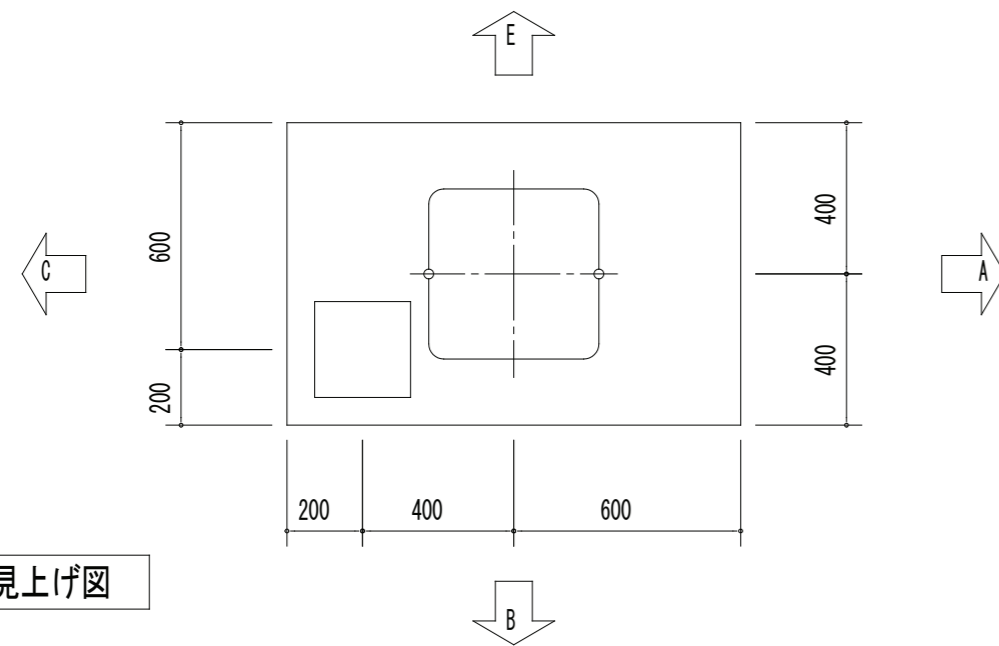
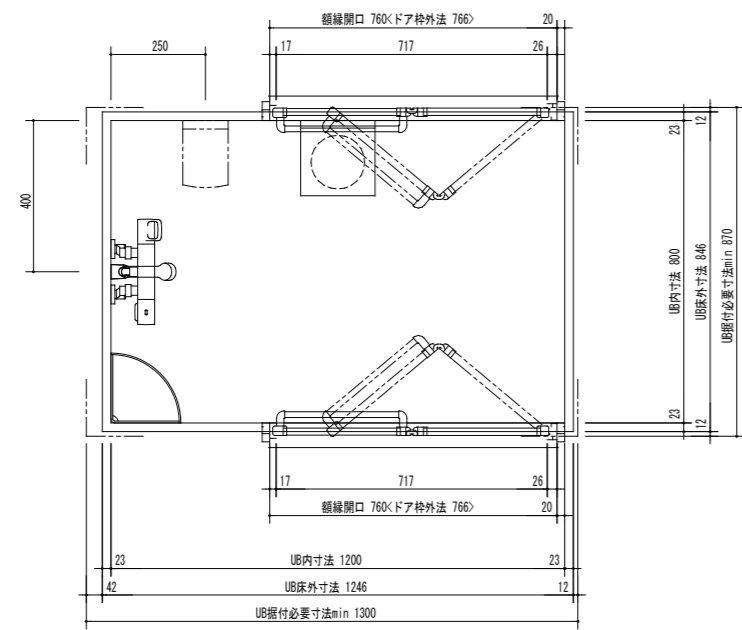
鳥取県畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)
管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW 望月
CHECK 西村

図名 建具キープラン 建具表
No. A-22
Scale 1/100
1/50

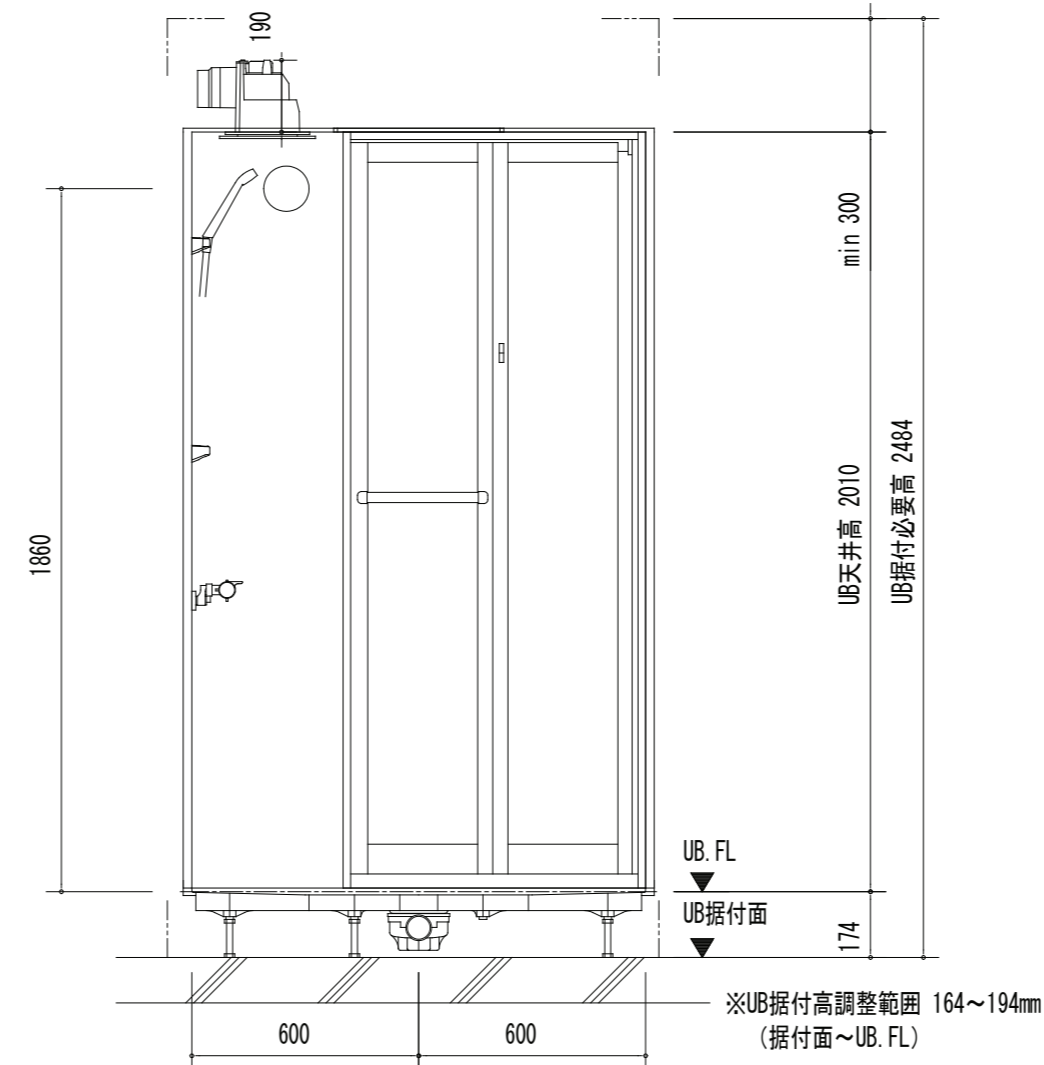
鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部営繕課

部位/項目	仕様 (寸法単位: mm)	壁穴加工
床	FRP 単色 模様付	
壁	化粧パネル (標準クラス)	
天井	化粧鋼板複合パネル	
ドア	折戸: アルミアルマイト処理 面材: 型板調樹脂板	
水栓金具	壁付サーモ水栓 シャワー専用	現場開口
シャワーフック	樹脂製 2個	現場開口
照明	スリム照明 (防湿型) LEDランプ 1灯	現場開口
収納	コーナー棚 2段 樹脂製	現場開口
換気扇	天井換気扇	
トラップ	ABS樹脂製 封水50mm	
給水管	Rc1/2 めねじ止	
給湯管	Rc1/2 めねじ止	
雑排水管	塩ビ管 VP50	

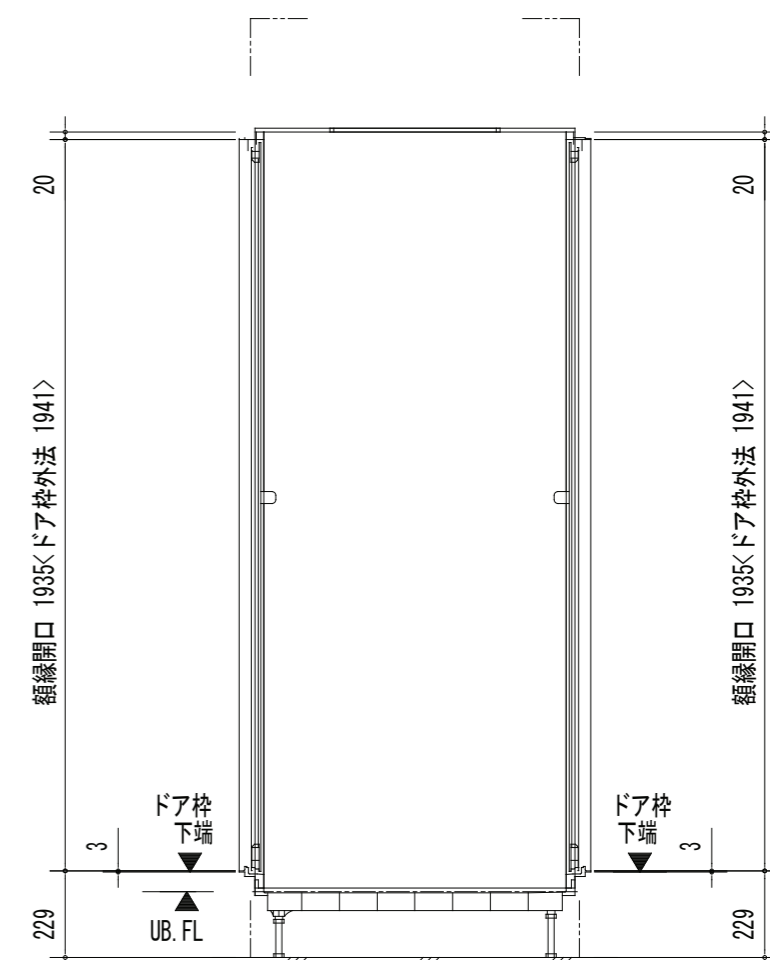


天井見上げ図

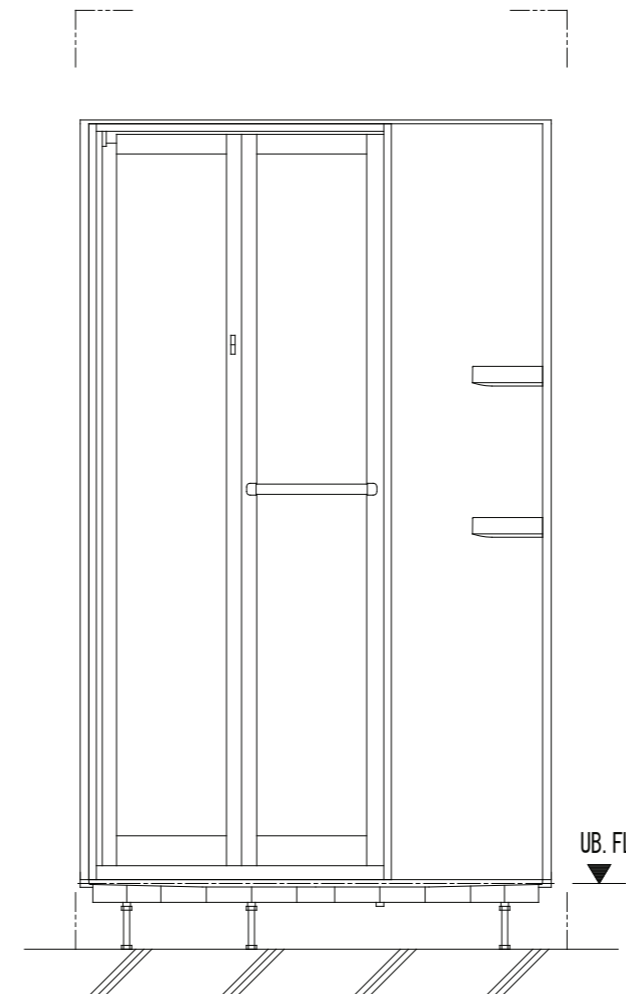
B面



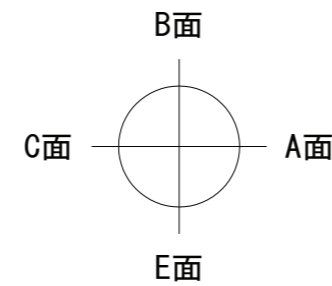
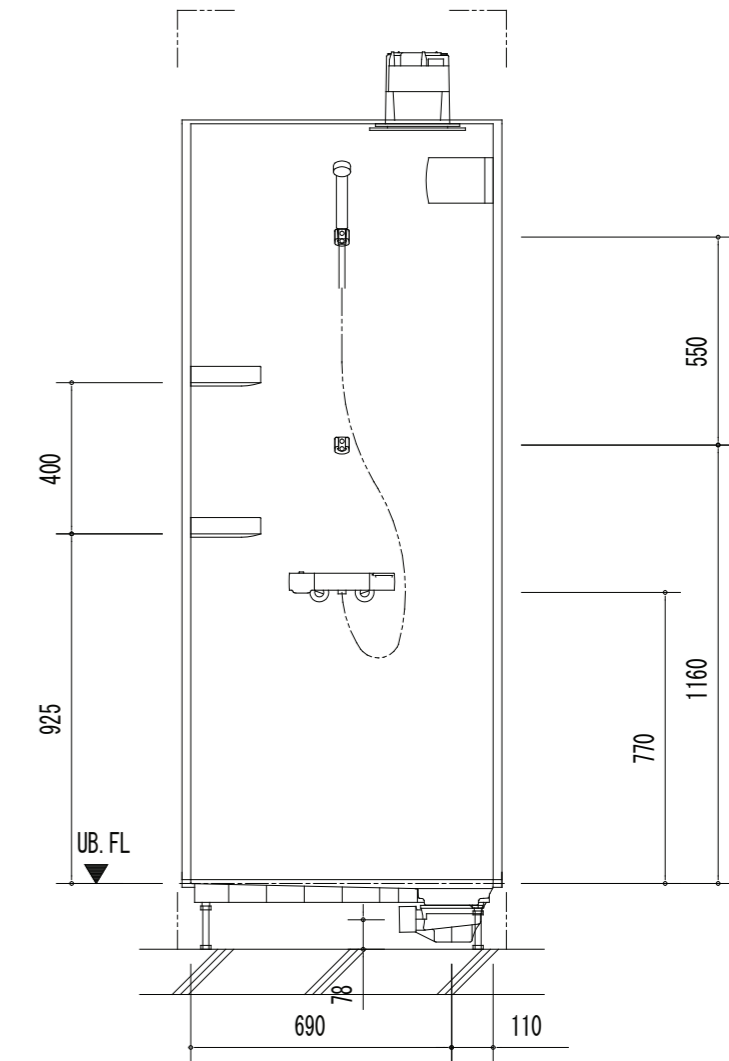
A面



E面



C面



(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)
管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一
設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

DRAW 望月
CHECK 西村

図名 ユニットバス詳細図

No. A-23
Scale 1/20

壁付検査台<参考：(株)島津理化 FS1-M24特>

符号	階数	部屋名	台数
A	1階	精密検査室	1台
B	1階	細菌検査室	1台

天板	サイファス t=30mm
本体主材	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR 角鋼管フレーム 耐薬品性焼付け塗装 1バールジヤク-付き 色:ライトグレー
側板	低圧マシ面化粧パネル-チルド- F☆☆☆☆ t=19mm 色:ホワイト
試薬棚	低圧マシ面化粧パネル-チルド- F☆☆☆☆ t=19mm 二段式セーフティパイプ φ9.0mm
付属品	卓上コンセントボックス(片面用) 2 ACコンセント(125V・15A・2P・2連・アス付) 2 システムワゴン E1-A(引出し3段, ソフトクローズ仕様) 1 システムワゴン E1-C(開き戸, ソフトクローズ仕様) 1 LED照明 2 試薬棚固定用金具 8

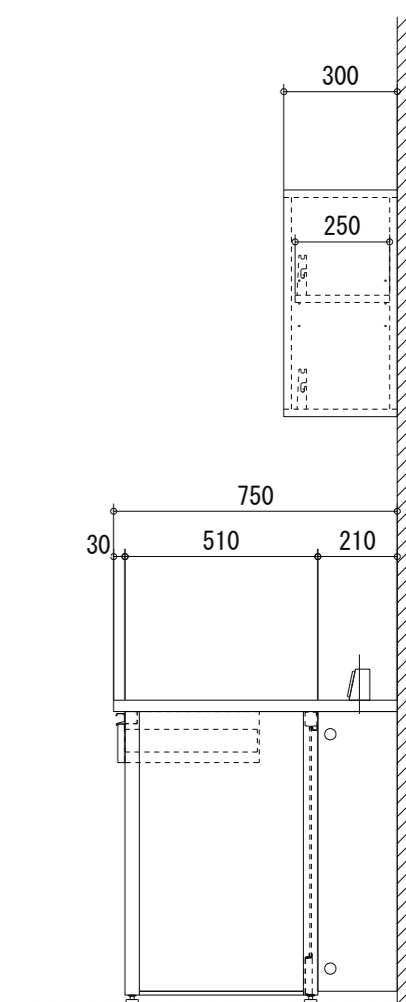
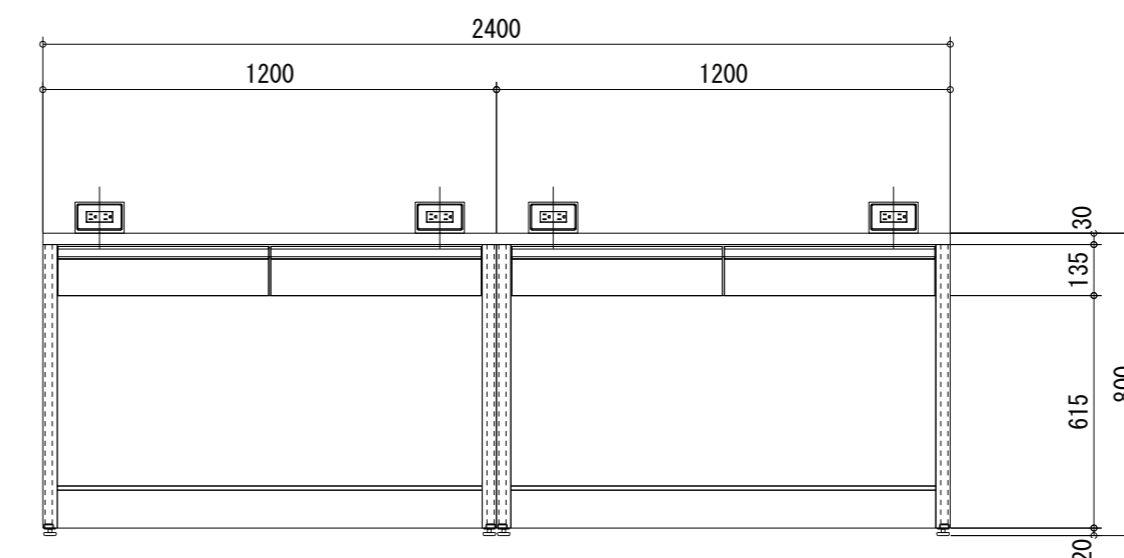
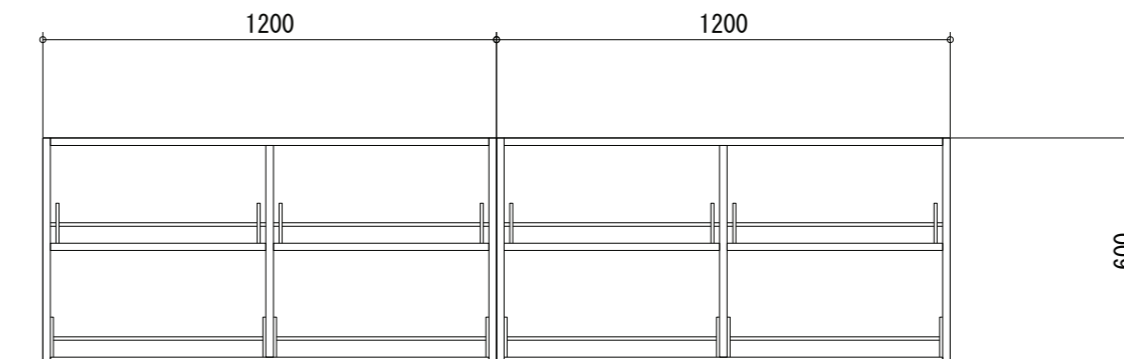
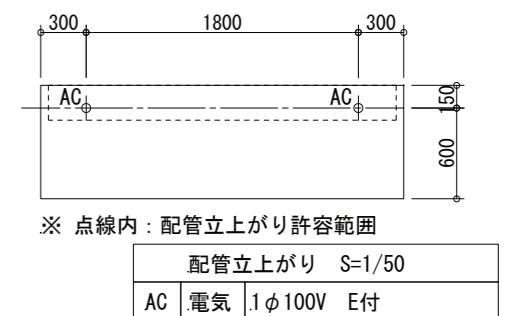
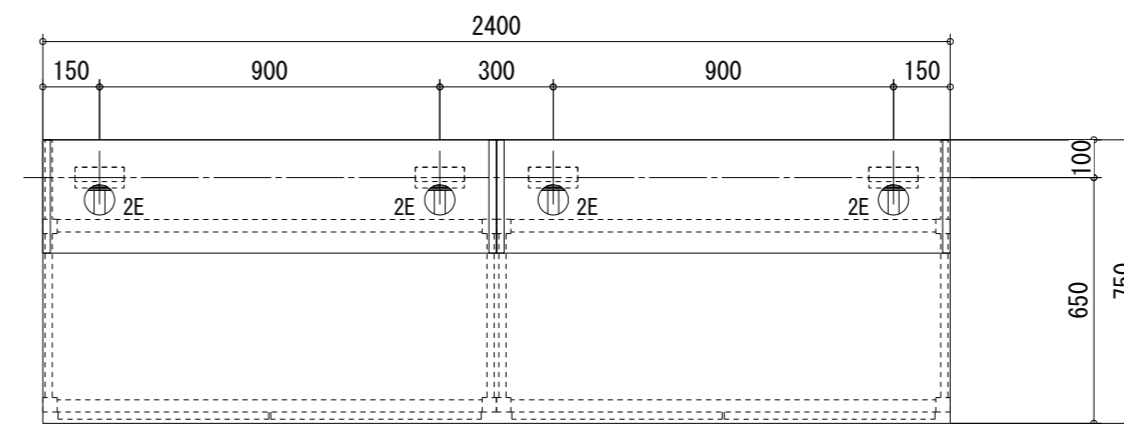
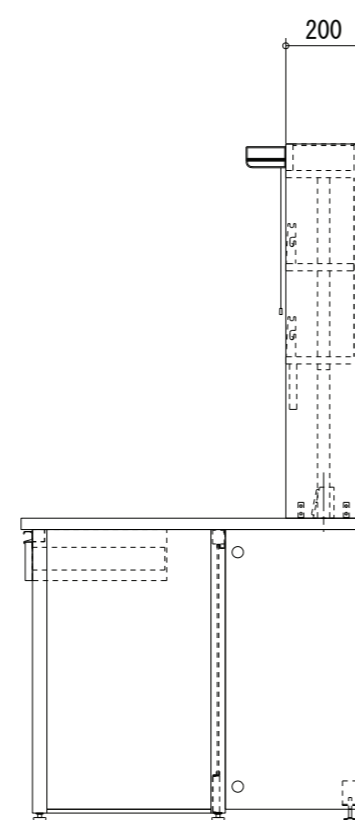
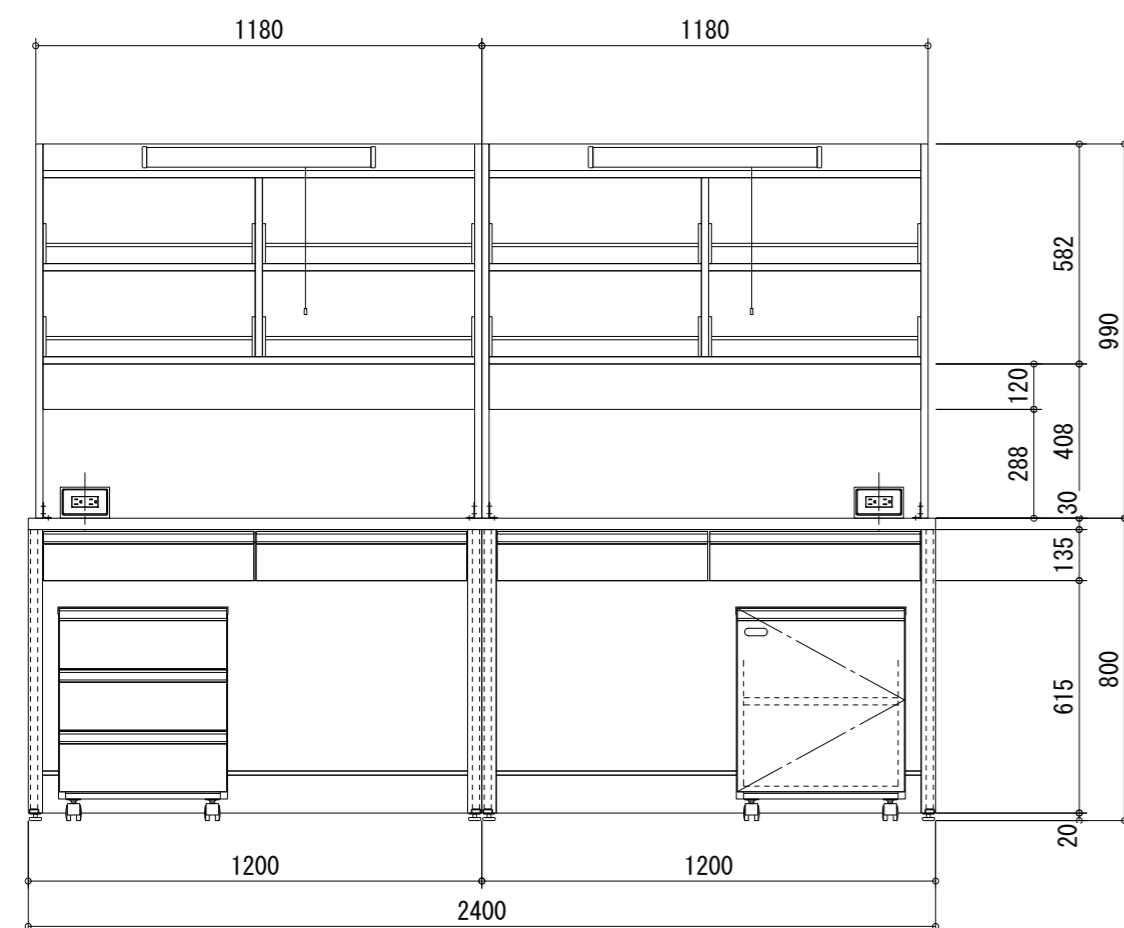
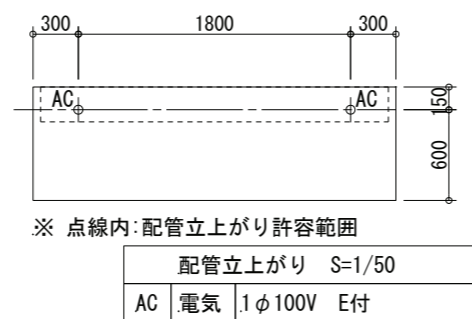
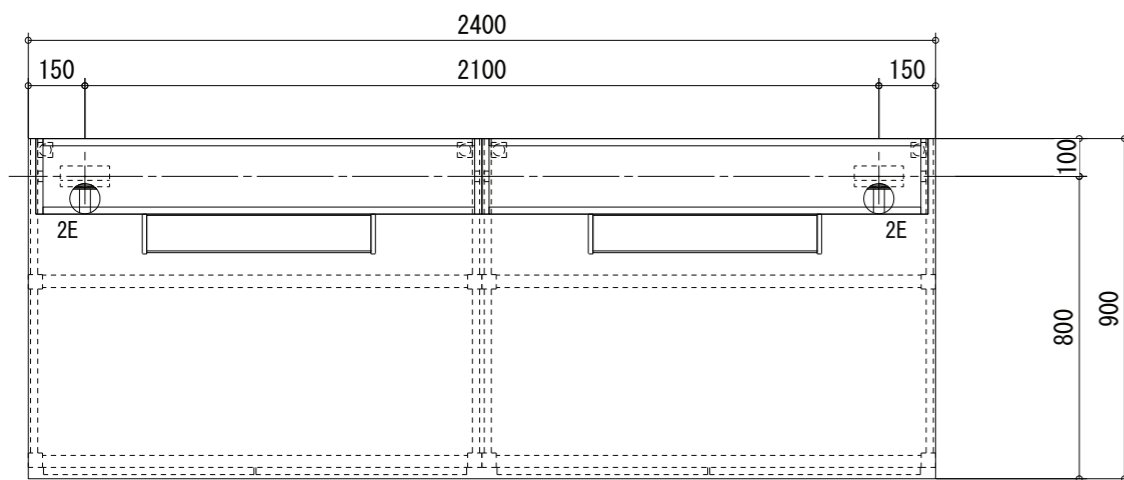
※引出しをソフトクローズ仕様とする

壁付台 <参考：(株)島津理化 FS1-24特>

符号	階数	部屋名	台数
C	1階	一般検査室	1台
D	1階	精密菌検査室	2台

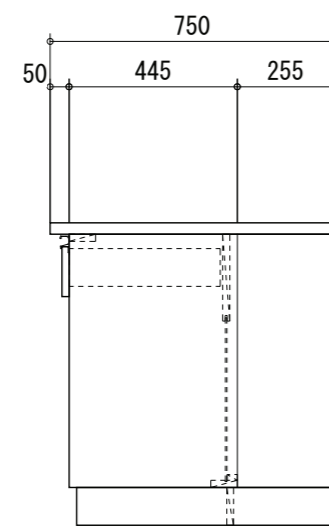
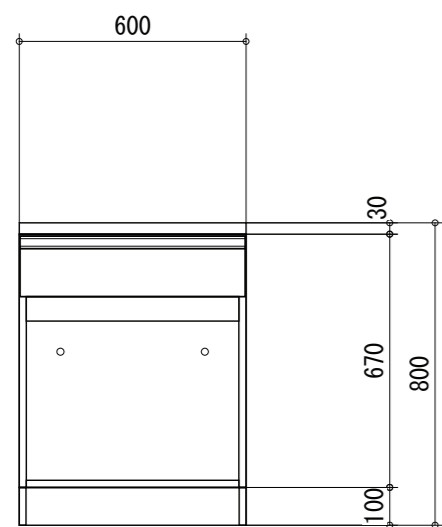
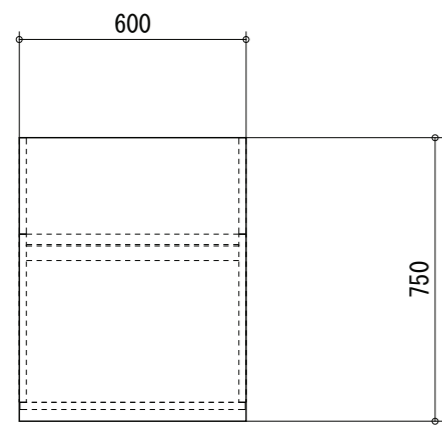
天板	サイファス t=30mm
本体主材	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR 角鋼管フレーム 耐薬品性焼付け塗装 1バールジヤク-付き 色:ライトグレー
側板	低圧マシ面化粧パネル-チルド- F☆☆☆☆ t=19mm 色:ホワイト
吊戸棚	本体主材:ポリエステル化粧合板 F☆☆☆☆ t=20mm 木口:樹脂シート貼り 色:ホワイト 棚板:ポリエステル化粧合板 F☆☆☆☆ t=19mm 二段式セーフティパイプ φ9mm
付属品	卓上コンセントボックス(片面用) 4 ACコンセント(125V・15A・2P・2連・アス付) 4

※引出しをソフトクローズ仕様とする



窓際壁付台 <参考：(株)島津理化 S3-DA6>

符号	階数	部屋名	台数
E	1階	細菌検査室	1台

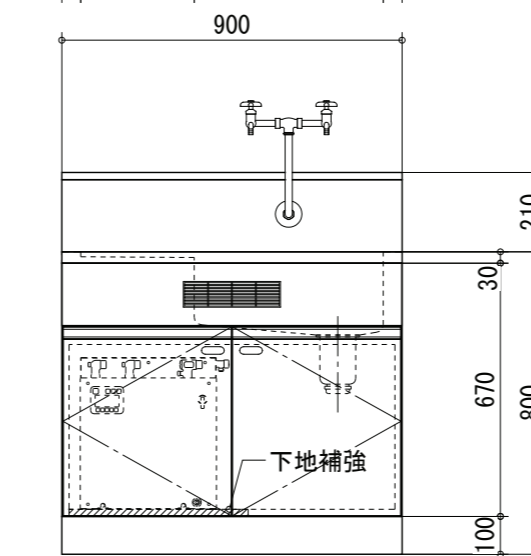
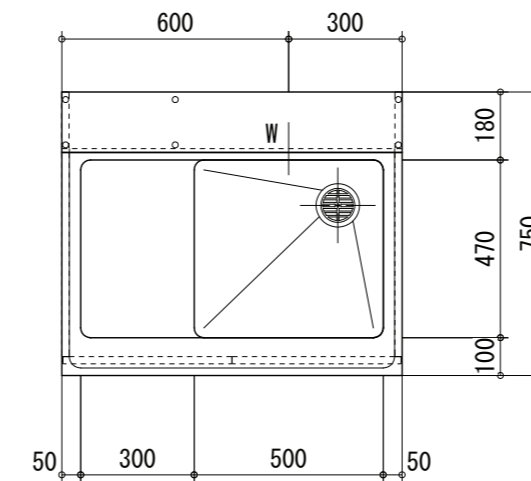


天板	サイファス t=30mm
	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR
本体主材	低圧アルミ両面化粧パナール [®] F☆☆☆☆ t=19mm
	木口:樹脂シート貼り
	色:ホワイト

※引出しをソフトクローズ仕様とする

窓際壁付流し台 <参考：(株)島津理化 TW1-A9H>

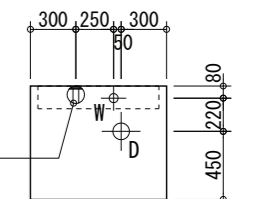
符号	階数	部屋名	台数
F	1階	細菌検査室	1台
H	1階	精密検査室	1台



電気温水器(別途)

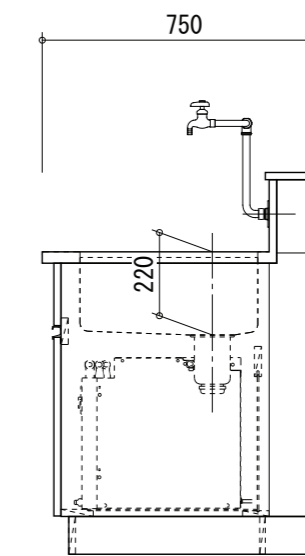
流し	ステンレス SUS-304 t=1.0mm
	深さ220mm (1槽流し)
本体主材	低圧アルミ両面化粧パナール [®] F☆☆☆☆ t=19mm
	木口:樹脂シート貼り
	色:ホワイト
付属品	壁付化学水栓(2方口) 1
	ステンレス製排水トラップ 目皿付き 1
	露出コンセント WK2520B (250V・20A) 1

※開き戸をソフトクローズ仕様とする



※点線内:配管立上がり許容範囲

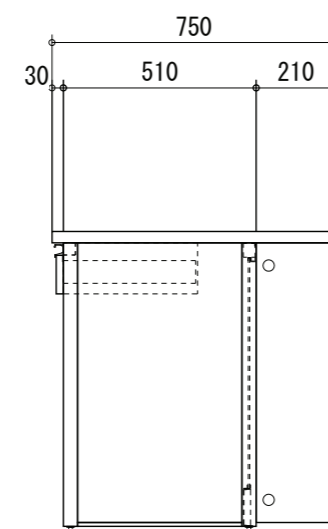
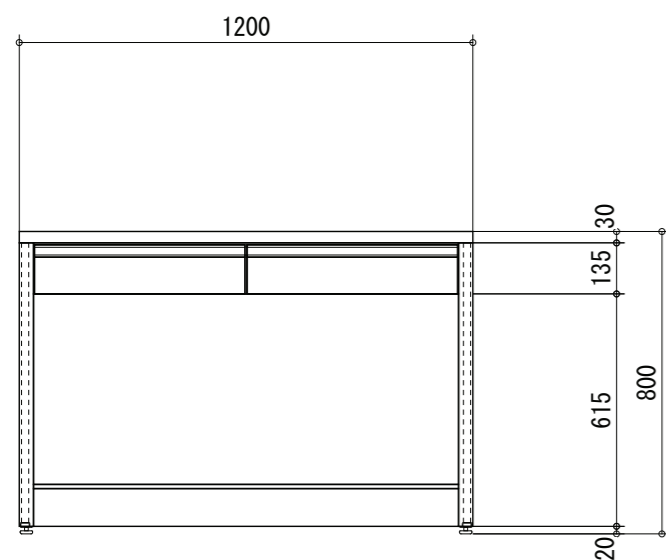
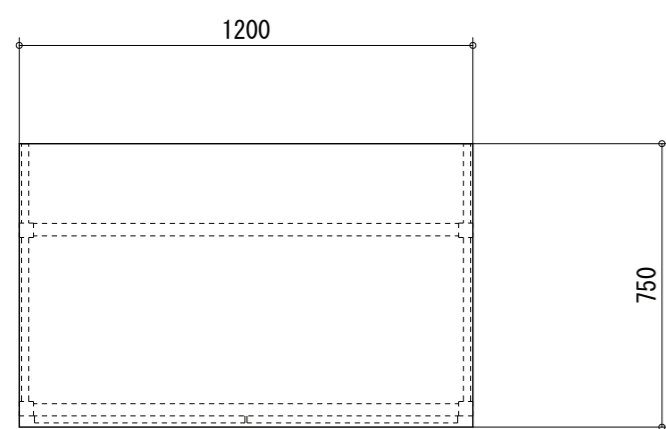
配管立上がり	S=1/50
W 給水	20A FL+100キャップ止
D 排水	40A FL+100キャップ止



※電気温水器設置の際は温水器メーカーの仕様による耐震施工を施すこと。

窓際壁付台 <参考：(株)島津理化 FS1-12>

符号	階数	部屋名	台数
G	1階	精密検査室	1台

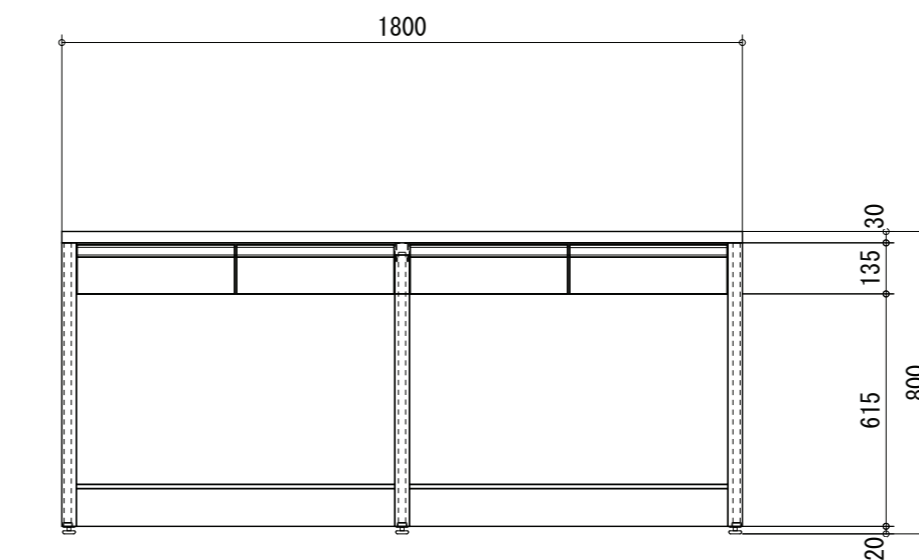
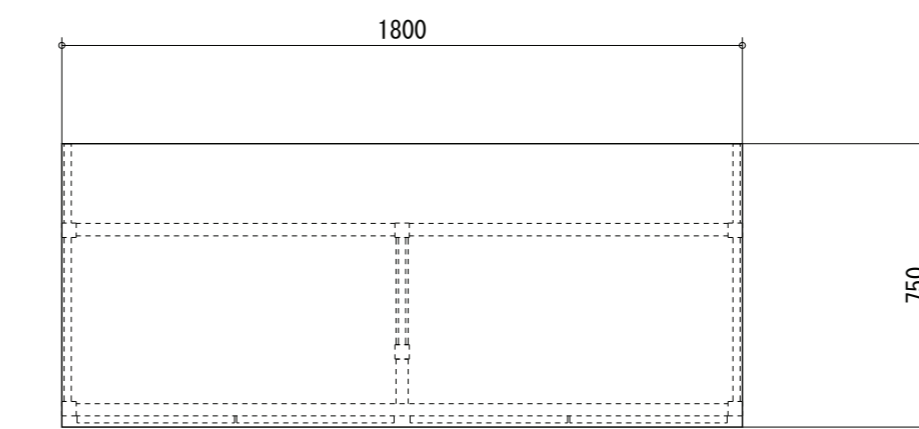


天板	サイファス t=30mm
	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR
本体主材	角鋼管フレーム 耐薬品性焼付け塗装 レ [®] 7ジヤスター [®] 付き
	色:ライトグレー
側板	低圧アルミ両面化粧パナール [®] F☆☆☆☆ t=19mm
	色:ホワイト

※引出しをソフトクローズ仕様とする

窓際壁付台 <参考：(株)島津理化 FS1-18>

符号	階数	部屋名	台数
I	1階	細菌検査室	2台



天板	サイファス t=30mm
	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR
本体主材	角鋼管フレーム 耐薬品性焼付け塗装 レ [®] 7ジヤスター [®] 付き
	色:ライトグレー
側板	低圧アルミ両面化粧パナール [®] F☆☆☆☆ t=19mm
	色:ホワイト

※引出しをソフトクローズ仕様とする



(有)望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設計者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

DRAW CHECK 図名

望月	西村
----	----

図名

什器詳細図(2)

No. A-25

Scale 1/20

収納棚 <参考：ライオン V845-10K+V845-B1>

符号	品番	名称	1台当り	部屋名	台数
P	1	本体	1	脱衣室	4台
	2	棚板	2		

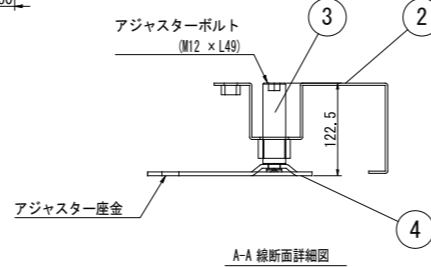
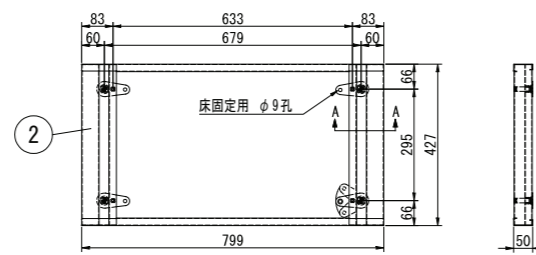
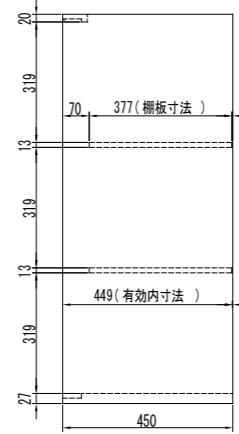
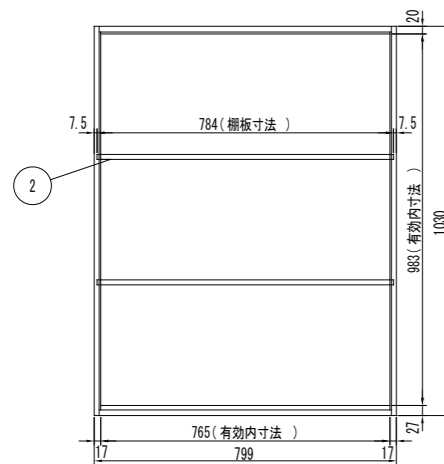
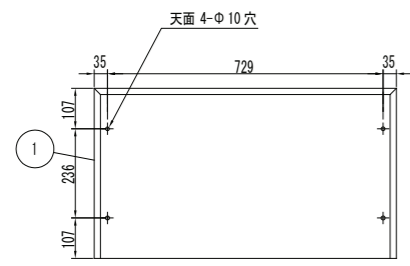
摘要

	H	W	D
本体外寸法	1030	× 799	× 450
本体寸法	983	× 765	× 449

仕様

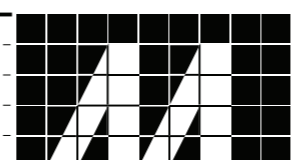
棚板2枚付, 棚板ピッチ: 16.6mm

品番	名称	1台当り
1	前後板	2
2	ベース側板	2
3	アジャスターボルト	4
4	アジャスター座金	4



摘要

	H	W	D
本体外寸法	50	× 799	× 427



(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

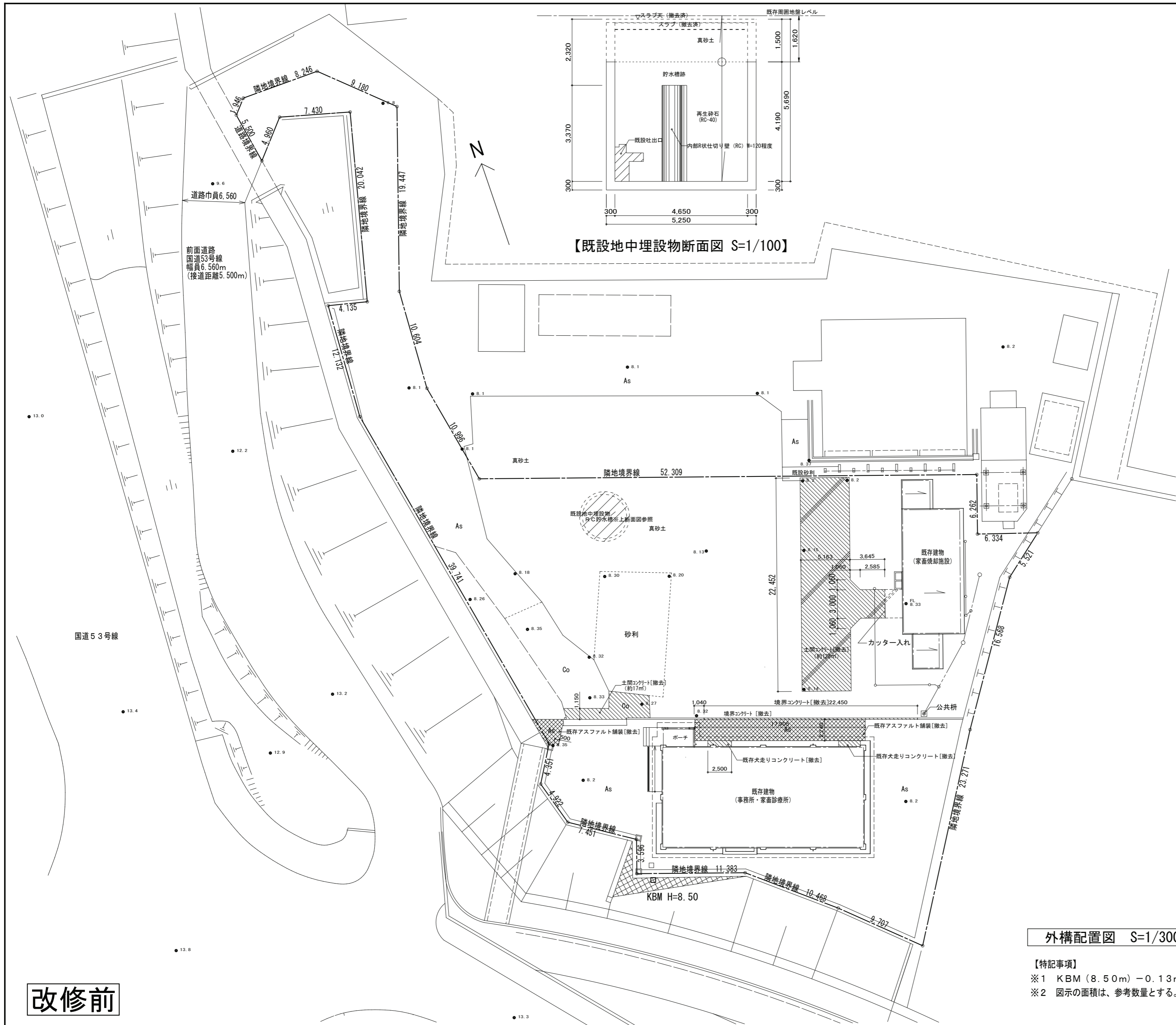
鳥取県畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	一級建築士 第308105号 西村 純一	
設計者	一級建築士 第356981号 望月 洋志	

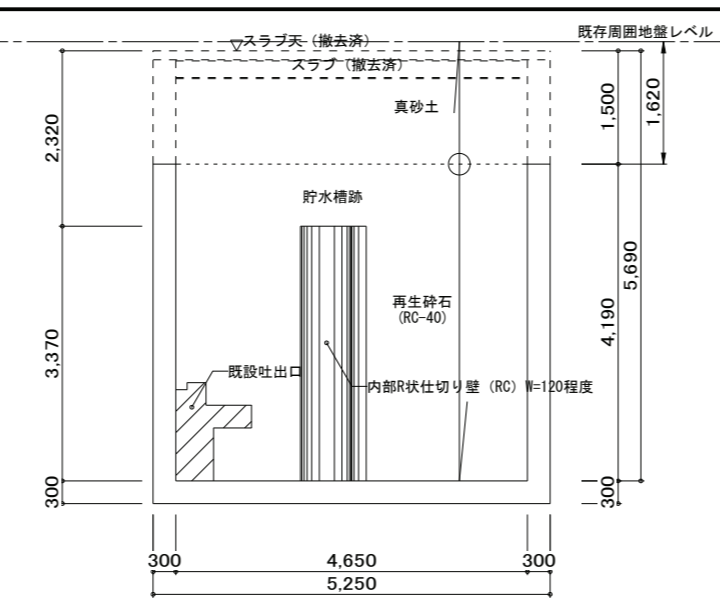
DRAW	CHECK
望月	西村

図名 什器詳細図 (4)

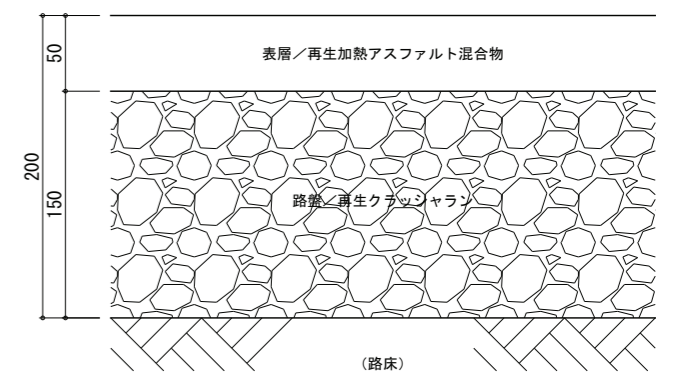
No. A-27
Scale 1/20



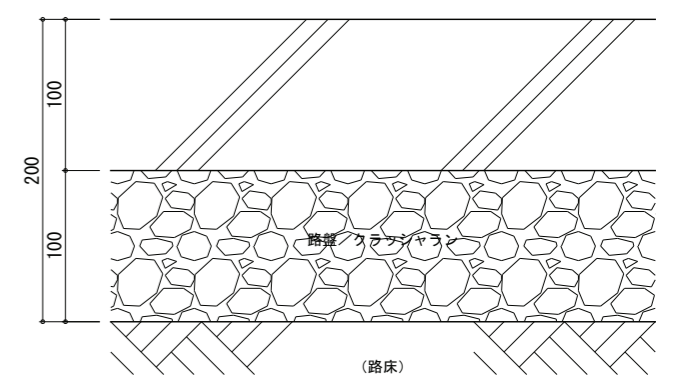
【既設地中埋設物断面図 S=1/100】



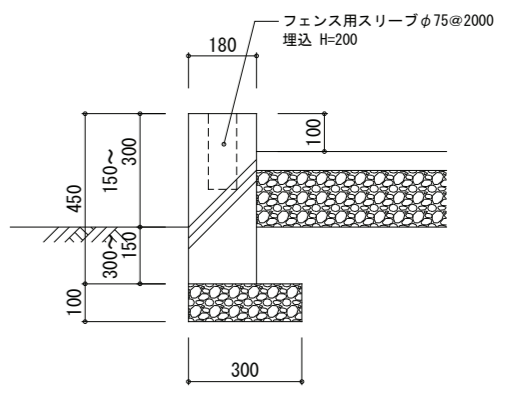
【アスファルト舗装 S=1/5】



【土間コンクリート S=1/5】



【境界コンクリート S=1/20】



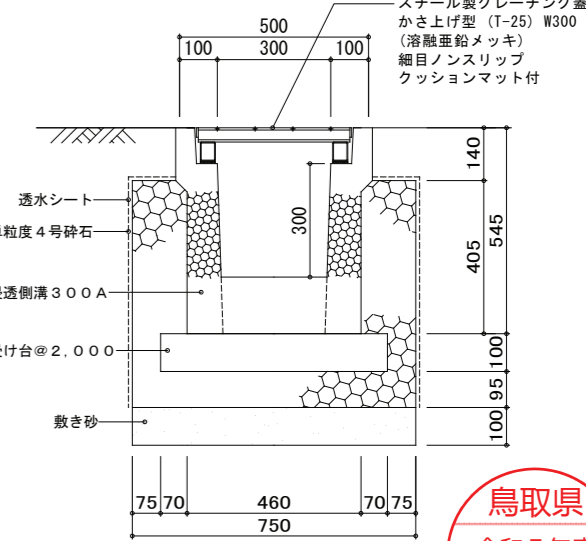
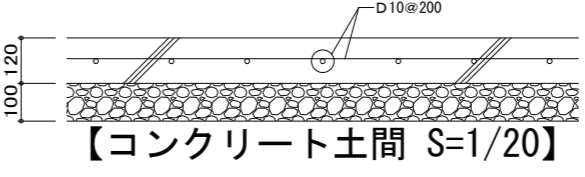
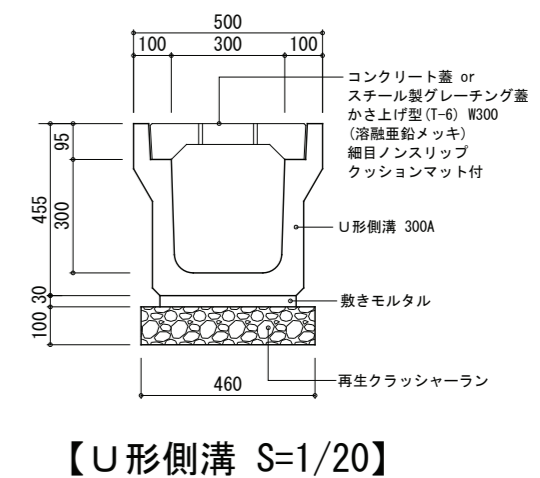
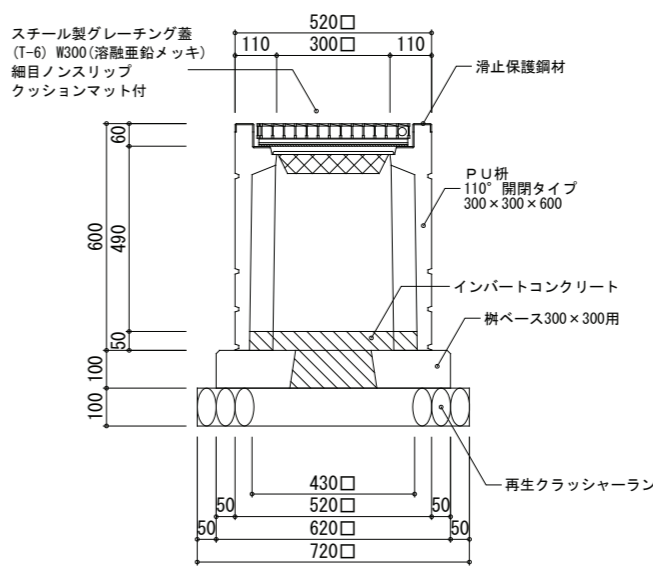
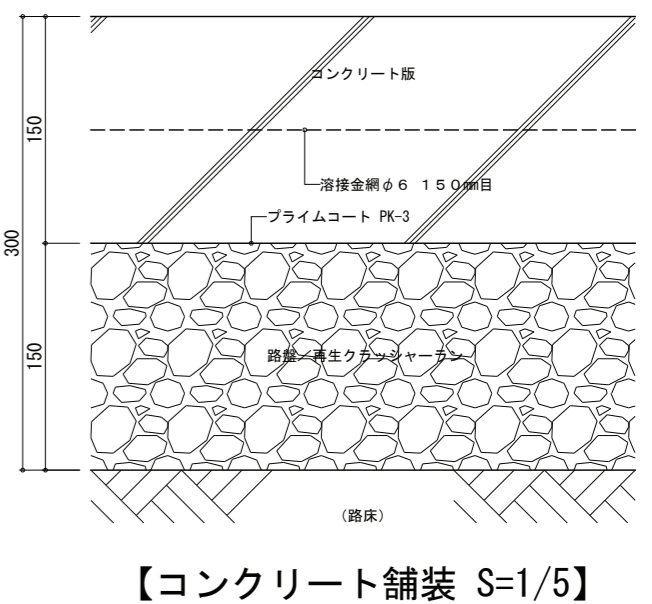
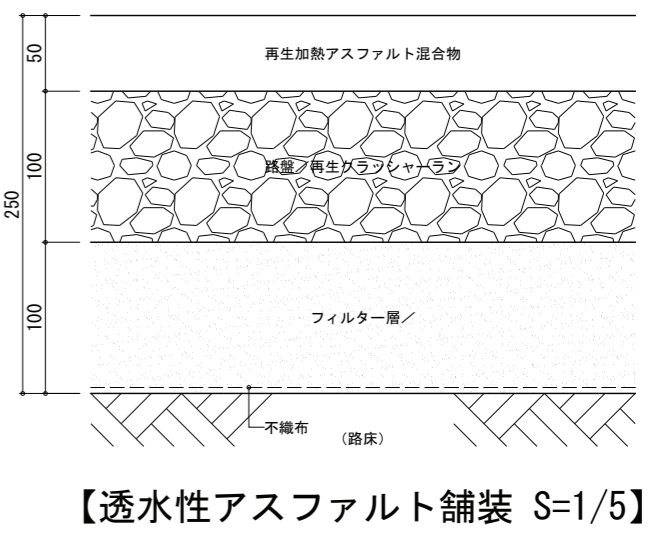
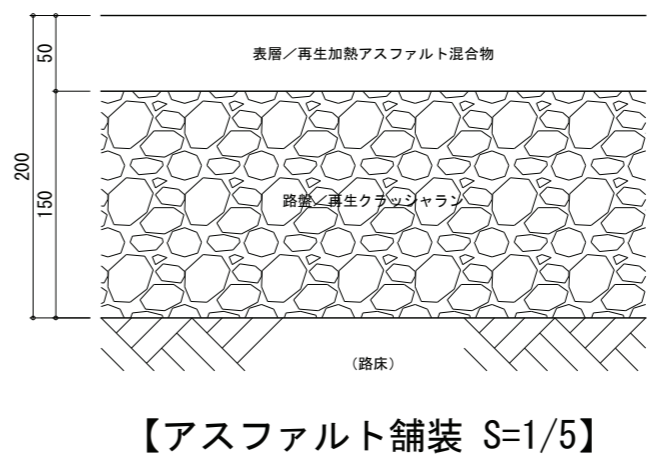
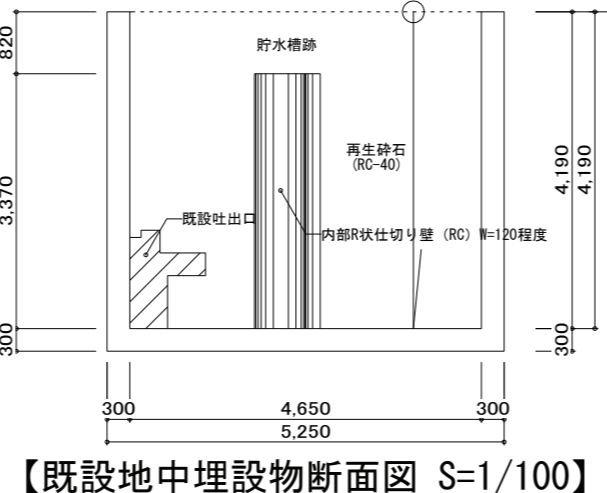
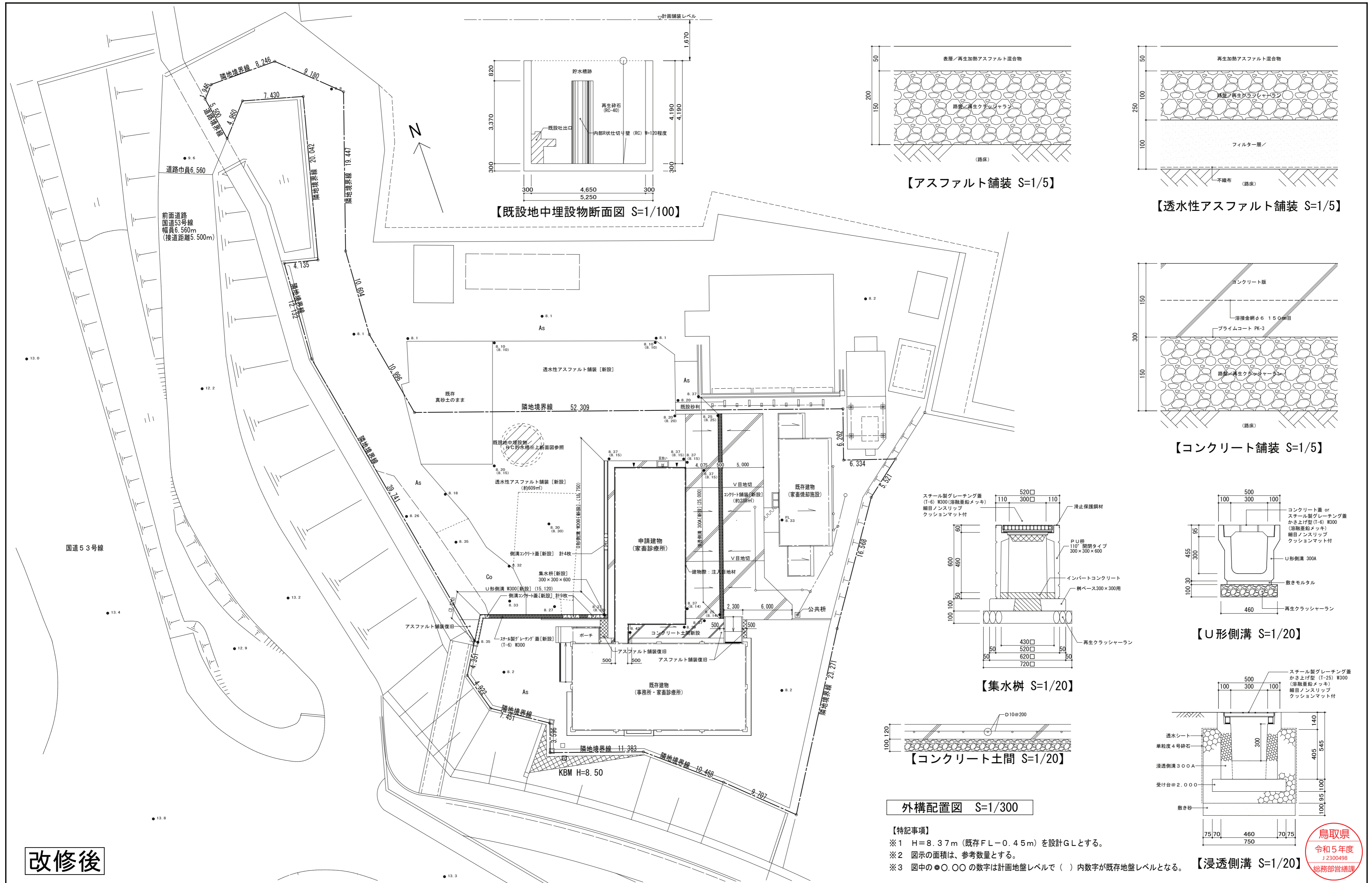
外構配置図 S=1/300

【特記事項】
 ※1 KBM (8.50m) - 0.13m (8.37m) (既存FL-0.45m) を設計GLとする。
 ※2 図示の面積は、参考数量とする。

改修前

鳥取県
 令和5年度
 J2300498
 総務部営繕課

(有)望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)		DRAW	CHECK	図名	No.
	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志	DATE	望月	西村	外構配置図 外構詳細図 [改修前]	A-28
						Scale
						1/300 1/20 1/5 1/100



外構配置図 S=1/300

【特記事項】
 ※1 H=8.37m (既存FL-0.45m) を設計GLとする。
 ※2 図示の面積は、参考数量とする。
 ※3 図中の●○の数字は計画地盤レベルで () 内数字が既存地盤レベルとなる。

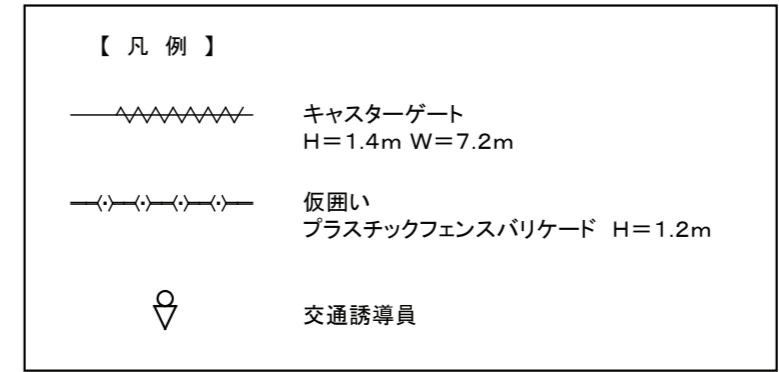
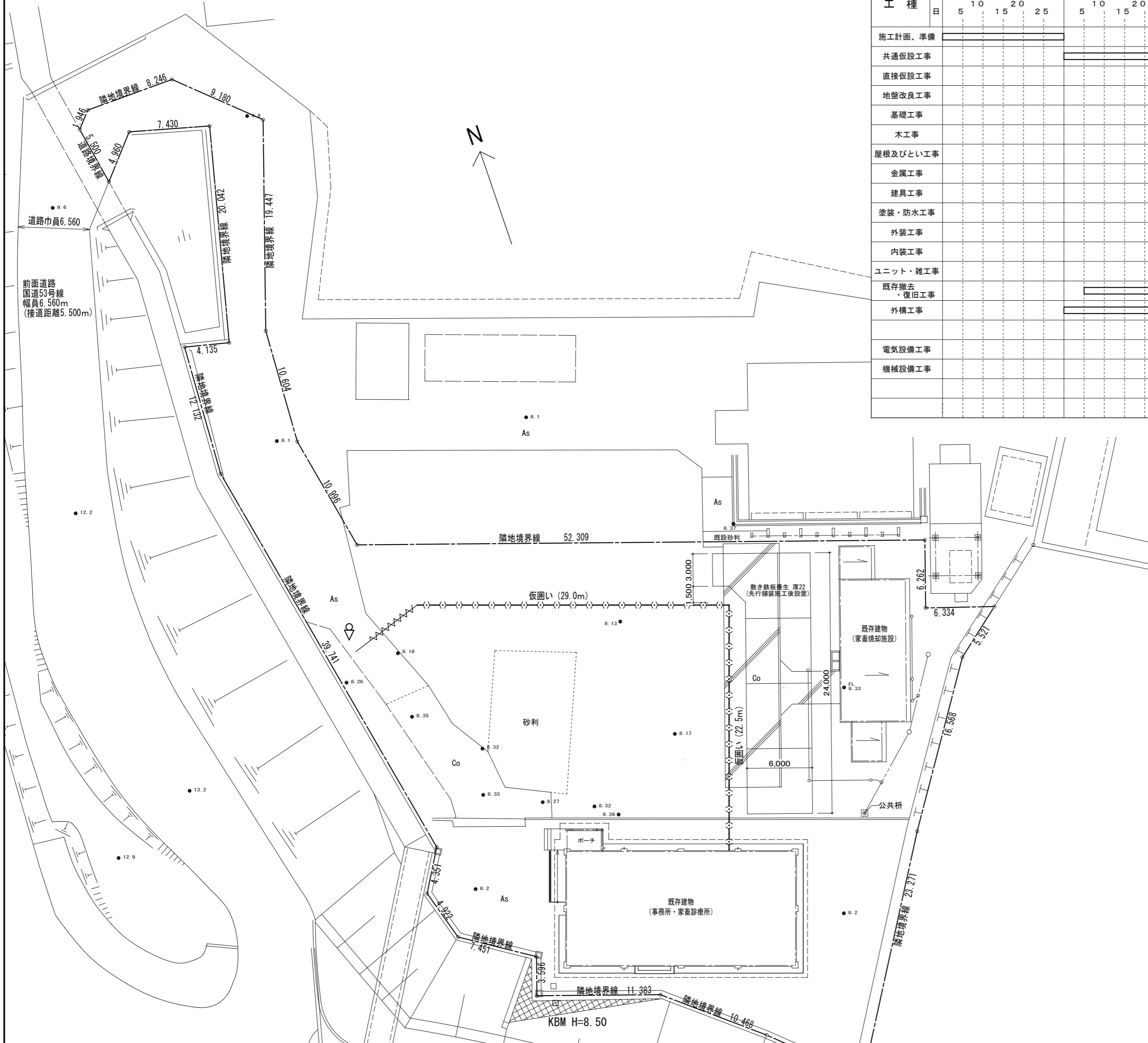
【浸透側溝 S=1/20】

改修後

鳥取県
 令和5年度
 J2300498
 総務部管轄課

【概略工事工程表（案）】※工程はあくまでも参考とし、請負業者を拘束するものではありません。

工種	1ヶ月					2ヶ月					3ヶ月					4ヶ月					5ヶ月					6ヶ月					7ヶ月										
	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20	25	日	5	10	15	20
施工計画、準備	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
共通仮設工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
直接仮設工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
地盤改良工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
基礎工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
木工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
屋根及びとい工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
金属工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
建具工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
塗装・防水工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
外装工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
内装工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
ユニット・雑工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
既存撤去・復旧工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
外構工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
電気設備工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								
機械設備工事	[Bar chart showing construction schedule from month 1 to 7]																																								



仮設計画図 S=1/300



(4) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図6.4による。

1. 印は、継手及び余長位置を示す。
2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
3. 梁主筋のみ及びみ長さ（柱せいの3/4倍以上）

図6.4 主筋の継手、定着及び余長（その3）

6.2 基礎梁のあばら筋
(a) あばら筋組立の形及びフックの位置は、8.1(a)による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図6.5によることができる。

図6.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

(b) 腹筋及び幅止め筋は、図8.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は特記による。

7 柱の配筋

7.1 帯筋組立の形及び割付け

①H形

(イ) (ロ) (ハ) (ニ)

②W-I形

(イ) (ロ) (ハ)

注) 溶接は、鉄筋の組立前に行う。

1. H形を標準とする。
2. フック及び継手の位置は、交互とする。
3. 溶接する場合の溶接長さは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。
4. H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。

図7.1 帯筋組立の形

7.2 柱の打増し補強
土に接する柱周囲の打増しは図7.2による。

図7.2 柱打増し部

8 梁の配筋

8.1 あばら筋（6.2 基礎梁のあばら筋等以外のあばら筋等に限る）の組立の形
(a) あばら筋組立の形及びフックの位置

(イ) (ロ) (ハ) (ニ)

1. (イ)形を標準とする。ただし、L形梁の場合は、(ロ)又は(ハ)、T形梁の場合は(ロ)~(ニ)とすることができる。
2. フックの位置は、(イ)の場合は交互とし、(ロ)の場合は、L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
なお、(ハ)の場合は床版が付く側を90°折り曲げとする。

図8.1 あばら筋組立の形

(b) 腹筋及び幅止め筋

(イ) (ロ) (ハ)

600 ≤ D < 900 900 ≤ D < 1,200 1,200 ≤ D < 1,500

1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000程度とする。

図8.2 腹筋および幅止め筋

8.2 小梁主筋の継手、定着及び余長
(a) 連続小梁の場合は、図8.3による。

図8.3 小梁主筋の継手、定着及び余長（その1）

(b) 単独小梁の場合は、図8.4による。

図8.4 小梁主筋の継手、定着及び余長（その2）

1. 印は、継手及び余長位置を示す。
2. 梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。

8.3 片持梁主筋の継手、定着及び余長
(1) 先端に小梁のない場合

図8.5 片持梁主筋の定着及び余長

1. 印は、余長位置を示す。
2. 先端の折曲げの長さは、梁せいかぶり厚さを除いた長さとする。
※1. Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。
※2. Lmを確保できない場合は、横仕(5.3.4(5)(イ))によることができる。

8.3 片持梁主筋の継手、定着及び余長
(2) 先端に小梁がある場合

図8.6 片持梁主筋の定着

1. 図示のない事項は、(1)による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

(2) 先端に小梁がある場合

図8.6 片持梁主筋の定着

1. 図示のない事項は、(1)による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

9 スラブの配筋

9.1 スラブ開口部の補強
(1) スラブ開口部によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (1=2L1) シングルを上下筋の内側に配筋する。

図9.1 スラブ開口部の補強配筋

(2) スラブ開口部の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

9.2 スラブの打継ぎ補強
(1) 土間スラブの打継ぎ補強（基礎梁とスラブを一体打ちしないで、打継ぎを設ける場合の補強）
(土間スラブは土に接するスラブでS形の配筋によるものをいう。)

図9.2 打継ぎ補強配筋

(2) 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋
(土間コンクリート補強筋は構造図による。なお、基礎梁との接合部は図9.3による。)

図9.3 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10 梁貫通孔その他の配筋

10.1 梁貫通孔の配筋
(1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図10.1による。
(2) 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこの外接円とする。
(3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せい) の範囲には設けてはならない。
(4) 孔は、柱面から原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
(5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
(6) 横筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
(7) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図10.2による。
(8) 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
(9) 溶接金網の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。

(10) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13φのリング筋を取り付ける。なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
(11) 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下端とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

図10.1 梁貫通孔補強筋の名称等

図10.2 補強筋の定着長さ

図10.3 他の開孔を設けない範囲

10.2 梁貫通孔の補強形式
(a) 梁貫通孔の補強形式は表10.1により、種類の適用、箇所数は構造図による。

表10.1 H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	
H1		なし			
H2	2-2-D13		なし		
H3	4-2-D13				
H4	4-2-D16	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H5	4-2-D16				
H6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H7	4-2-D22				

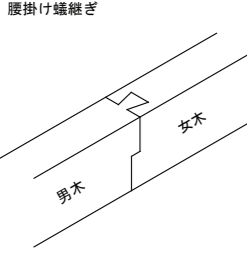
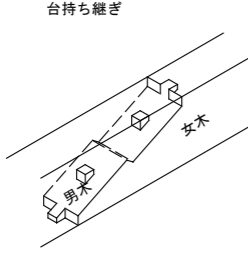
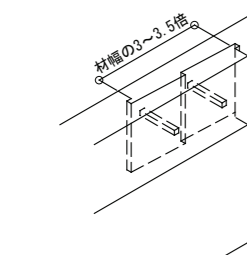
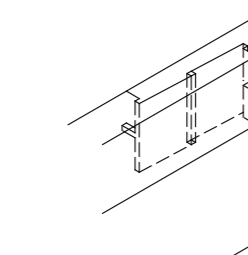
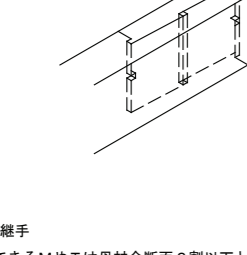
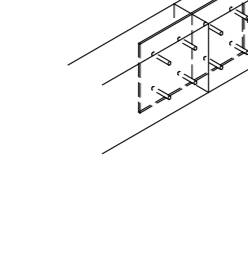
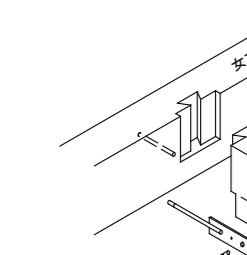
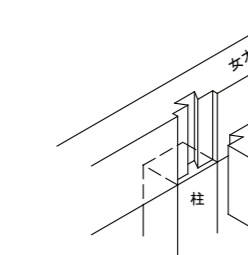
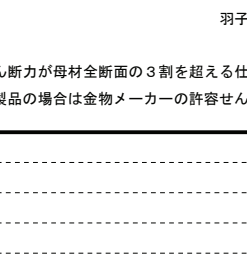
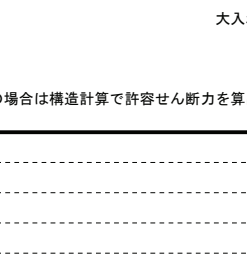
(注) --- は、一般部分のあばら筋を示す。

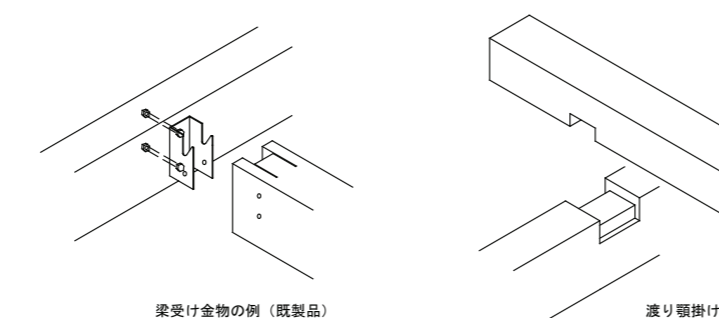
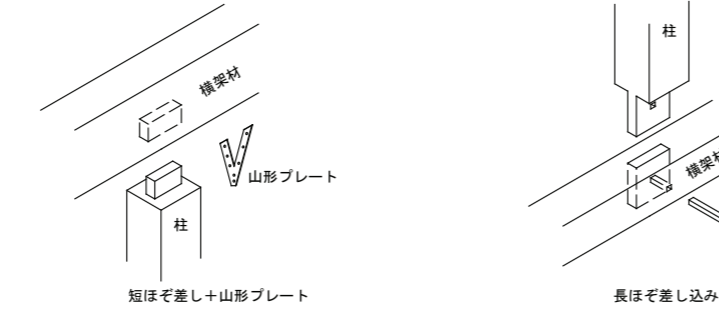
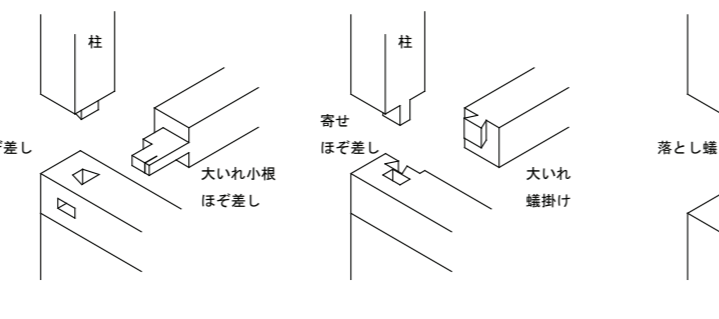
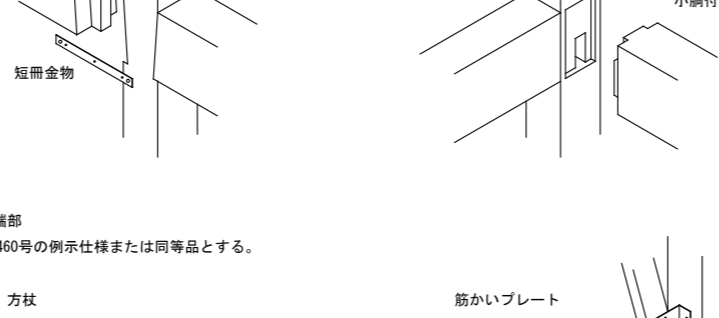
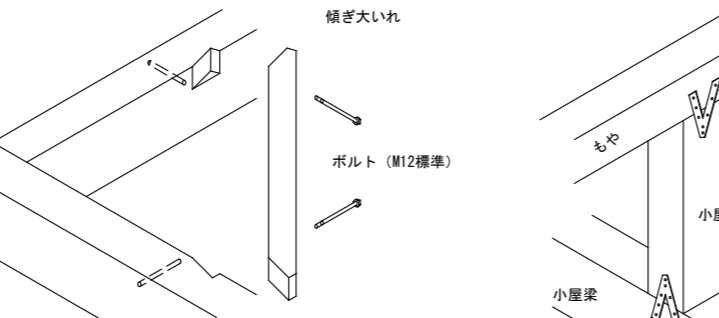
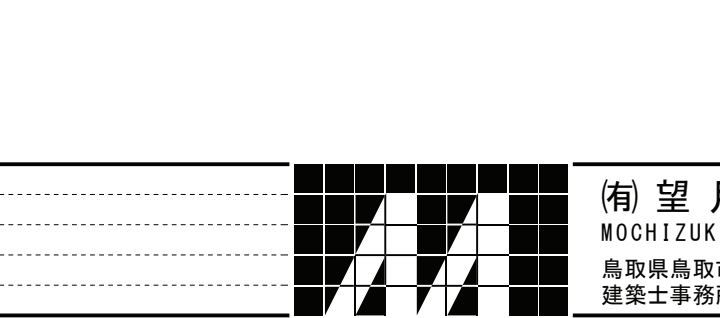
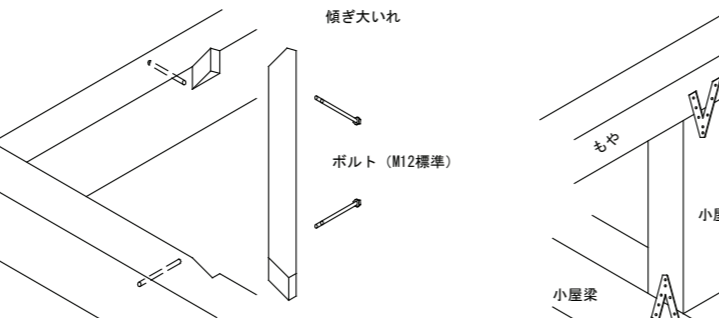
木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書 (その1)

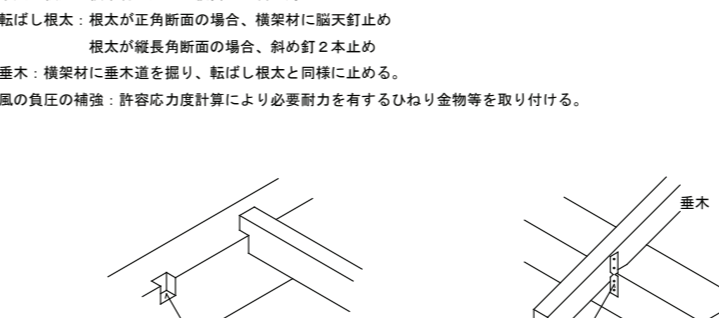


1. 一般事項

- 適用範囲
本仕様書は、建築物及び工作物の構造上主要部分における木質構造工事に適用する。
- 製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
- 施工図等の提出
工事に先立ち各種の施工図等を作成し、監督職員の承認を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。
プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。
- 製作工場の選定、承認
設計図書に基づき、工場の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有する工場を選定し、監督職員の承認を受ける。
- 各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験、検査結果ならびに施工記録を提出する。
- 構法の変更
図示以外の構法が適当と判断される場合は、監督職員の承認を受けて、構法の変更を行うこと。

2. 軸組構法接合部の標準仕様

- 横架材同士の手
1. 曲げ応力や引張り力を負担しない継手：腰掛け継ぎ
せん断力が大きい場合は台持ち継ぎとする。
長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
逆せん断力と引張の補強として短冊金物等を併用すること。
柱からの持ち出し位置は、連続梁の長期荷重の反曲点付近とする。


2. 曲げ応力や引張り力を負担する継手
通掛け大粒・金輪・戻狭み継ぎ、鋼板挿入ドリフトピン接合
伝達できるMやTは母材全断面の2割以下と考えること。




3. 柱の手
伝達できるMやTは母材全断面2割以下と考えること。
やむを得ず柱の手を設ける場合は、曲げと軸力による複合応力の検定を行い安全性を確認する。
4. 横架材同士の仕口
1. せん断力が母材全断面の3割以下の仕口：(大入れ) 腰掛け
長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
逆せん断力と引張の補強として羽子板ボルト等を併用する。
男木の梁せいが女木の2/3以下の場合は、仕口直下に柱がある場合には、大入れとしてもよいが、そうでない場合は、男木のせいの2/3程度の額をかける。


2. せん断力が母材全断面の3割を超える仕口：梁受け金物
既製品の場合は金物メーカーの許容せん断力の値を用い、特注品の場合は構造計算で許容せん断力を算出して安全性を確認すること。



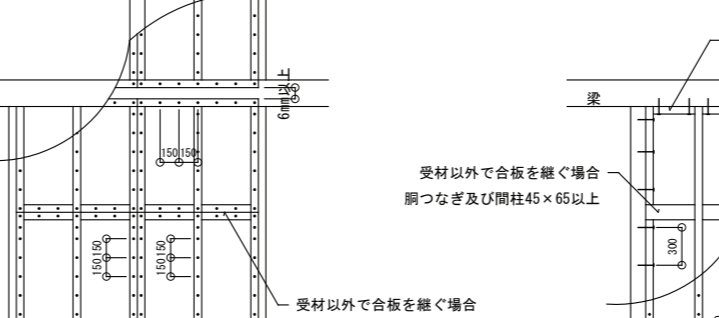



- 一方を片持ち梁とする場合：レベル差を設け渡り腰掛け
逆せん断の補強として羽子板ボルト等を併用すること。

- 柱と横架材の仕口
1. 柱の上下端部：短ほぞ差し、長ほぞ差し込み止め
短期引張力に対しては、平12建合1460号、N値計算または応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。

2. 土台の出隅入差部
土台同士は大入れ小屋ほぞ差し割りくさび締め、大いれ腰掛け又は片腰掛け
柱脚部は短ほぞ差し又は寄せほぞ差し (ただし、柱脚の場合、落とし継ぎまたは土台を寄せほぞ差しとする。) 短期引張力に対しては、平12建合1460号、N値計算または応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。
落とし継ぎの場合は、HD金物を用いる。

3. 通し柱と脚差し：小脚付きほぞ差し、横ぎ大いれほぞ差し、梁受け金物
梁受け金物以外の仕口には、引張りの補強として短冊金物やかね折り金物等を併用すること。

4. 筋かい端部
平12建合1460号の例示仕様または同等品とする。

5. 火打ち、方柱
角材を用いる場合は端部は、横ぎ大いれ+ボルト締めとする。
Zマーク鋼製火打ち又は同等品としてもよい。

6. 小屋梁の上下端部
短ほぞ差し又は長ほぞ差し込み止めとする。
風圧力による引張力の補強として、山形プレート金物同等以上で固定する。


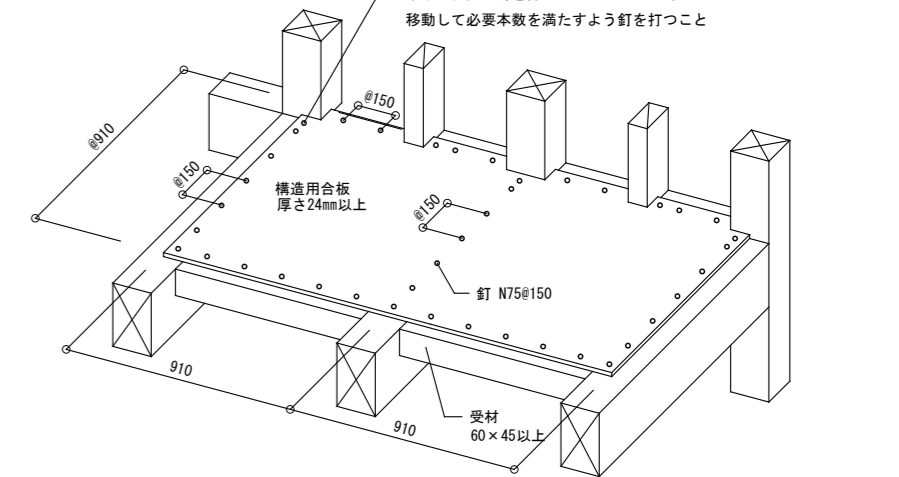
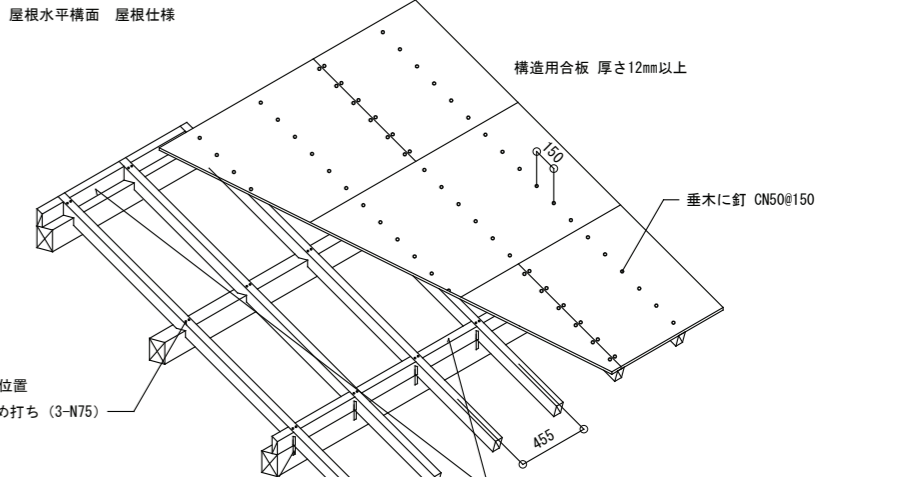
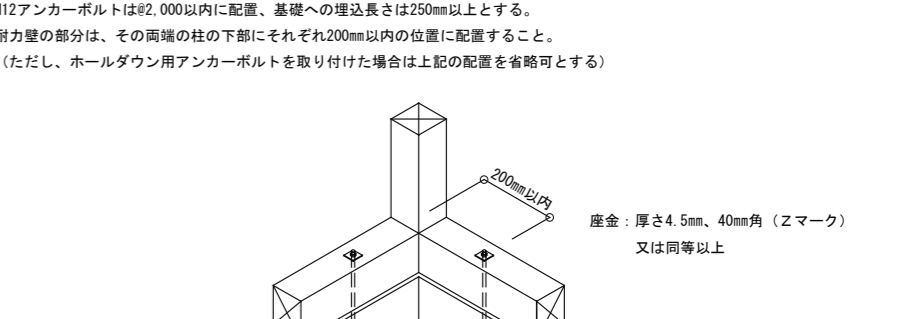
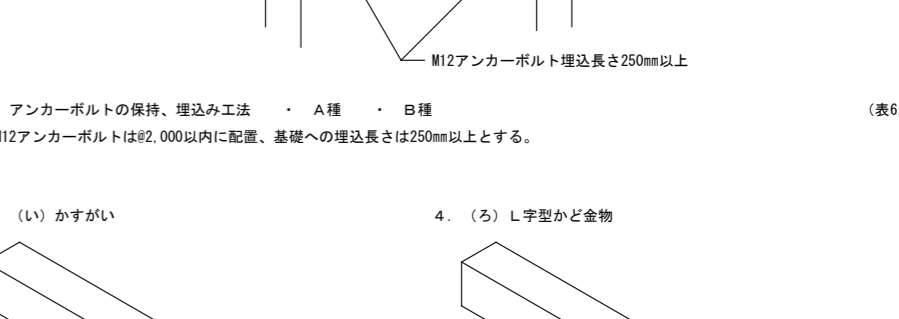
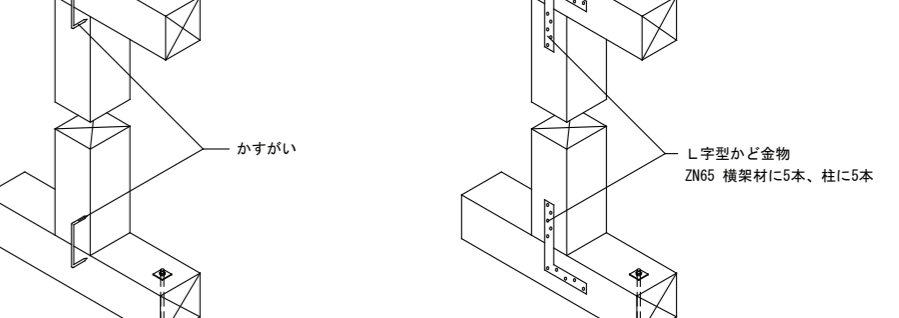

- 根太、垂木と横架材
落とし込み根太：横架材に大いれ又は根太掛け+斜め釘
半欠き根太：横架材に大いれ腰掛け+斜め釘
転ばし根太：根太が直角断面の場合、横架材に扁天釘止め
根太が縦長角断面の場合、斜め釘2本止め
垂木：横架材に垂木道を掘り、転ばし根太と同様に止める。
風の負圧の補強：許容応力度計算により必要耐力を有するひねり金物を取り付ける。


- 間柱と横架材
上下横架材に深さ3mm程度大いれ+釘N75斜め釘上部ほぞ差し、下部突き付け+釘N75斜め釘

(d: 釘径)

縦架材方向	加力方向	
	縦架材方向	縦架材直交方向
E 1	15d	10d
P 1	12d	10d
E 2	5d	8d
P 2	5d	8d

(d: ボルト径、t: 主材厚)

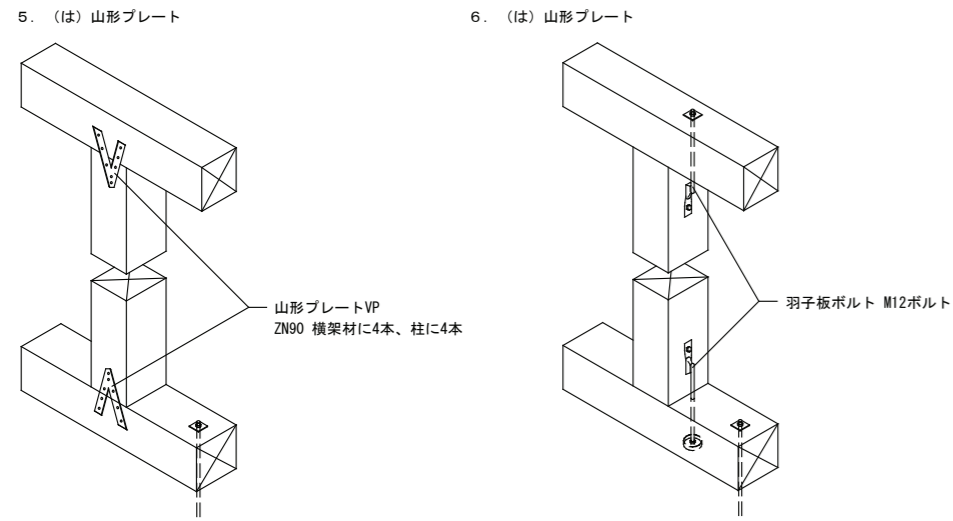
縦架材方向	加力方向	
	縦架材方向	縦架材直交方向
E 1	7d (荷重負担側) 4d (荷重非負担側)	7d
P 1	7d	t/d=2 3d 2.5t/d<6 3d~5d t/d>6 5d
E 2	t/d≤6 1.5d t/d>6 1.5dかつP2/2	特記による。特記のない場合は以下の数値とする。 4d (荷重負担側) 1.5d (荷重非負担側)
P 2	3d	4d

(11) 面材耐力壁
1. 構造用合板・大壁造の場合

2. 構造用合板・真壁造の場合

3. (イ) かすがい

4. (ロ) L字型かど金物
ZN65 横架材に5本、柱に5本


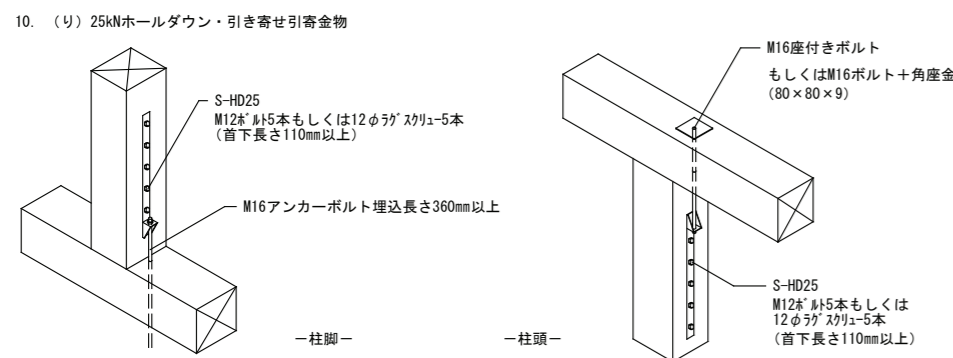
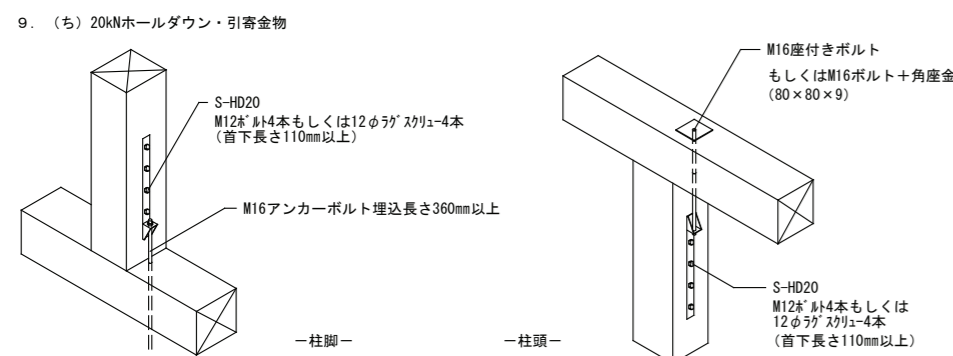
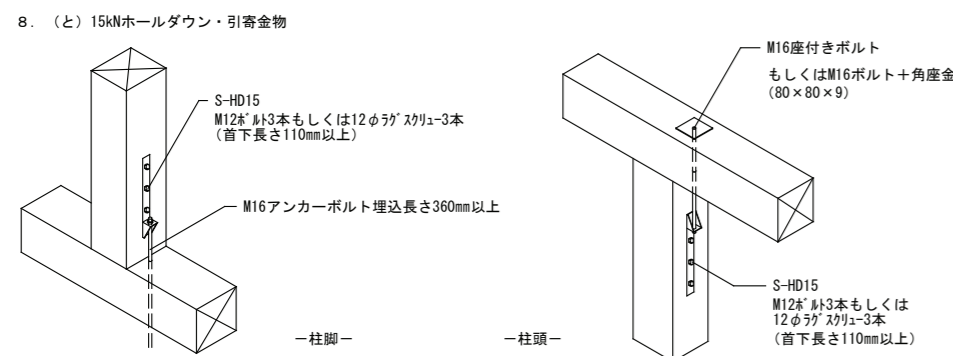
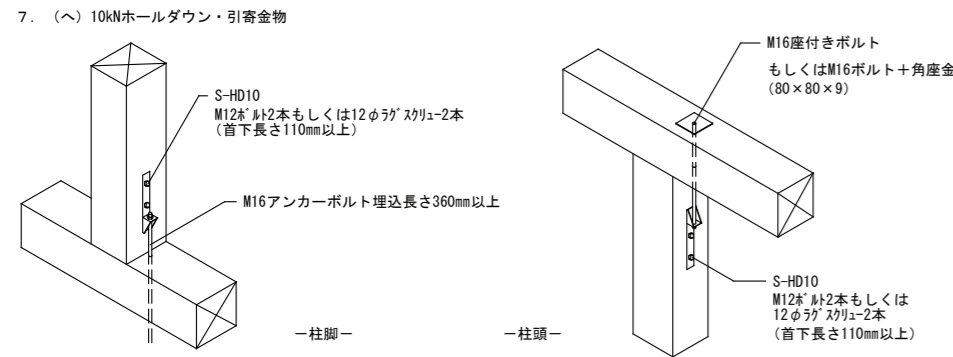
- 水平構面
1. 2F床水平構面 構造用合板24mm仕様

2. 屋根水平構面 屋根仕様

3. 柱頭・柱脚
1. 土台用アンカーボルト
M12アンカーボルトは、2,000以内の位置に配置し、基礎への埋込長さは250mm以上とする。
耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ200mm以内の位置に配置すること。
(ただし、ホールダウン用アンカーボルトを取り付けた場合は上記の配置を省略可とする)

2. アンカーボルトの保持、埋込み工法
A種・B種
M12アンカーボルトは、2,000以内の位置に配置し、基礎への埋込長さは250mm以上とする。

3. (イ) かすがい

4. (ロ) L字型かど金物
ZN65 横架材に5本、柱に5本


鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部営繕課

木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書 (その2)



※ (イ) 羽子板ボルト+スクリーナ釘の場合は長さ50mm径4.5mmのスクリーナ釘を1本追加すること



- (14) 筋かい端部の仕口
- 筋かいの種類に応じた接合方法
 - 厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材による筋かい
 - 筋かいプレートBPを、筋かいに対して角根平頭ボルトM12締め及び太め釘3-ZN65平打ち、柱に対して太め釘3-ZN65平打ち、横架材に対して太め釘4-ZN65平打ち
 - 厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材による筋かい
 - 筋かいプレートBP-2を、筋かいに対して角根平頭ボルトM12締め及びスクリーナ釘7-ZSS0平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれスクリーナ釘5-ZSS0平打ち
 - 厚さ90mm以上、幅90mm以上の木材による筋かいは図示による

耐力壁となる軸組の柱と横架材の仕口

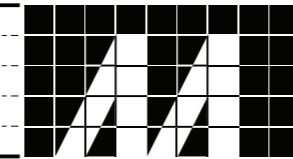
軸組の種類及び柱の位置に応じた仕口の工法は下表による

軸組の種類	柱の位置	仕口の工法				
		平層部又は最上階の柱	出隅の柱	その他の軸組端部の柱	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを取り付けた軸組	筋かいの下部	(ろ)	(い)	(に)	(ろ)	(い)
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを取り付けた軸組	筋かいの下部	(ろ)	(ろ)	(と)	(は)	(ろ)
右に掲げる面材を大壁造の面材耐力壁又は真壁造の面材耐力壁による方法で打ち付けた壁を設けた軸組	構造用合板種類、厚さ7.5mm以上	(は)	(ろ)	(ち)	(へ)	(は)
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいたすき掛けに入れた軸組		(と)	(は)	(り)	(と)	(に)
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいたすき掛けに入れた軸組		(と)	(に)	(ぬ)	(ち)	(と)

表中の記号は工法を示し、下表による

記号	仕口の工法
(い)	短ほぞ差し、かすがいC120若しくはC150打ち又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(ろ)	長ほぞ差し込み釘打ち若しくはかど金物CP-Lを、柱及び横架材に対してそれぞれ太め釘5-ZN65を平打ちしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(は)	かど金物CP-Tを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘5-ZN65を平打ちしたもの若しくは山形プレートVPを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘4-ZN90を平打ちしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(に)	羽子板ボルトSB-F又はSB-E2を用い、柱に対して六角ボルトM12締め、横架材に対して角産金M4.5×40を介してナット締めしたもの若しくは短ざく金物Sを用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルトM12締めとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(は)	羽子板ボルトSB-F又はSB-Eを用い、柱に対して六角ボルトM12締め及びスクリーナ釘ZSS0打ち、横架材に対して角産金M4.5×40を介してナット締めしたもの又は短ざく金物Sを用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルトM12締め及びスクリーナ釘ZSS0打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(へ)	引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用い、柱に対して六角ボルト2-M12、横架材、布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた産金付きボルトM16 (布基礎に対してはアンカーボルトM16) を介して緊結したもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(と)	引き寄せ金物HD-B15又はS-HD15を用い、柱に対して六角ボルト3-M12、横架材 (土台を除く)、布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16 (布基礎に対してはアンカーボルトM16) を介して緊結したもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(ち)	引き寄せ金物HD-B20又はS-HD20を用い、柱に対して六角ボルト4-M12、横架材 (土台を除く)、布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16 (布基礎に対してはアンカーボルトM16) を介して緊結したもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(り)	引き寄せ金物HD-B25又はS-HD25を用い、柱に対して六角ボルト5-M12、横架材 (土台を除く)、布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16 (布基礎に対してはアンカーボルトM16) を介して緊結したもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(ぬ)	(と)に掲げる仕口を2組用いたもの

- 耐力壁でない軸組柱と横架材の仕口
- 図示
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートVPを当て太め釘8-ZN90を打ち
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物CP-L又はCP-Tを当て太め釘10-ZN65打ち
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、込み釘打ち
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物SM-12を当て太め釘4-ZN65打ち
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ち
- 隅柱と土台の仕口
- 図示
 - 短ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かど金物CP-Lを当て太め釘10-ZN65打ち
 - 長ほぞ差しとし、込み釘打ち
 - 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、込み釘打ち
 - 短ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ち
 - 短ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用いて緊結
 - 土台小口と隅柱との取り合いを落としありとする場合は、かど金物CP-L又はCP-Tを両面に当て太め釘20-ZN65打ち



(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取県畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE
設計者 (株) 友設計
一級建築士 第327195号 長谷川 信文

DRAW	CHECK	図名	No.
長谷川	西村	木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書 (その2)	S-04
Scale			-

地盤改良特記仕様書（各認定工法の仕様に変更可能）

1. 工事概要

本地業は、スラリー状のセメント系固化材（以下、固化材液と称す）を地盤に注入しながら、共回り防止翼を装着した攪拌装置を用いて、原地盤土と機械的に攪拌混合し、固化材の固化反応により所要の強度を持つ改良柱体（以下、コラムと称す）を築造するものである。

2. 一般事項

本工事は、本特記仕様書によるほか「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」（日本建築センター、ベターリビング）および「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 4 杭・地業および基礎工事」（日本建築学会）による。

3. 特記事項

- コラムの径、掘削深度（設計コラム長+空掘長）、本数配置等は設計図書による。ただし、コラムの径・長さ・本数・位置及び固化材液の配合等について土質や地盤状況により変更した方が適切だと判断される場合は、監督員の承認の下に変更することができる。
- コラムの設計基準強度は $F_c = 900 \text{ kN/m}^2$ (0.90 N/mm^2) とする。
- 設計の要求する性能を確保するため、適切な配合管理および品質検査を実施する。

4. 施工計画

- 本工事施工業者は、各工法の施工技術に精通したものとす。
- 施工計画書
工事に先立ち、施工計画書を監督員に提出する。施工計画書は、次の事項を明記する。
 - ① 工事件名及び工事場所
 - ② コラム仕様及び数量 [コラム径・掘削深度 (設計コラム長+空掘長) ・本数・設計基準強度]
 - ③ 工事期間及び工程
 - ④ 工事の組織 (建築請負業者の本工事責任者、コラム施工業者名及び責任者、各種作業の主たる従事者)
 - ⑤ 施工手順
 - ⑥ 施工機器
 - ⑦ 固化材配合条件
 - ⑧ 施工管理 (立会い、管理項目、施工記録)
 - ⑨ 品質検査
 - ⑩ 安全衛生対策
 - ⑪ 地盤概要 (土質柱状図)
 - ⑫ コラム伏図
 - ⑬ 技術審査証明書 (写)

5. 施工

- 作業地盤は、施工機械が傾斜・転倒しないよう養生する。
- 基本的な施工手順を以下に示す。施工の障害になる事項が出現した場合は、別途検討する。
 - a. 攪拌混合装置をコラム心に合わせる。
 - b. 固化材液を吐出せずに、空掘部を所定の深度まで掘進する。
 - c. 固化材液を吐出しながら掘進・攪拌混合する。
 - d. 注入掘進工程が終了したら、固化材液の吐出を停止し先端部の練り直しを行う。
 - e. 先端部練り直し工程が終了したら、攪拌軸を逆回転し引き上げ攪拌混合する。
- 設計図書に示された支持地盤に着底する長さを実施コラム長とする。
- 本工事により排出される発生残土は場内処分とする。

6. 施工機械

- 共回り現象を防止する機構を有し、固化材液と原位置土を確実に攪拌混合できる攪拌装置を用いること。
- 所定の施工管理項目を計測、記録できる管理装置を用いること。
- 改良機本体は本工事の施工仕様を満足させる施工制御機器を装備したもので、自走式とする。
- ミキシングプラントは、所定吐出量を十分供給できるものとする。

7. 配合管理

- 固化材液に使用する改良材は、セメント系固化材とする。
- 配合強度
変動係数を25%と想定し、9項に規定する採取ヶ所数N、合格確率80%とした下表を用いて設定する。

N	1	2	3	4~6	7~8	9~
α	2.163	1.918	1.815	1.719	1.651	1.594

$Xf = \alpha \times F_c$ [α : 割り増し係数、 Xf : 配合強度]

- 計画配合仕様
水・固化材比 : $W/C = 60$ %
固化材添加量 : $\alpha n = 300 \text{ kg/m}^3$ (改良対象土1m³あたり)

- 室内配合試験
配合仕様 (固化材液の水・固化材比、固化材添加量) は、室内配合試験の結果に基づき、現場室内強度比を考慮し、配合強度を満足するように決定する。あるいは正確に土質を把握し、かつその土質に対する既存データがある場合は、その結果を用いて配合仕様を決定する。よって、計画配合仕様の変更も有り得る。本工事における配合試験対象土は「粘性土」とする。

8. 施工管理

- 施工の安定性を確保するため以下に示す項目について施工管理する。
 - ① 形状・寸法 : 鉛直性
コラム心
掘削深度
コラム径
 - ② 固化材 : 材料計量
固化材液の密度
添加量
 - ③ 攪拌混合度 : 攪拌混合回数
 - ④ 支持地盤 : 仕事量 (掘削抵抗値)
- コラムの芯ズレ
コラムの芯ズレが許容値を超えた場合は、監督員 (監理者) と協議し、設計検討により応力照査を行った上、安全であると判断した場合、合格とする。
許容値100mm
- 施工の立会い
建築工事の請負者は、本地業責任者 (請負業者の中から選定) 及び施工責任者を定め、両者は本地業の施工中は立合うものとする。

9. 品質検査

- 検査対象群、検査対象層及び調査ヶ所数
 - ① 検査対象群は概ねコラム300本を1単位とする。土層毎に検査対象層を決めるが、最小層厚を0.5mとする。
 - ② 検査対象層は 粘性土 , _____ , _____ であり、設計対象層を 粘性土 と仮定する。
設計対象層の平均強度は他の検査対象層の平均強度を超えないこと。
超えている場合は、最も低い平均強度の層を設計対象層とする。
 - ③ 調査ヶ所数
頭部コア調査 1ヶ所 モールドコアによる調査とする。
深度コア調査 4ヶ所 モールドコアによる調査とする。
- コア採取率による調査
深度コア調査の内、検査対象群に1ヶ所の割合でボーリングによりオールコアサンプリングを行い、コア採取率を調査する。
コア採取率が、全長に対して粘性土層90%、砂質土層95%以上、かつ深さ1m毎に粘性土層85%、砂質土層90%以上であることを確認する。
- 合否の判定
 - ① 設計対象層についての採取ヶ所数をNとする。1採取ヶ所当り3個のコア供試体を採取し、その平均強度をその採取ヶ所の強度とする。
 - ② 一軸圧縮強度は公的機関あるいは検査員立会いの下に行うものとする。
 - ③ 検査手法は検査手法A (品質のバラツキを想定する場合の検査手法) による。
 - ④ 検査手法Aによる品質検査
合否の判定は検査対象層におけるNヶ所 (採取ヶ所) の一軸圧縮試験結果が下式を満足すれば合格とする。
$$XN \geq XL = F_c + k_a \cdot \sigma_d$$
$$XN : Nヶ所の一軸圧縮強度の平均値 (N/mm², kN/m²)$$
$$XL : 合格判定値 (N/mm², kN/m²)$$
$$F_c : 設計基準強度 (N/mm², kN/m²)$$
$$k_a : 合格判定係数$$
$$\sigma_d : 想定したコア強度の標準偏差 (N/mm², kN/m²) であり、 $\sigma_d = V_d \cdot \bar{q}_{ud}$ (V_d : 変動係数、品質確認書により想定する)
(\bar{q}_{ud} : 想定した平均一軸圧縮強さ (N/mm², kN/m²))$$

採取ヶ所数N	1	2	3	4~6	7~8	9~
合格判定係数 k_a	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

10. 報告

工事完了後、次の事項について施工報告書をまとめ、監督員に提出する。

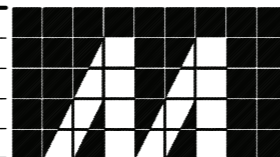
- ① コラム伏図及び番号
- ② コラムの施工日
- ③ コラムの径及び改良長
- ④ 掘削深度
- ⑤ 固化材の配合と使用量
- ⑥ コア圧縮強度試験結果
- ⑦ 合格判定結果

11. その他

施工にあたっては、セメント系固化材等を使用した改良土の六価クロム溶出試験を実施し、環境庁告示46号の土壤環境基準値 (検液1Lにつき0.05mg) 以下であることを確認する。

試験方法は、平成13年4月20日付国官技第16号国営建第1号「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領 (案) の一部変更について」による。

試験方法及び試験の個数 : 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験、 1 検体



(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事 (建築)

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	(株)友設計	
	一級建築士 第327195号 長谷川 信文	

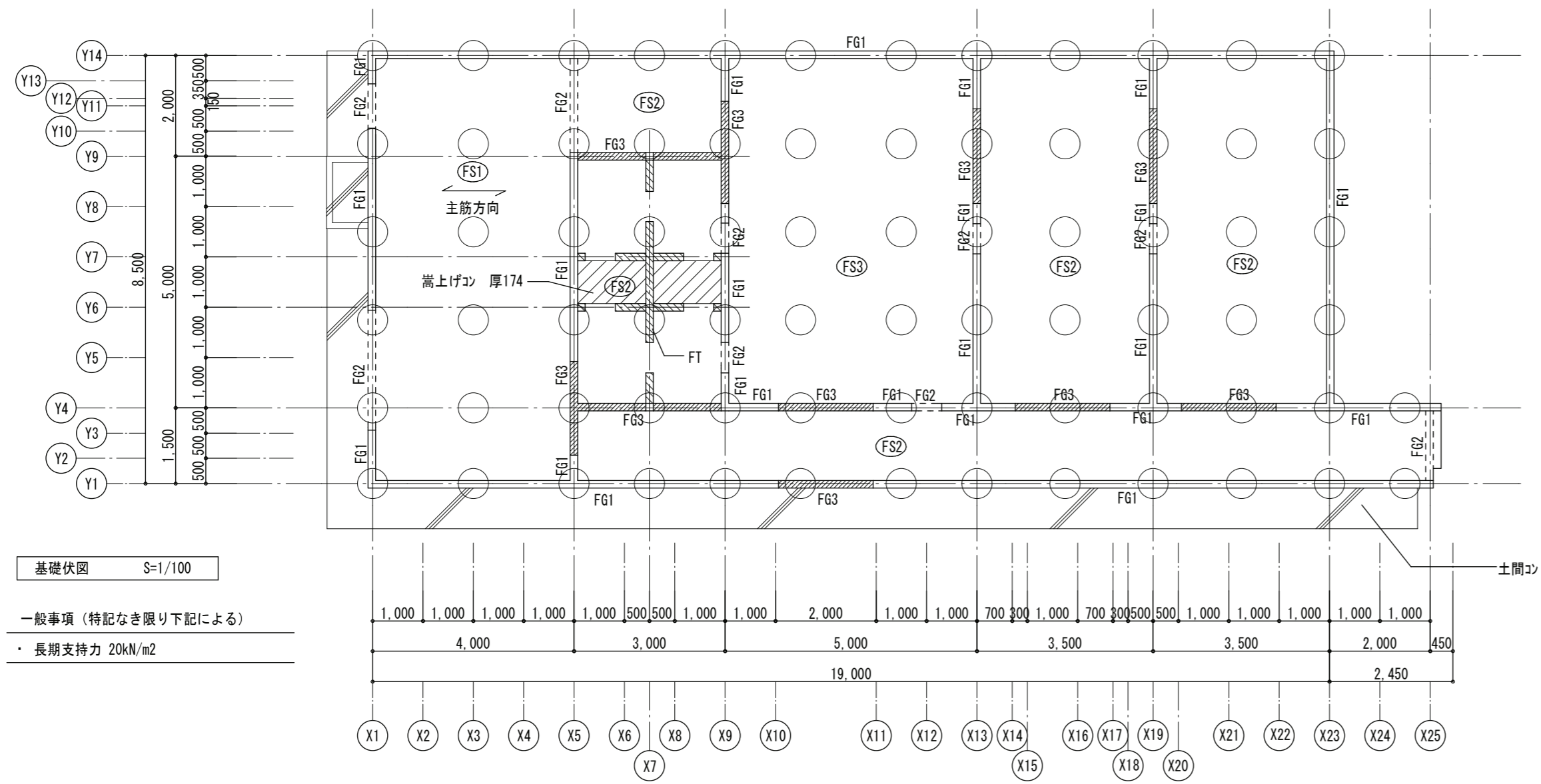
DRAW CHECK 図名

長谷川	西村
-----	----

地盤改良特記仕様書

No. S-05

Scale



基礎伏図 S=1/100

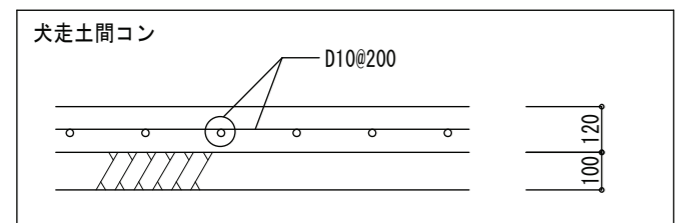
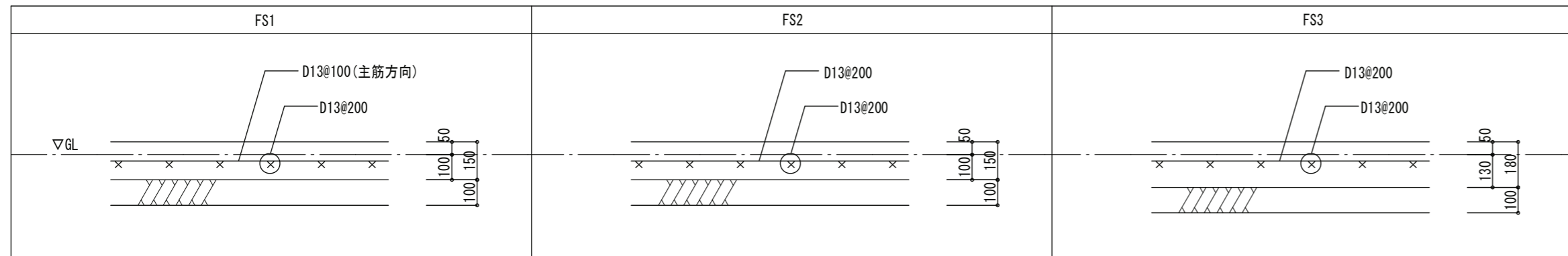
一般事項 (特記なき限り下記による)
 ・ 長期支持力 20kN/m²

改良仕様
 図中 ○ は、柱状改良杭 600φ を表す。 @2,000以内 74セット
 改良深さはGL-2.0mとする
 改良体天端はGL-450mm 改良上の地盤は十分に転圧すること
 柱状改良杭体の設計基準強度 Fcは、Fc=900 kN/m² とする。
 支持層 砂 N値20以上

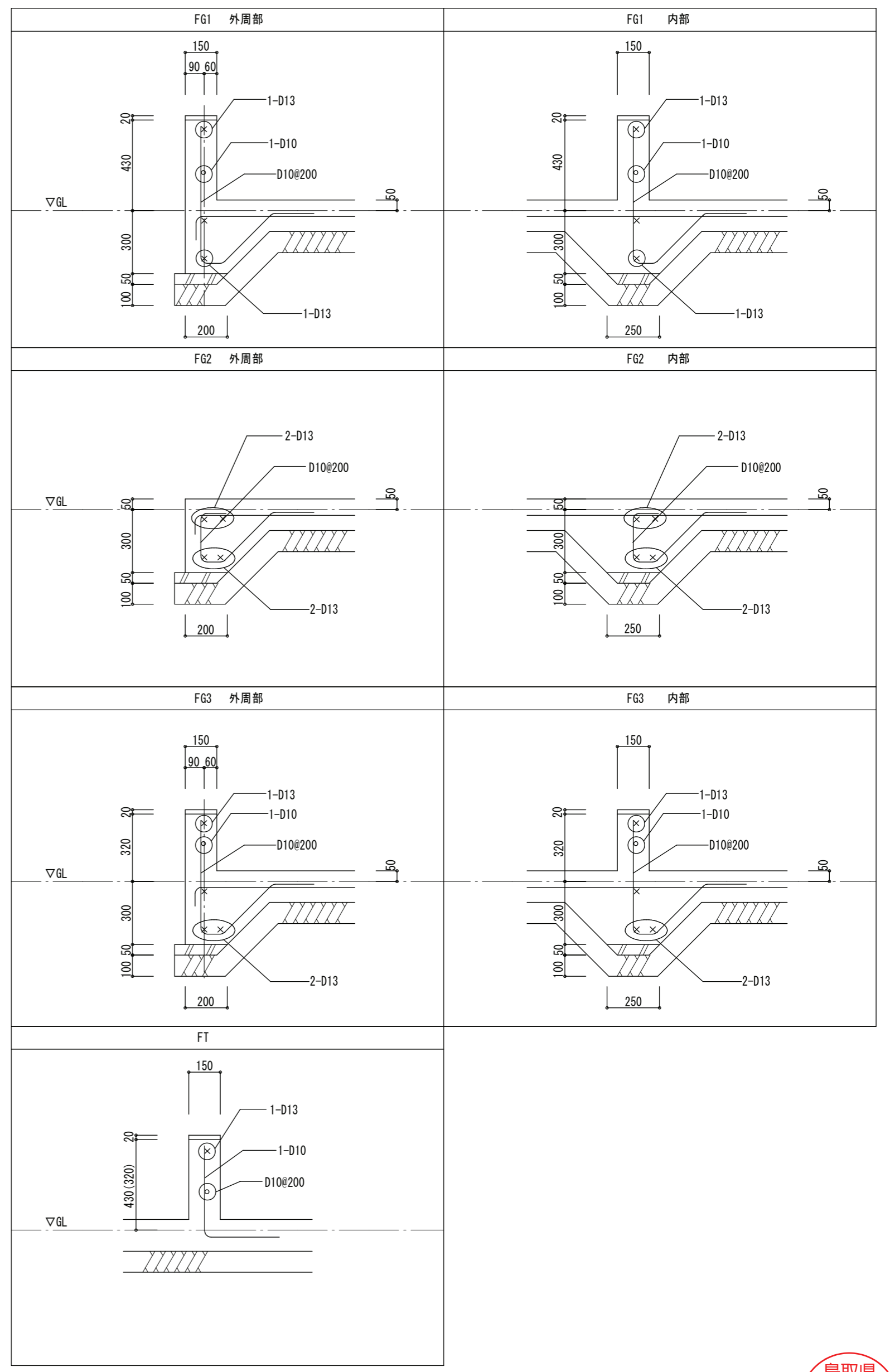
基礎構造使用材料

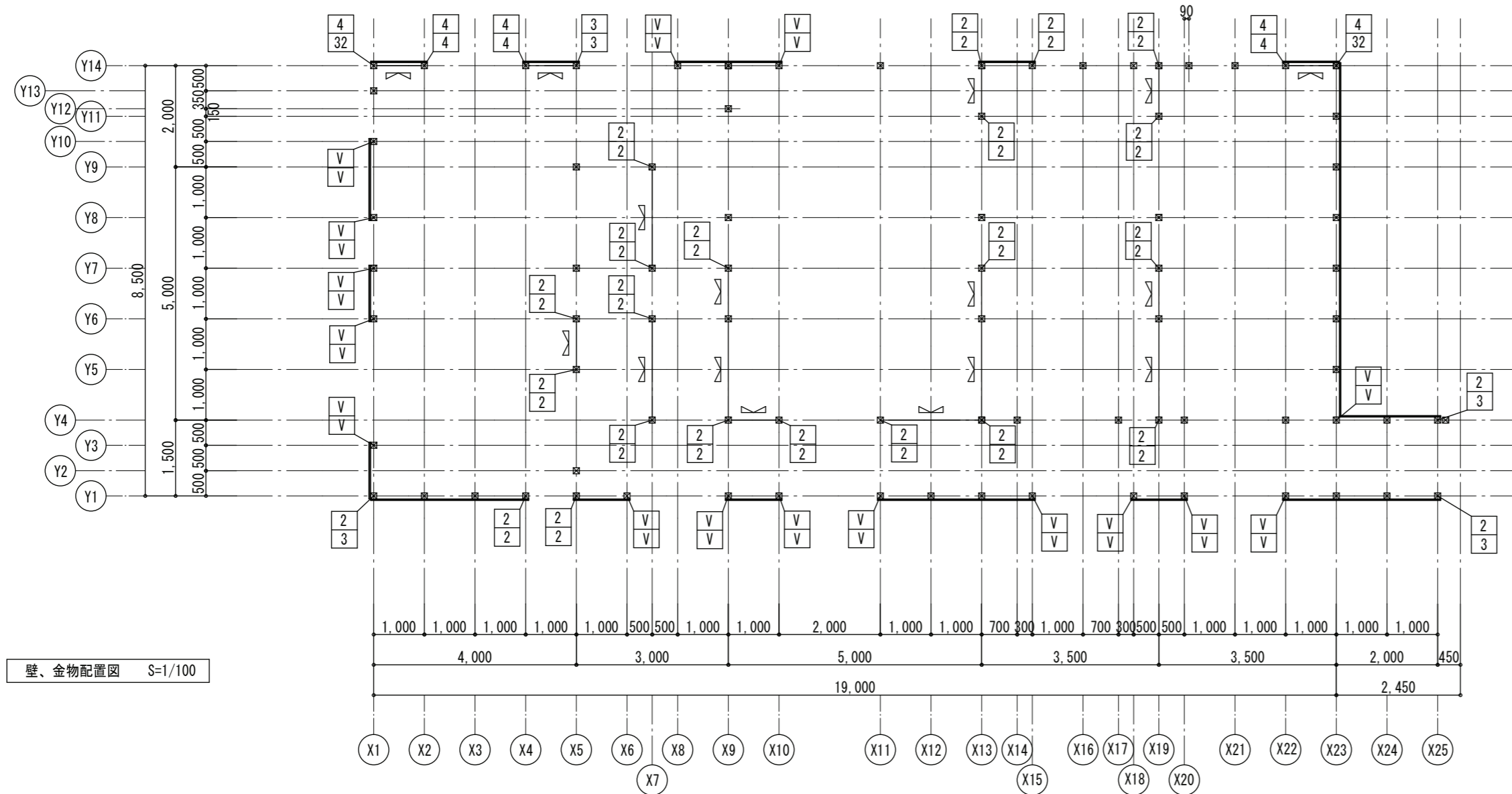
コンクリート	土間コン	Fc=21N/mm ²
	基礎	Fc=24N/mm ²
鉄筋		SD295

耐圧盤リスト S=1/20

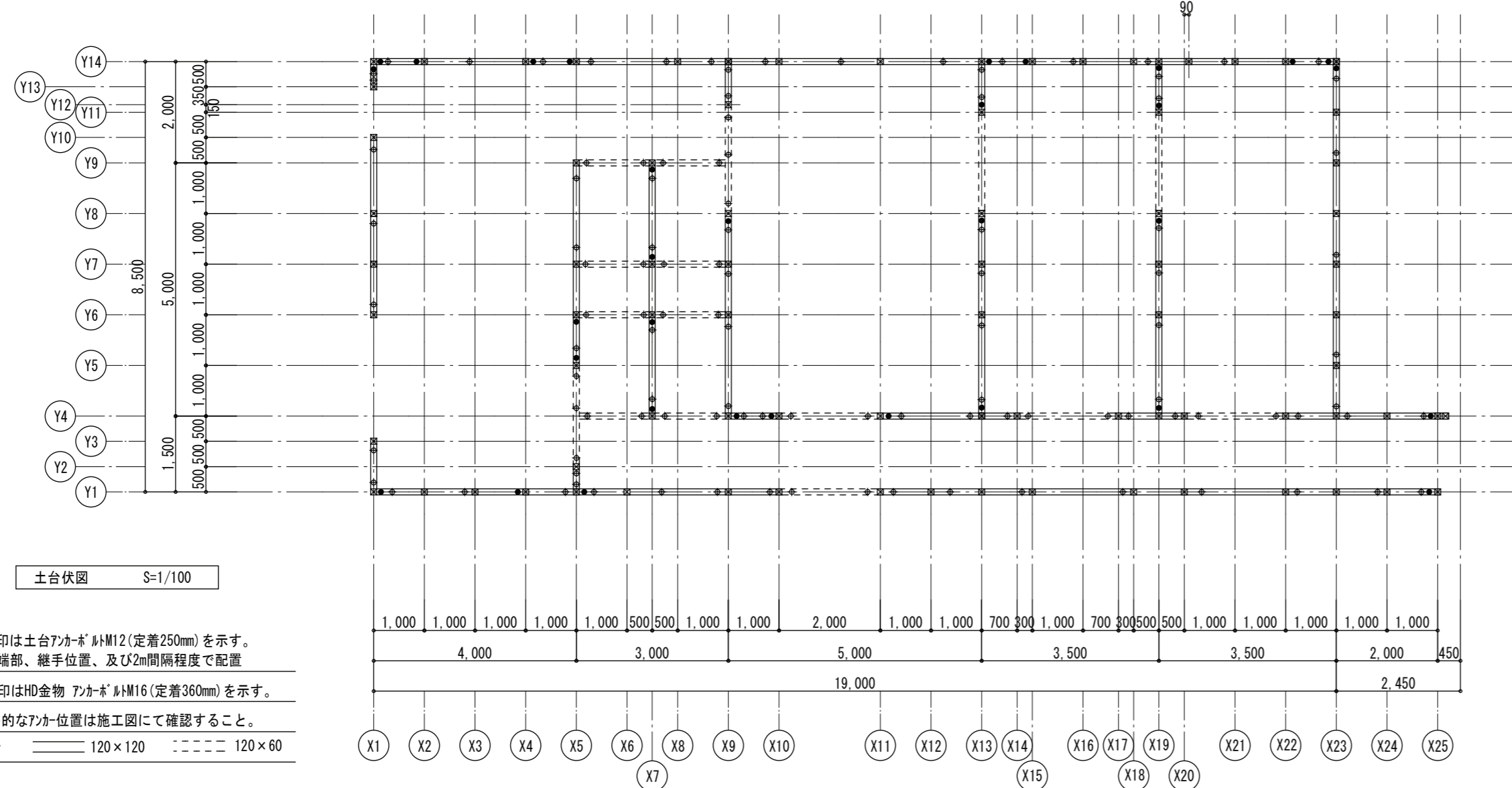


基礎梁リスト S=1/20





壁、金物配置図 S=1/100



土台伏図 S=1/100

○印は土台フカキ M12 (定着250mm) を示す。
 端部、継手位置、及び2m間隔程度で配置

●印はHD金物 フカキ M16 (定着360mm) を示す。
 最終的なフカキ位置は施工図にて確認すること。

土台 〰 120×120 - - - - 120×60

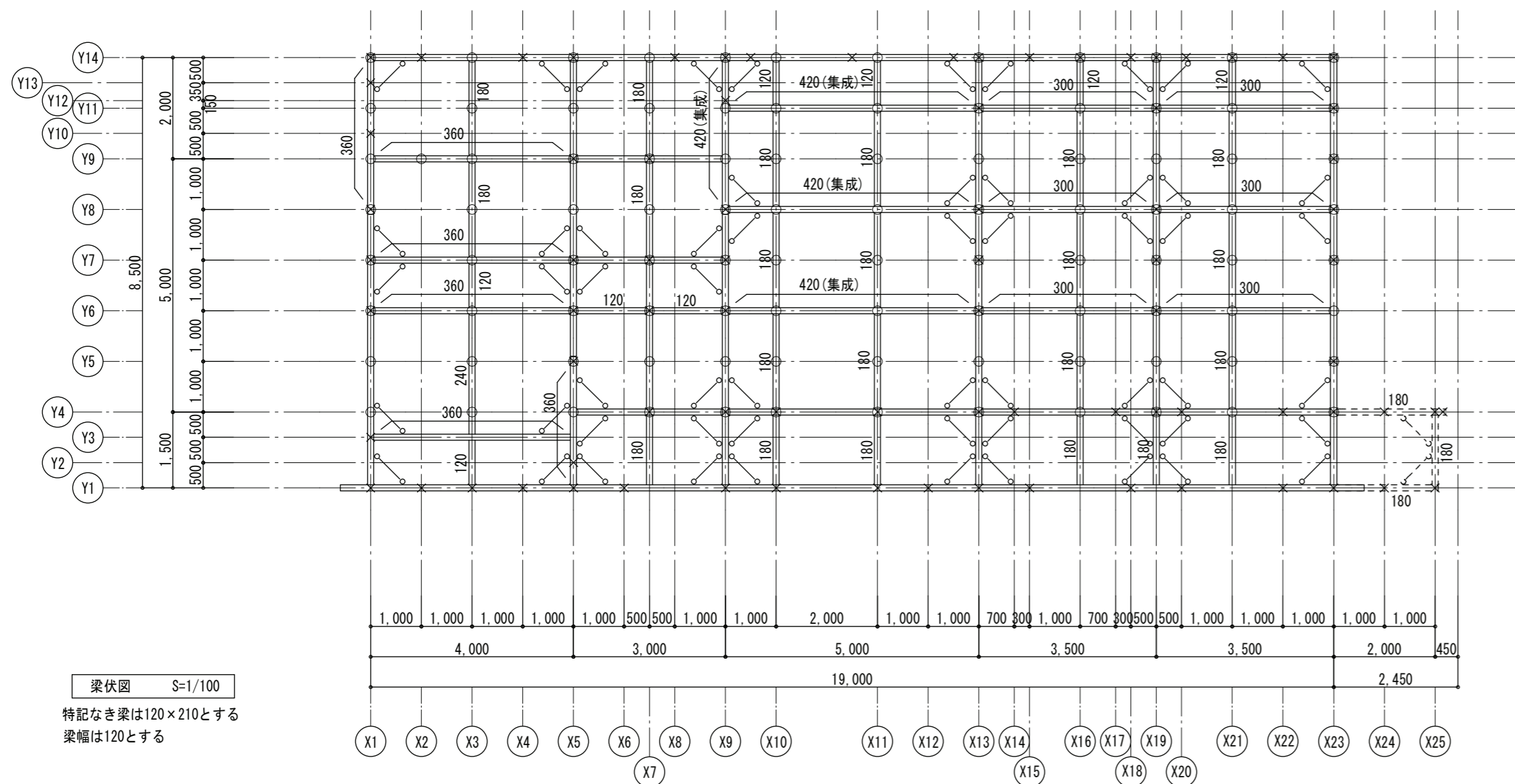
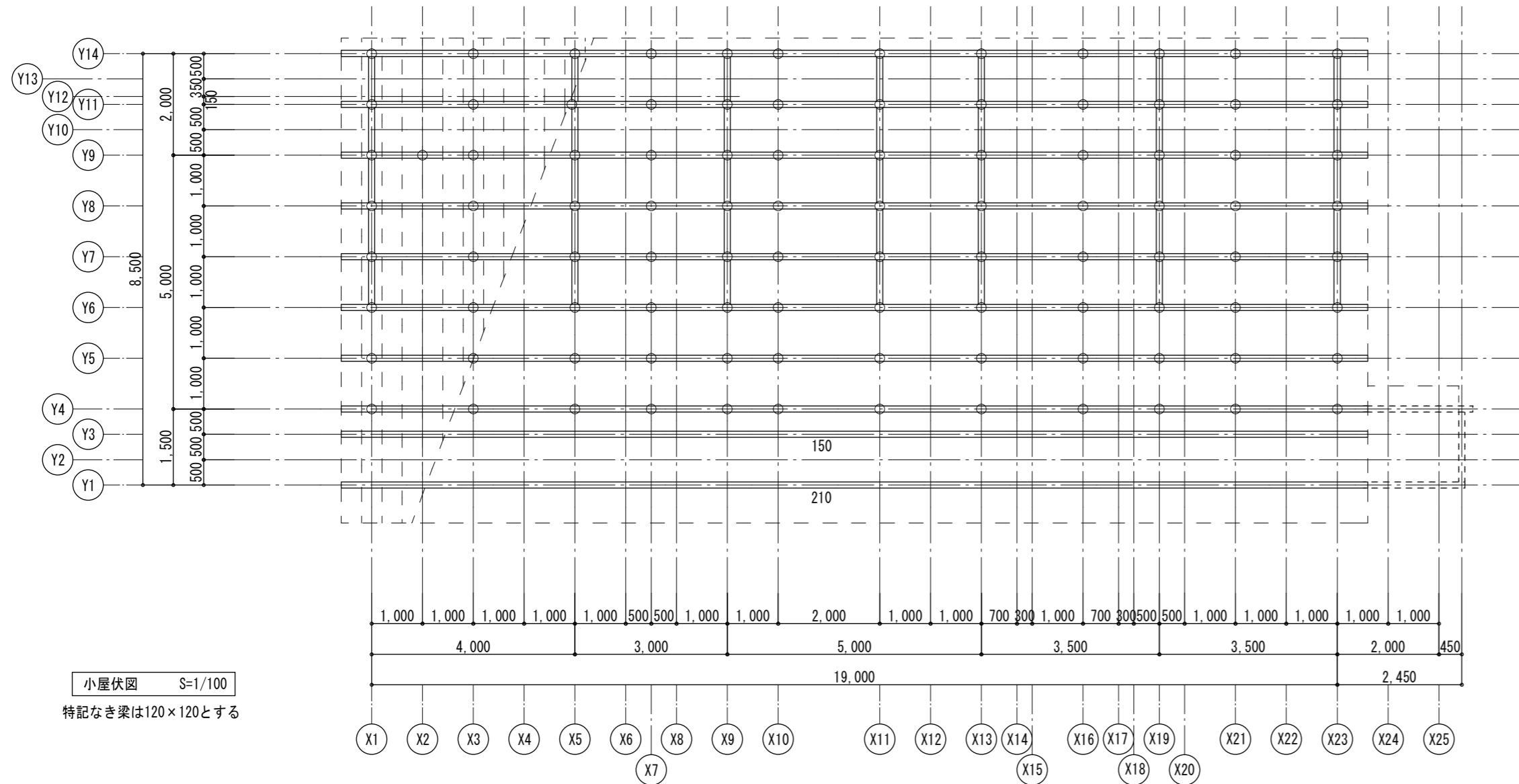
凡例

耐力壁		倍率
	<筋違い> たすき掛筋かい45×90/筋かいプレートBP2 すぎ無等級材	4.0
	<耐力面材> ガラス繊維混入せつこうボード 厚9.5 (参考:タカ-EX(MIN)-) 製品仕様によること ※耐力面材は構造耐力上必要な壁だけでなく外壁 面に全て同仕様にて施工を行うこと。	標準仕様 2.7 入隅仕様 2.5

記号	仕様	倍率
L	CP-T	0.65
V	山型プレート	1.00
2	10KN用引き寄せ金物	1.80
3	15KN用引き寄せ金物	2.80
4	20KN用引き寄せ金物	3.70
32	15KN用引き寄せ金物×2	5.60

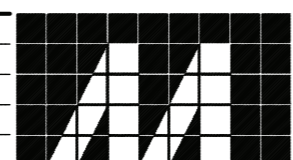
凡例
<金物>
柱頭金物
柱脚金物





凡例(特記なき限り下記とする)

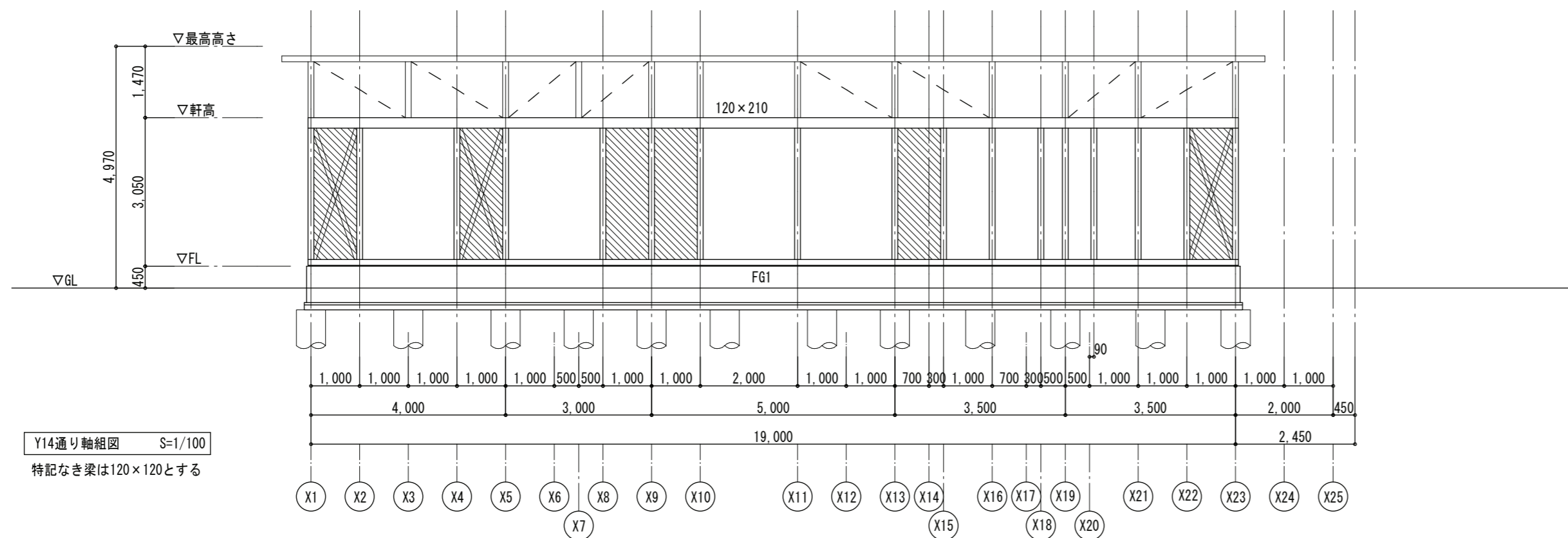
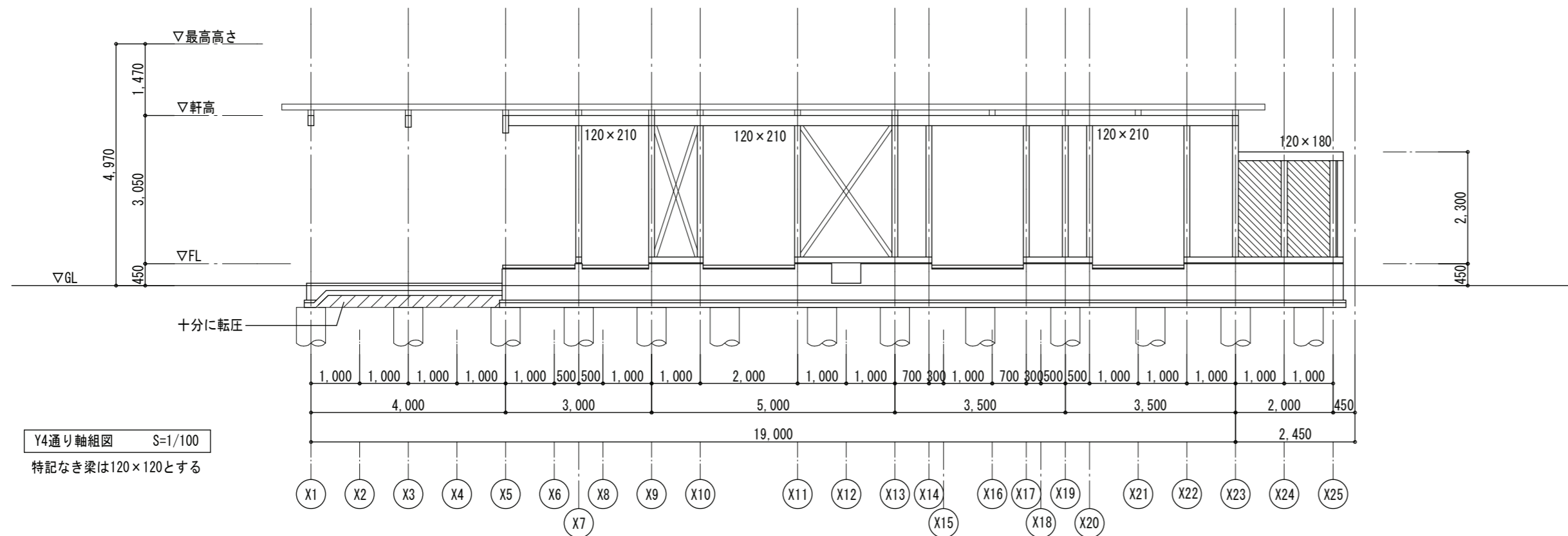
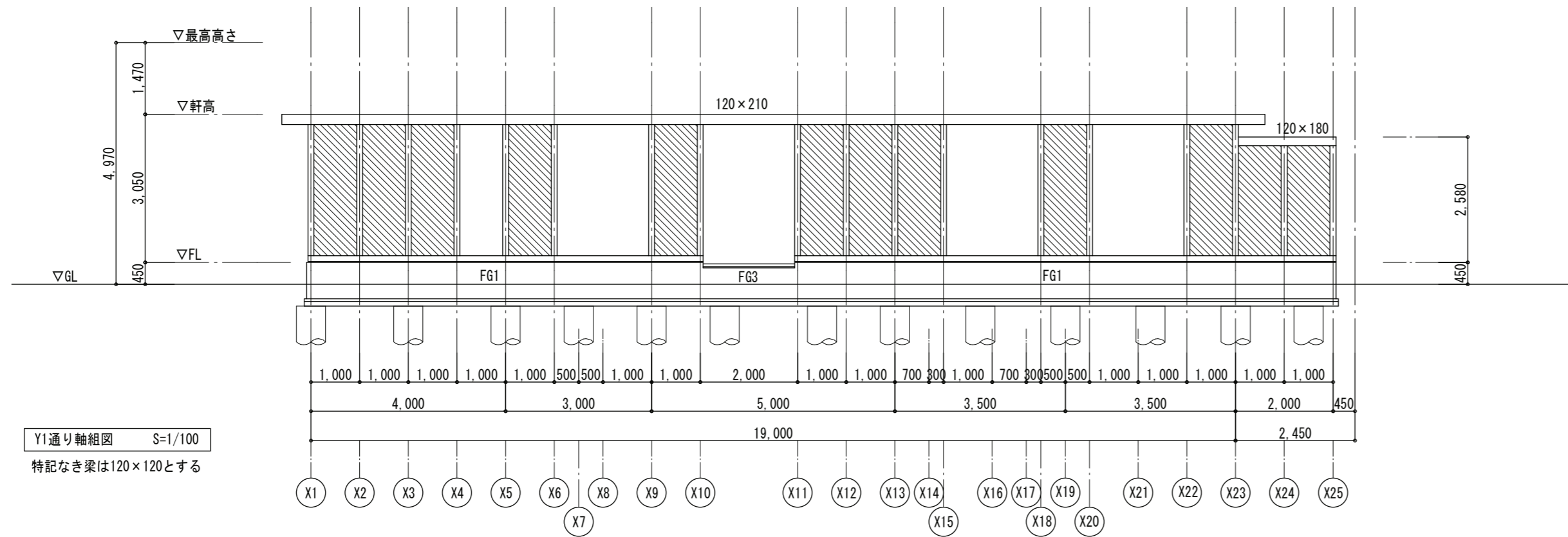
使用材料	土台	120×120 120×60	ひのき (加圧注入 防蟻処理)	☒	120×120		
	柱	120×120	すぎ	○	小屋束		
	梁	120 (梁巾) ×	すぎ 集成材はE105F300	×	下階柱		
	間柱	30×120	すぎ	∩	火打ち 90×90 すぎ		
	垂木	60×75 @400以下	すぎ ST-9 以上 転び止め付 (軒及び継目部分)	○	小屋筋違 15×90 (2-N50) すぎ		
	小屋根	120×120	すぎ かすがい2本打ち	∩	天井吊受け材 90×90 すぎ @1,000 以下		
	母屋	120×120	すぎ かすがい2本打ち		構造用製材の機械等級区分はE50とする 加圧注入材及び105角未満の部材は除く 仕口は大入り蟻掛け、羽子板ボルト以上とする 継手は腰掛け蟻継ぎ+短ざく金物以上とする		
	屋根面	t=12	構造用合板				



(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)
管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE
設計者 (株)友設計
一級建築士 第327195号 長谷川 信文

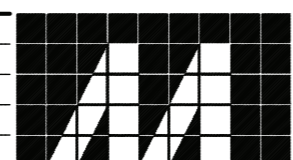
DRAW 長谷川 CHECK 西村 図名 構造伏図(2)
No. S-08
Scale 1/100



凡例

耐力壁		倍率
	〈筋違い〉 たすき掛筋かい45×90/筋かいプレートBP2 すぎ無等級材	4.0
	〈耐力面材〉 ガラス繊維混入せっこうボード 厚9.5 (参考:タケ-EKN(A)-) 製品仕様によること ※耐力面材は構造耐力上必要な壁だけでなく外壁 面に全て同仕様にて施工を行うこと。	標準仕様 2.7 入隅仕様 2.5
	小屋筋違い 適宜配置すること	

鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部管轄課

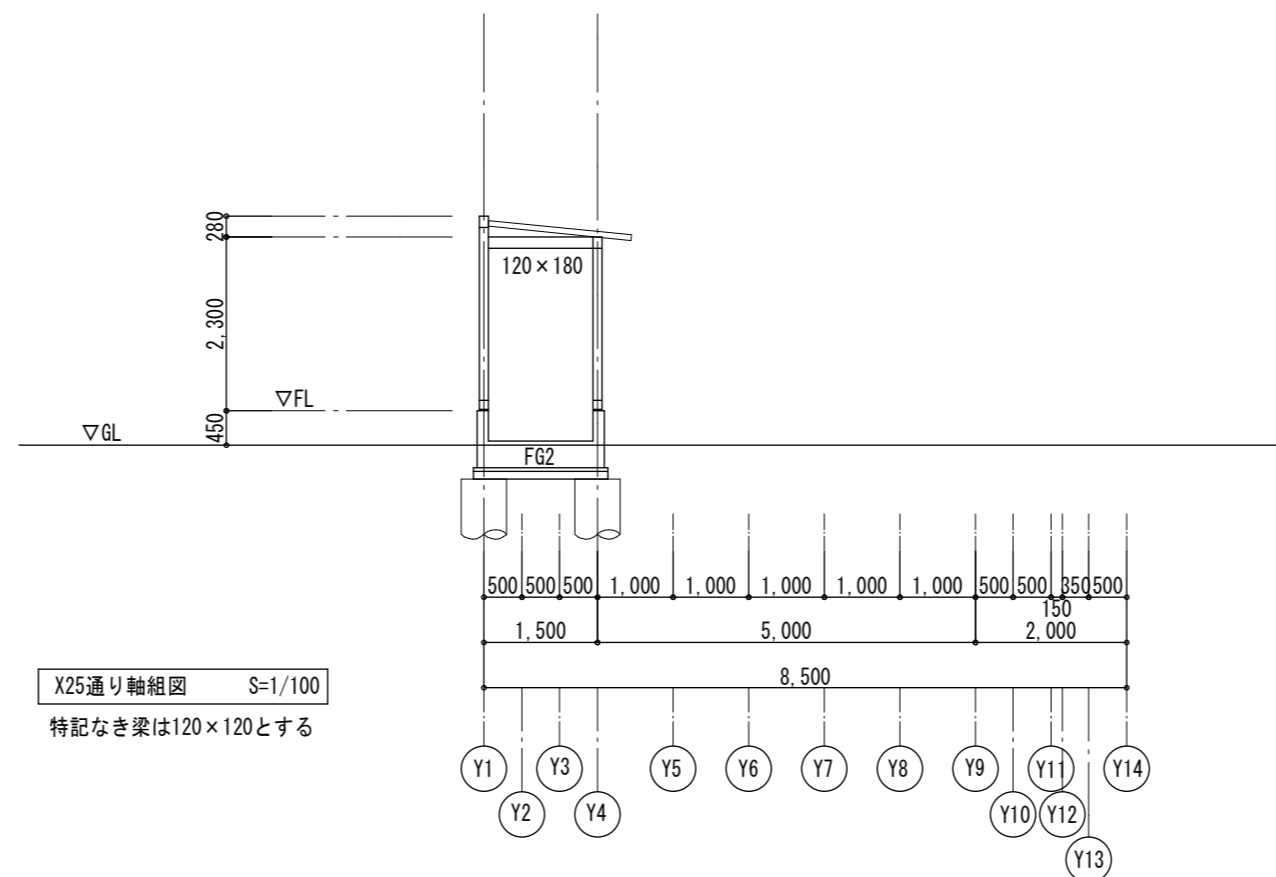
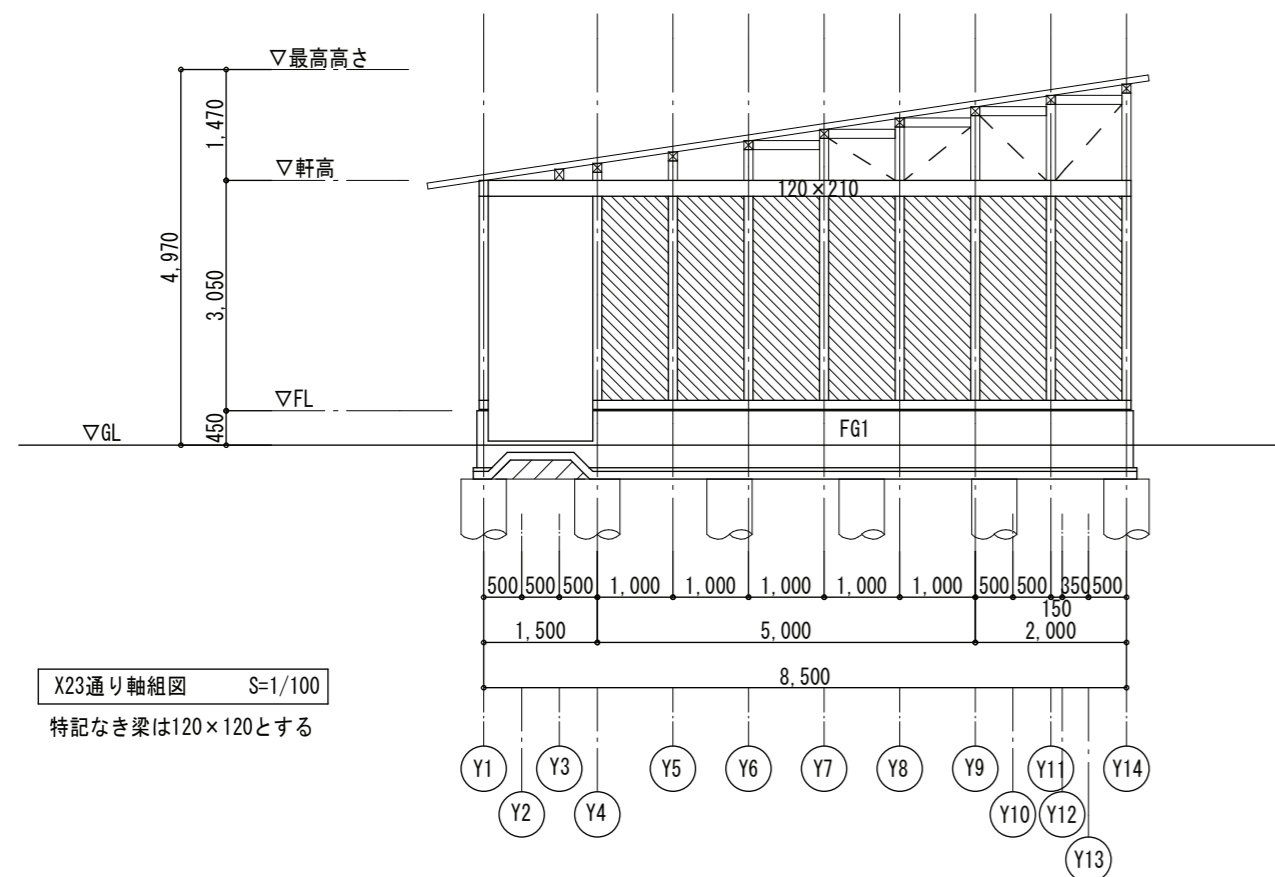
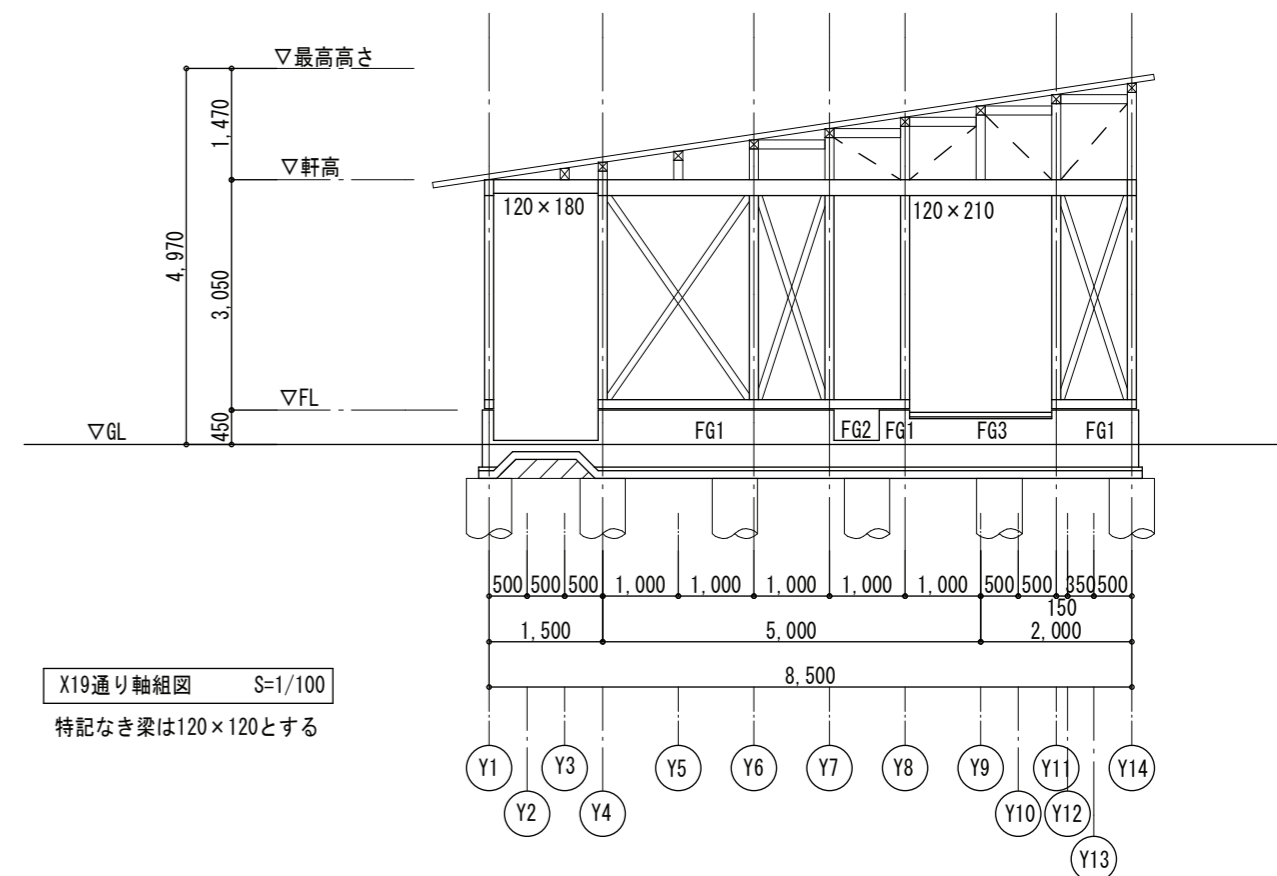
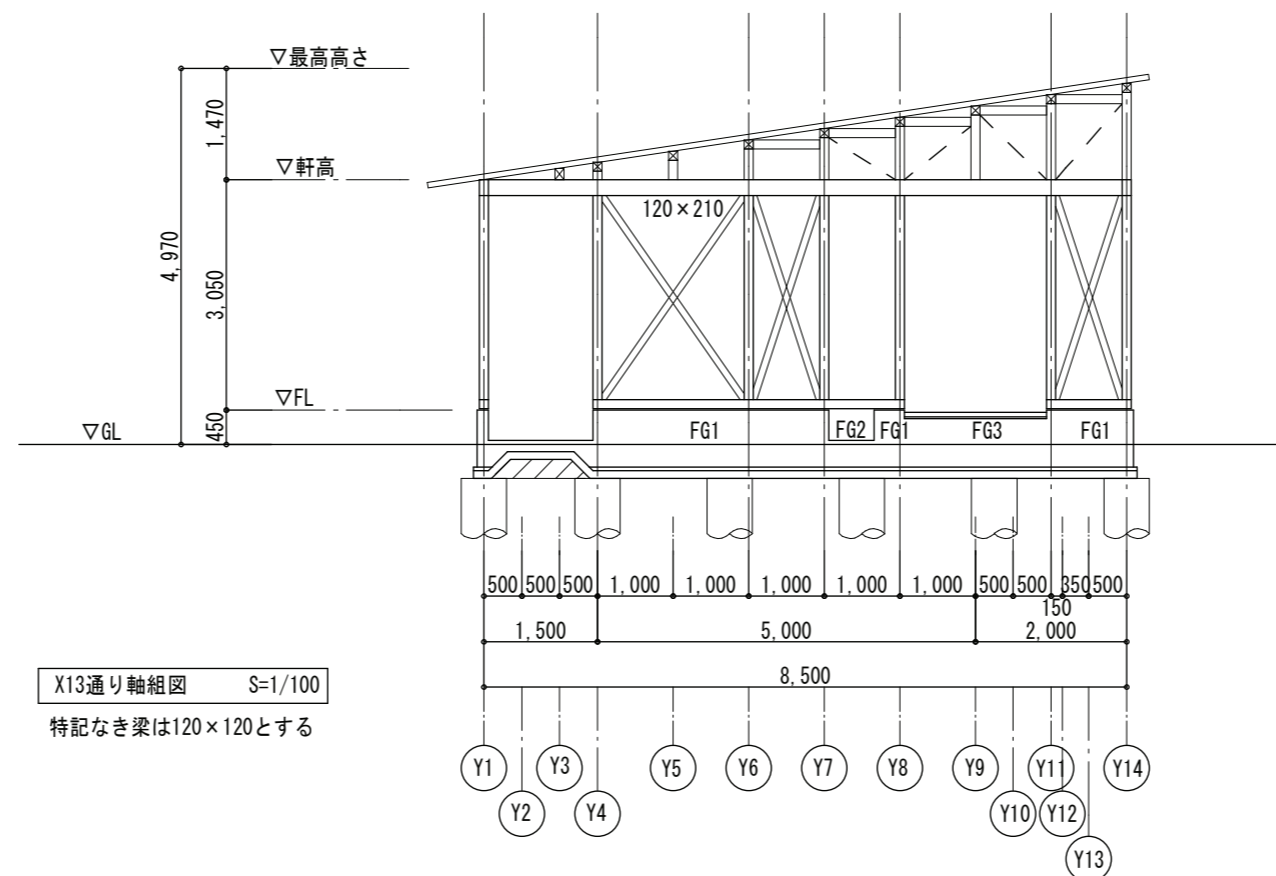
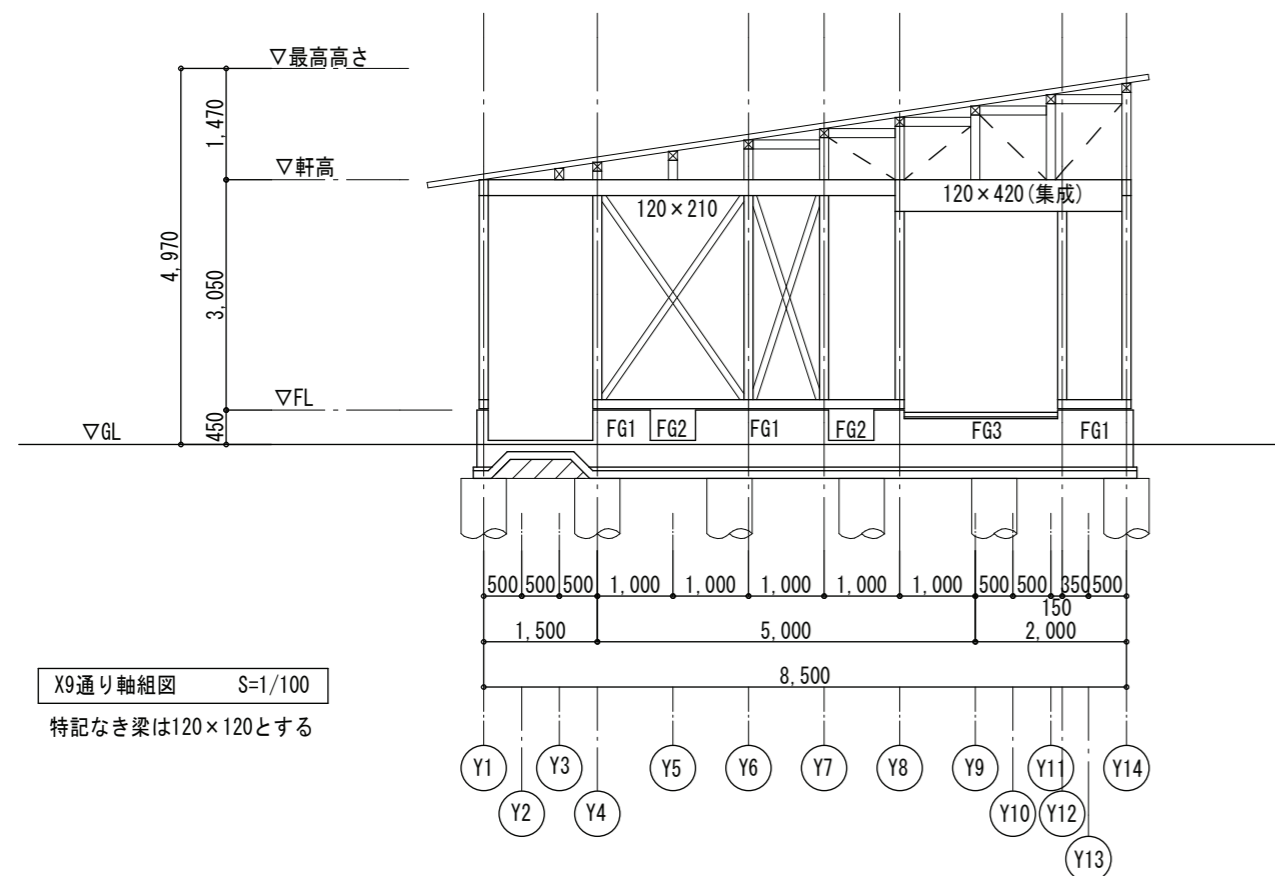
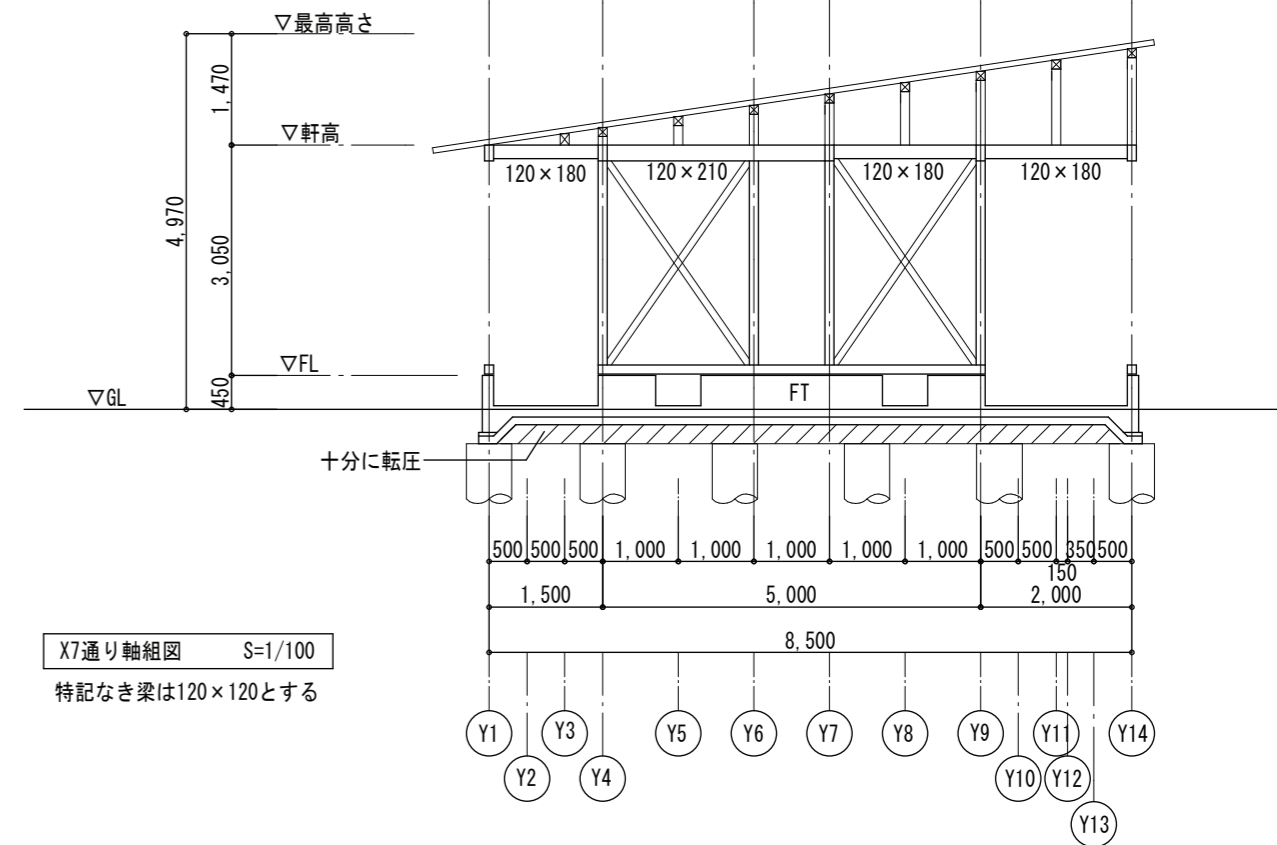
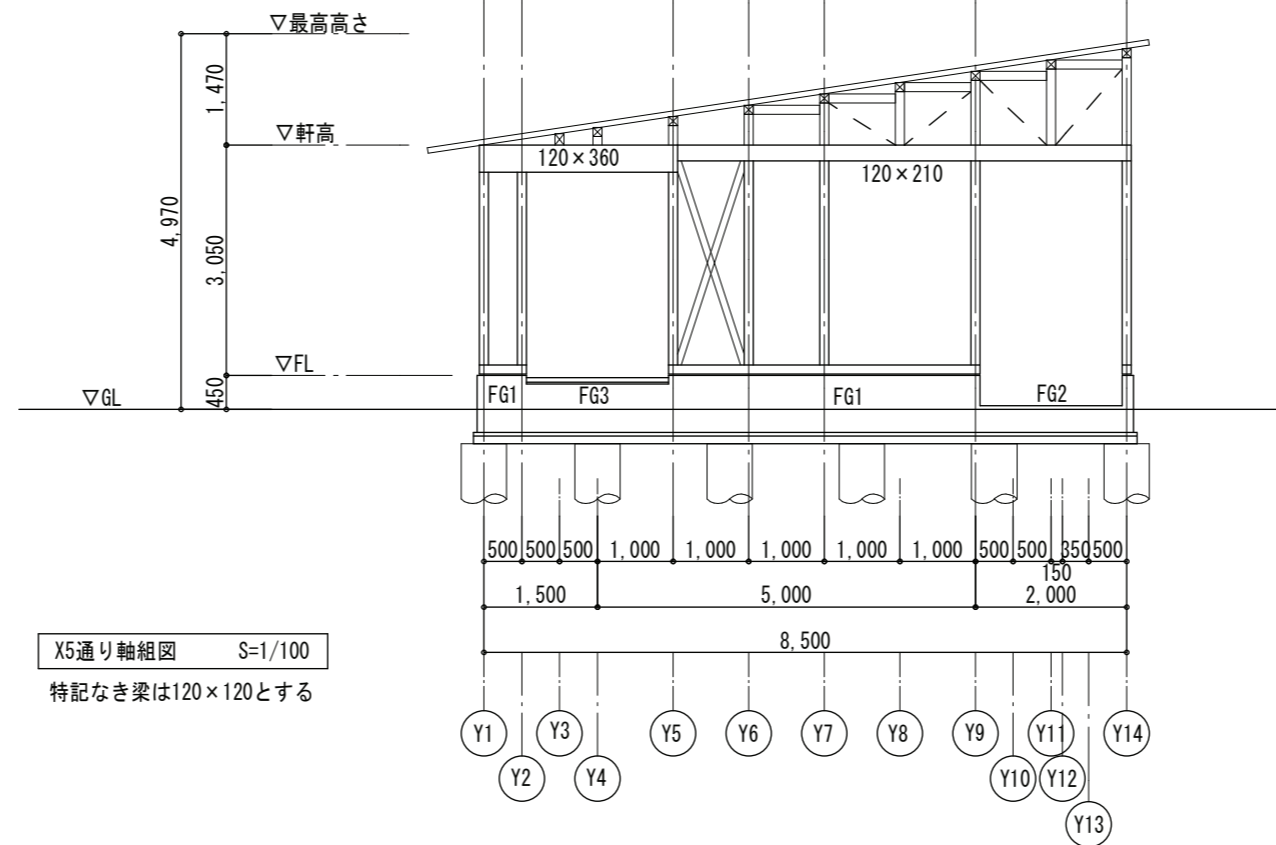
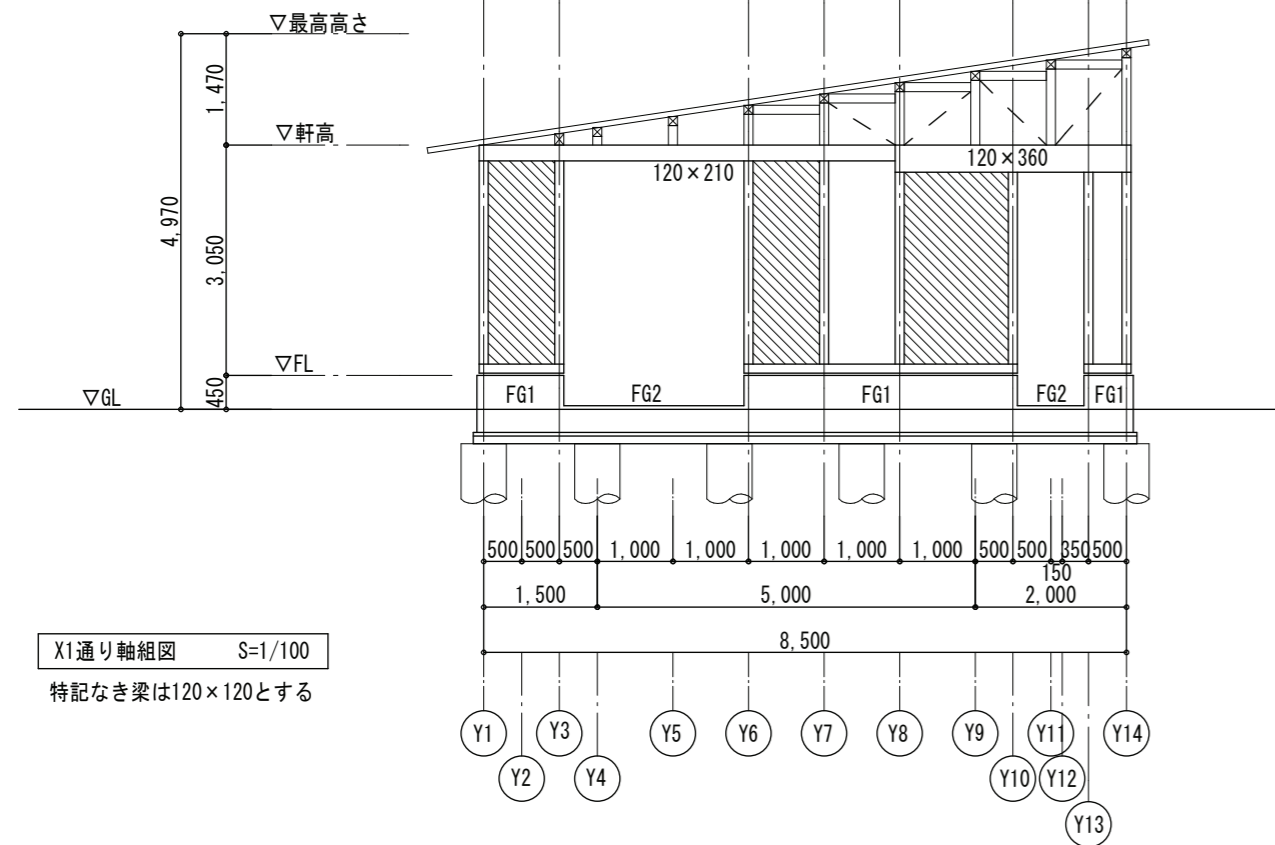


(有) 望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

管理建築士	一級建築士 第308105号 西村 純一	DATE
設計者	(株)友設計	
	一級建築士 第327195号 長谷川 信文	

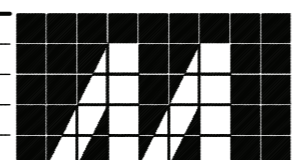
DRAW	CHECK	図名	No.
長谷川	西村	軸組図(1)	S-09
			Scale
			1/100



凡例

耐力壁		倍率
	<筋違い> たすき掛筋かい45×90/筋かいφレ18P2 すぎ無等級材	4.0
	<耐力面材> ガラス繊維混せつこうポ-ト 厚9.5 (参考:タカ-EXHIN-) 製品仕様によること ※耐力面材は構造耐力上必要な壁だけでなく外壁 面に全て同仕様にて施工を行うこと。	標準仕様 2.7 入隅仕様 2.5
- - -	小屋筋違い 適宜配置すること	

鳥取県
令和5年度
J2300498
総務部営繕課



(有)望月建築設計事務所
MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE
設計者 (株)友設計
一級建築士 第327195号 長谷川 信文

DRAW 長谷川 CHECK 西村 図名 軸組図(2) No. S-10 Scale 1/100